

目 次

◎会議録第1号（3月1日）議案説明

開 会	6	
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告	6
日程第2	教育長諸般の報告	10
開 議	13	
日程第3	会議録署名議員の指名	13
日程第4	会期の決定	13
日程第5	議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町一般会計補正予算（第6号））	14
日程第6	議案第2号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例	15
日程第7	議案第3号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	16
日程第8	議案第4号 松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	17
日程第9	議案第5号 松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例	18
日程第10	議案第6号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例	19
日程第11	議案第7号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	21
日程第12	議案第8号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	22
日程第13	議案第9号 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
日程第14	議案第10号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の	

		事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	24
日程第15	議案第11号	松前町新型コロナウイルス感染症対策資金 利子補給基金条例……………	25
日程第16	議案第12号	松前町が管理する町道の構造の技術的基準 等を定める条例の一部を改正する条例……………	26
日程第17	議案第13号	松前町道路占用料徴収条例の一部を改正す る条例……………	27
日程第18	議案第14号	松山市及び松前町における連携中枢都市圏 形成に係る連携協約の一部を変更する連携 協約の締結について……………	29
日程第19	議案第15号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	31
日程第20	議案第16号	令和2年度松前町一般会計補正予算（第7 号）……………	32
日程第21	議案第17号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第5号）……………	32
日程第22	議案第18号	令和2年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第5号）……………	32
日程第23	議案第19号	令和2年度松前町水道事業会計補正予算 （第1号）……………	32
日程第24	議案第20号	令和3年度松前町一般会計予算……………	34
日程第25	議案第21号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計予 算……………	34
日程第26	議案第22号	令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計 予算……………	34
日程第27	議案第23号	令和3年度松前町介護保険特別会計予算……………	34
日程第28	議案第24号	令和3年度松前町水道事業会計予算……………	34
日程第29	議案第25号	令和3年度松前町下水道事業会計予算……………	35
日程第30	議案第26号	令和3年度松前町一般会計補正予算（第1 号）……………	55
散	会	……………	55



◎会議録第2号（3月8日）一般質問

開 議	60
日程第1	会議録署名議員の指名 60
日程第2	一般質問
4番	曾我部秀司議員 60
7番	住田 英次議員 72
10番	藤岡 緑議員 77
8番	稲田 輝宏議員 85
5番	影岡 俊範議員 89
2番	西村 元一議員 94
散 会	101

~~~~~

◎会議録第3号（3月17日）委員長報告

|       |                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 108                                                                                                    |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 108                                                                                         |
| 日程第2  | 委員会提出議案第1号 松前町議会会議規則の一部を改正する規則 108                                                                     |
| 日程第3  | 議案第2号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例 109                                                                          |
| 日程第4  | 議案第3号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 111                                                         |
| 日程第5  | 議案第4号 松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 112                                                                      |
| 日程第6  | 議案第5号 松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例 113                                                                       |
| 日程第7  | 議案第6号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例 114                                                                          |
| 日程第8  | 議案第7号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 114                                           |
| 日程第9  | 議案第8号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 116 |
| 日程第10 | 議案第9号 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関                                                                              |

|       |        |                                                                                                            |     |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|       |        | し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………                                                    | 117 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… | 118 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 松前町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例……………                                                                           | 119 |
| 日程第13 | 議案第12号 | 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例……………                                                                  | 120 |
| 日程第14 | 議案第13号 | 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………                                                                                | 121 |
| 日程第15 | 議案第14号 | 松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について……………                                                       | 122 |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和2年度松前町一般会計補正予算（第7号）……………                                                                                 | 127 |
| 日程第17 | 議案第17号 | 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）……………                                                                           | 127 |
| 日程第18 | 議案第18号 | 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）……………                                                                             | 127 |
| 日程第19 | 議案第19号 | 令和2年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）……………                                                                               | 127 |
| 日程第20 | 議案第20号 | 令和3年度松前町一般会計予算……………                                                                                        | 132 |
| 日程第21 | 議案第21号 | 令和3年度松前町国民健康保険特別会計予算……………                                                                                  | 132 |
| 日程第22 | 議案第22号 | 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計予算……………                                                                                 | 132 |
| 日程第23 | 議案第23号 | 令和3年度松前町介護保険特別会計予算……………                                                                                    | 132 |
| 日程第24 | 議案第24号 | 令和3年度松前町水道事業会計予算……………                                                                                      | 132 |
| 日程第25 | 議案第25号 | 令和3年度松前町下水道事業会計予算……………                                                                                     | 132 |

|        |            |                       |     |
|--------|------------|-----------------------|-----|
| 日程第26  | 議案第26号     | 令和3年度松前町一般会計補正予算（第1号） | 147 |
| 日程第27  | 議案第27号     | 松前町教育委員会教育長の任命について    | 148 |
| 日程第28  | 議案第28号     | 令和2年度松前町一般会計補正予算（第8号） | 149 |
| 追加日程第1 | 委員会提出議案第2号 | 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例  | 151 |
| 閉 議    |            |                       | 153 |
| 町長挨拶   |            |                       | 153 |
| 閉 会    |            |                       | 154 |

3月1日（第1号）

令和3年松前町議会第1回定例会会議録

令和3年3月1日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 西村元一   | 3番 渡部恵美   | 4番 曾我部秀司  |
| 5番 影岡俊範   | 6番 田中周作   | 7番 住田英次   |
| 8番 稲田輝宏   | 9番 加藤博徳   | 10番 藤岡緑   |
| 11番 村井慶太郎 | 12番 岡井馨一郎 | 14番 伊賀上明治 |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 岡本靖  |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 本馬毅  |
| 総務部長          | 和田欣也 |
| 保健福祉部長        | 塩梅淳  |
| 産業建設部長        | 大川康久 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲島昌二 |
| 総務課長          | 仙波晴樹 |
| 財政課長          | 金子貴徳 |
| 保険課長          | 小池良治 |
| 子育て・<br>健康課長  | 早瀬晴美 |
| まちづくり課長       | 横山眞史 |
| 産業課長          | 平村展章 |

社会教育課長            黒 田 泰 弘

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長            柏 原        正

議会事務局  
書                            徳 本 敏 子



令和3年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.1

|       |              |                                                                                              |                  |
|-------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|       | 令和3年3月1日(月)  | 午前9時30分                                                                                      | 開議               |
|       | 開 会          |                                                                                              |                  |
| 日程第1  | 町長挨拶並びに諸般の報告 |                                                                                              |                  |
| 日程第2  | 教育長諸般の報告     |                                                                                              |                  |
|       | 開 議          |                                                                                              |                  |
| 日程第3  | 会議録署名議員の指名   |                                                                                              |                  |
| 日程第4  | 会期の決定        |                                                                                              |                  |
| 日程第5  | 議案第1号        | 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度松前町一般会計補正予算(第6号))                                                     |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                                                                       | 質疑 討論 採決         |
| 日程第6  | 議案第2号        | 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例                                                                          |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                                                                       | 質疑 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第7  | 議案第3号        | 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                                                         |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                                                                       | 質疑 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第8  | 議案第4号        | 松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例                                                                      |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                                                                       | 質疑 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第9  | 議案第5号        | 松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例                                                                       |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                                                                       | 質疑 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第10 | 議案第6号        | 松前町介護保険条例の一部を改正する条例                                                                          |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                                                                       | 質疑 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第11 | 議案第7号        | 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例                                           |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                                                                       | 質疑 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第12 | 議案第8号        | 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |                  |
|       | 上程           | 提案理由説明                                                                                       | 質疑 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第13 | 議案第9号        | 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準                                        |                  |

|       |        |                                                                                                       |       |          |
|-------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|
|       |        | を定める条例の一部を改正する条例                                                                                      |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (文教厚生)   |
| 日程第14 | 議案第10号 | 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (文教厚生)   |
| 日程第15 | 議案第11号 | 松前町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例                                                                           |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (総務産業建設) |
| 日程第16 | 議案第12号 | 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例                                                                  |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (総務産業建設) |
| 日程第17 | 議案第13号 | 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                                                                                |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (総務産業建設) |
| 日程第18 | 議案第14号 | 松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について                                                       |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (総務産業建設) |
| 日程第19 | 議案第15号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                                                                      |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 討論    | 採決       |
| 日程第20 | 議案第16号 | 令和2年度松前町一般会計補正予算(第7号)                                                                                 |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (予算決算)   |
| 日程第21 | 議案第17号 | 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)                                                                           |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (予算決算)   |
| 日程第22 | 議案第18号 | 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)                                                                             |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (予算決算)   |
| 日程第23 | 議案第19号 | 令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)                                                                               |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (予算決算)   |
| 日程第24 | 議案第20号 | 令和3年度松前町一般会計予算                                                                                        |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (予算決算)   |
| 日程第25 | 議案第21号 | 令和3年度松前町国民健康保険特別会計予算                                                                                  |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (予算決算)   |
| 日程第26 | 議案第22号 | 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計予算                                                                                 |       |          |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                                                                                                    | 委員会付託 | (予算決算)   |
| 日程第27 | 議案第23号 | 令和3年度松前町介護保険特別会計予算                                                                                    |       |          |

|       |        |                       |             |
|-------|--------|-----------------------|-------------|
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                    | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第28 | 議案第24号 | 令和3年度松前町水道事業会計予算      |             |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                    | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第29 | 議案第25号 | 令和3年度松前町下水道事業会計予算     |             |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                    | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第30 | 議案第26号 | 令和3年度松前町一般会計補正予算（第1号） |             |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑                    | 委員会付託（予算決算） |

○議長（加藤博徳） まず、お知らせをいたします。

新型コロナ対策で、理事者が途中で交代をいたします。御了承をいただきますようお願いをいたします。

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和3年松前町議会第1回定例会を開会いたします。

~~~~~

日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） おはようございます。

議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

立春を過ぎても、しばらくは寒い日が続いていましたが、日ごとに暖かくなるとともに、河川敷などでは菜の花が咲き始め、春の訪れを感じられる季節となりました。

本日、令和3年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和3年度一般会計予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的な感染状況はピーク時に比べると減少傾向に転じており、県内でも新規事例の減少とともに家庭内感染、感染経路不明も減少し、市中感染のリスクは徐々に減少してきています。

これから、3月、4月は入学や就職、転勤など多くの人の移動を伴うほか、新たな出会いや別れ、門出や旅立ちがある大切な節目の時期でもあります。町民の皆様には、会食などで複数人が集まるような場合には、4人以下の人数で時間も短時間とするなど、感染回避のための一定のルールを守り、感染回避行動を徹底していただき、この大切な節目の時期を笑顔でお過ごしいただきたいと思います。

次に、新型コロナワクチンの接種について申し上げます。

医療従事者に対する接種を除き、新型コロナワクチンの接種は国の指示の下、県の協力により市町において実施することとされました。愛媛県のワクチン接種の想定スケジュールでは、まず県において3月中旬頃から医療従事者への優先接種を開始し、県内市町においては4月から65歳以上の高齢者と高齢者施設従事者の接種を優先して開始し、6月頃から基礎疾患のある方の接種、7月頃からその他一般の方の接種を開始する予定です。

現在、本町におきましては、保健福祉部が中心となり医師会や介護施設と連携して、ワクチン接種の実施に向け鋭意準備を進めているところであり、先日、ワクチン接種に係る

事務を迅速かつ円滑に実施できる体制を整備するため、新たに松前町新型コロナワクチン接種対策チームを設置いたしました。また、今月15日には、接種予約や接種場所など、ワクチン接種に関する具体的な相談に対応するためのコールセンターを設置します。

接種方法については、本町では接種対象者各自に、かかりつけ医などの医療機関が実施する個別接種と、接種会場に接種対象者を参集させて実施する集団接種の2種類の接種方法で実施することになっています。いずれの方法で接種を受けるかを町民の皆さんが選ぶことができるようにします。

集団接種の接種場所は、松前公園体育館を考えています。このため、長期間にわたって松前公園体育館の使用ができなくなり、町民の皆様には御不便をお掛けすることになりますが、事情御賢察くださいますようお願いいたします。

現在、ワクチンの配布される時期が不透明で、具体的な接種日程を固めることができない状況ですが、今後、高齢者の皆様全員にワクチン接種券を郵送します。接種券が届きましたらコールセンターに電話して、個別接種か集団接種かを希望する接種の方法の選択と接種日の予約を行っていただくこととなります。

なお、個別接種を希望する場合は、接種を受けたい医療機関の選択も併せて行っていただきます。

このほか、ワクチン接種に関する詳細については、順次町ホームページ等でお知らせいたしますので、町民の皆様におかれましては迅速かつ円滑なワクチン接種の実施に御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、令和3年第1回定例会の開会に当たり提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、避難所の感染症対策について申し上げます。

コロナ禍においても災害発生時に安心して避難所に避難できるよう、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、各指定避難所の感染予防、衛生環境向上、3密回避のために必要な物品を配備しました。

まず、基本的な感染予防のために、非接触型体温計や手指消毒液などを配備するとともに、使用する度に排せつ物を密封して廃棄することができる簡易トイレなどの衛生用品や、避難者がプライベート空間を確保しながら飛沫感染を予防できるよう間仕切りやテントなどを配備いたしました。

先月13日に福島県、宮城県で発生した地震に際して避難所を開設した福島県南相馬市では、避難所用テントが3密回避やプライベート空間の確保に役立ち、避難者からの評価が高かったようです。

当町でも同様のテントを配備しましたので、今後はスムーズに感染症対応の避難所を開設することができるよう、各自主防災組織においてテントや間仕切り、簡易トイレ等の組

立てや設置の訓練を行っていただき、いつ起こるか分からない災害に備え、コロナ禍においても安心して避難できる避難所運営体制を確保します。

次に、町の伝統行事はんざり競漕について申し上げます。

毎週日曜日のゴールデンタイムの人気バラエティー番組、世界の果てまでイッテQの先月14日の放送で、松前町のはんざり競漕が取り上げられました。

番組内のイモトジャパンツアーのコーナーの中で、タレントのイモトさんがはんざり競漕に挑戦するという内容で、番組には伊予高校出身ではんざり女子の部の世界記録保持者の河内裕里さんをはじめ町職員が出演しました。

これまで、はんざり競漕H-1グランプリやはんざり甲子園を開催するなど、はんざりを生かした町のPRを続けてきたことが今回の全国放送につながったのではないかと考えています。

今後も引き続き、はんざりを生かした町のPRを継続し、多くの方にはんざりの面白さを知っていただくとともに、更なる松前町の知名度向上と町のにぎわいづくりに取り組んでまいります。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

先月15日から26日まで、ホッケー男子日本代表サムライジャパンが松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場で、2020東京オリンピックに向けた強化合宿を実施しました。サムライジャパンの松前町での強化合宿は、今回で3年連続3回目になります。

また今回は、アンダー21ジュニア男子日本代表チームも合同合宿し、サムライジャパンとの強化練習試合を行い、日本最高峰のホッケーの試合を見ることができました。

また、2月23日の天皇誕生日には、感染防止対策を徹底した上で、ホッケー教室を開催していただき、ホッケークラブの子どもたちとサムライジャパンとの交流も図られました。東京オリンピックが予定どおり開催された場合は、感染症対策を講じた上でパブリックビューイングを実施し、町民の皆様と一緒にサムライジャパンを応援して町全体で盛り上がりたいと思います。

サムライジャパンには、今後も引き続き本町で合宿していただくことを期待しています。

このほか、今月開催を予定している中学生ホッケー交流大会まさきカップにつきましては、感染防止対策を徹底した上で、規模を縮小して開催したいと考えています。

引き続き、ホッケーの聖地・松前町を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

次に、松前町勢要覧の改訂について申し上げます。

平成29年に作成した町勢要覧の内容が古くなったため改訂を行ったもので、昨年度策定した第5次総合計画に合わせて町の基本政策の説明を更新したほか、自然や文化などの地

域資源、地場産業等の情報を分かりやすく取りまとめました。

今回完成した町勢要覧には、スマートフォンなどで表紙にあるQRコードを読み込むと動く表紙を見ることができるAR技術を活用した仕掛けや、町公式YouTubeチャンネルと連動する仕組みを持たせ、これまでの「読む」冊子から視覚・聴覚で味わうことができる「見る」冊子へと進化させました。

また、町内12組の家族や団体の皆さんがそれぞれの立場で町の魅力を語った記事を掲載したほか、11月末まで実施した「まっさき まさきいろフォトキャンペーン」でInstagramに投稿された町内の写真を掲載するなど、町民参加型の楽しい町勢要覧づくりを意識しました。

今後は、町の情報が詰まったこの冊子を、町が主催するイベントや移住相談会等において町内外に広く配布し、町の魅力を発信することで移住・定住の促進にもつなげたいと考えています。

次に、町道整備について申し上げます。

整備を進めてきた町道西古泉筒井線が完成し、今月13日に開通の運びとなりました。地権者をはじめ関係者の御協力に感謝を申し上げます。

この道路は、防災道路としての機能を有するほか、国道56号を補完する道路としてエミフルMASAKI周辺の渋滞を緩和する役割にも期待しています。

今後は、この道路を生かした周辺の土地利用の在り方についても検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、介護保険について申し上げます。

介護保険は、3年ごとに策定する介護保険事業計画において保険料の見直しを行っています。令和3年度から令和5年度までを事業計画期間とする第8期介護保険事業計画を現在策定中であり、先月24日から今月9日までパブリックコメントに付しているところです。

第8期事業計画期間の介護保険事業費は、第7期事業計画期間に比べ、高齢化の進展や介護施設の整備により6%の増加が見込まれることから、標準保険料率を月額で100円、率にして1.9%の引上げをせざるを得なくなりました。

これに合わせて、所得階層ごとの保険料率を改定するとともに、町独自に実施していた低所得者対策の保険料率についても、国の低所得者対策の実施に伴い段階的に改定するため、所要の改正を行う改正条例を今議会に提出させていただきました。

このほか、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを目指して、介護予防や要介護状態の重度化防止、認知症施策の推進に向けた各種事業に取り組み、地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、現在策定を進めております第6期障がい福祉計画においては、障がい福祉サービスの提供体制の整備に努め、高齢者やその家族への支援の充実を図

ってまいります。

次に、令和3年度の組織改正について申し上げます。

会計事務の適正な管理執行のため、独立した組織として部と同等の出納局を新設し、同局に、現在財政課が所掌する入札及び契約業務を移管して、入札及び契約の適正な管理執行の一層の充実を図ります。

さらに、南海トラフ巨大地震や局地的豪雨の備えをはじめ、あらゆる災害に強いまちづくりを推進するとともに、防犯・交通安全体制を強化し、危機管理体制の一層の充実を図るため、危機管理専門の部署として総務部に危機管理課を新設します。

また、昭和51年に編さんされた松前町誌の追補版を作成するため、総務部総務課に町誌編さん室を設置します。

このほか、現在の所掌事務の見直しを行い、より効率的、効果的に業務執行ができる体制整備を行います。

令和3年度からこの組織改正を行うため、所要の改正を行う改正条例を今議会に提出していますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、条例案件12件、予算案件11件、その他承認を求めるもの1件、議決を求めるもの1件、意見を求めるもの1件、合わせて26件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 教育長諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第2、教育長諸般の報告を行います。

本馬毅教育長。

○教育長（本馬 毅） 議長の許可をいただきましたので、諸般の報告をさせていただきます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に追われた1年間であり、予定していた大会、研修会、各種行事が中止、縮小や延期を余儀なくされました。児童生徒、保護者、教職員には、大きな負担があったと思います。

なお、今回の諸般の報告では、中止や延期になった大会や研修会等についての報告は割愛しますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

初めに、教育長や教育委員の資質能力向上のための研修については、ほとんどが中止となりましたが、定例教育委員会においては、時間をかけて学校教育や社会教育の課題につ



いて協議することができました。

また、毎年実施している教育委員会の点検・評価では、松前町教育基本方針の重点目標に掲げる全ての努力事項の成果と課題を明確にし、教育行政の改善に努めました。

それでは、学校教育に関する諸般の報告を申し上げます。

まず、令和2年度の町内の園児、児童、生徒数については、昨年度に比べ、幼稚園2園では33名減の83名、小学校3校では19名増の1,755名、中学校3校で3名増の783名で、全体的に昨年度よりやや減少しました。

次に、幼稚園及び小中学校での感染症対策について申し上げます。

昨年春の新型コロナウイルス感染拡大のため、国の緊急事態宣言や県知事の要請を受け、小中学校については昨年3月4日から5月24日まで、幼稚園については4月14日から5月24日までの間、臨時休業としました。

学校の一斉臨時休業は前例のないことであり、様々な課題に一つ一つ取り組みましたが、保護者の皆様の御期待に十分お応えができなかったこともあり、申し訳なく思っています。

また、5月25日から学校を再開するに当たっては、感染防止対策と子どもの健康状況の把握、生活や学習のリズムの回復を最優先事項としました。

感染防止対策については、マスク着用や手洗いの徹底、フェイスシールドの着用や感染防止スクリーンの設置、教室の換気の徹底、放課後の校舎や机、椅子等の消毒などを徹底するとともに、消毒液や非接触型体温計など、感染防止のため必要な物を国の交付金を活用して整備しました。

また、生活や学習のリズムを回復させるために、学校再開当初は復習や疑問点の解消から始めて児童生徒一人一人の学習の保障に努めたほか、音楽や体育などの小集団学習を行う授業においては、コロナ禍においても行うことができるよう、指導順序を変更するなどして実施しました。

なお、臨時休業により不足した授業時間を確保するため、全小中学校において、時間割の工夫、放課後の補充授業、夏休みにおける13日間の授業を行うことにより、不足していた授業時間を補い、11月末頃には通常の授業進度に回復させることができました。先生方の使命感や熱意、御努力に感謝申し上げます。

このほか、学校行事については、3密回避が困難な行事については中止しましたが、児童生徒の思い出に残る運動会や文化祭、修学旅行については、計画を変更するとともに感染防止対策を講じ、安全に実施いたしました。保護者や町民の皆様、関係者の皆様の御理解と御協力に改めてお礼を申し上げます。

小中学校におけるICT環境の整備については、国のGIGAスクール構想による児童生徒1人1台のタブレット端末の整備を前倒しして実施し、現在タブレット端末の購入や

校内通信ネットワークの整備を進めており、今年度内に整備が完了する予定です。

また、特別支援教育においては、多様化する教育的ニーズに対応するため、松前町教育支援委員会や巡回相談を通して、子どもや保護者に対して具体的な支援方法を助言したほか、日常生活の支援を必要とする子どもに対しては、円滑に学校生活を送ることができるよう、幼稚園及び小中学校に28名の生活支援員を配置しました。

研究指定では、文部科学省から委託を受け、岡田小学校で学校防災教育実践モデル地域研究事業に取り組み、学校防災マニュアルの見直し、授業や学校行事の中での防災教育を行い、学校安全や防災に関する知識や理解を深めました。その成果は、県教育委員会のホームページに掲載されています。

幼・保・小連携教育訪問では、幼稚園2園と松前小学校で幼児、児童の交流活動や教職員による保育参観などを実施して、幼児の育ちと学びの連続性を考慮した学習活動の研究を行い、県下の関係者による書面協議では高い評価を得ました。

このほか学校の施設整備については、小中学校の体育館や武道場の照明をLEDに取り換える工事を行ったほか、現在北伊予小学校のトイレ改修工事を行っています。また、松前中学校の改築については、南校舎が完成し、3学期から快適な環境で子どもたちが学習を始めました。

次に、来年度の主な取組について申し上げます。

依然として新型コロナウイルス感染症の終息は見えないため、幼稚園及び小中学校における感染防止対策を引き続き徹底して行います。

また、小中学校においては、今年度整備するGIGAスクールのタブレット端末の運用が始まり、子どもたちへのタブレット端末やインターネットを活用した授業や学習活動が開始されますので、教職員の組織的な研修を充実させ、効果的に活用できるよう支援を行います。

研究指定関係では、松前幼稚園、岡田小学校、岡田中学校、総合文化センターを会場として、12月に県教育委員会指定の令和3年度中予地区人権・同和教育研究協議会が開催されます。

また、令和3年度、令和4年度の2年間、北伊予小学校が県教育委員会指定による愛媛県環境教育推進事業に取り組みます。

最後に、学校の施設整備については、児童生徒が快適な学校生活が送れるよう北伊予小学校特別支援教室の空調機器の増設工事などを行います。また、松前中学校改築工事は、北校舎の建設などを行い、令和3年度末の完成を目指します。

学校教育に関する諸般の報告は、以上です。

それでは、社会教育に関する諸般の報告を申し上げます。

初めに、令和2年度の主な取組について申し上げます。

まず、文化財の指定については、今年度新たに江戸時代に描かれた大間地区教深寺所有の「松山領伊予郡絵図」を松前町指定有形文化財として指定いたしました。

人権教育については、ふれあい人権プラザを、各地域ではなく町内3公民館で集中的に開催し、町民の人権意識の高揚に努めました。

ホッケーの普及促進については、可能な範囲で町内の小学校児童を対象にホッケー体験を実施しました。

このほか、施設設備については、現在松前総合文化センター空調設備の改修工事を実施しており、今年度内に完了する予定です。

次に、来年度の主な取組を申し上げます。

延期となっているオリンピック聖火リレーを令和3年4月21日に「思い通り」で開催する予定です。

また、松前総合文化センター、松前公園の指定管理者が1社となりますが、利用者の皆様に満足していただけるよう指導監督に力を入れてまいります。

最後に、各事業におきましては、本年度分も取り返せるよう工夫、改善をしてまいります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 教育長諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名いたします。

10番藤岡緑議員、11番村井慶太郎議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

### 日程第4 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月19日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月17日までの17日間と決定しました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの17日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町一般会計補正予算（第6号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町一般会計補正予算第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第1号について提案理由を申し上げます。

新型コロナワクチンの接種を行うための経費が早急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度松前町一般会計補正予算第6号を専決第1号として別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、金子財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 議案第1号、専決第1号について補足して御説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

今回の一般会計補正予算により、歳入歳出それぞれ1,312万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152億8,560万9,000円になります。

初めに、歳出について御説明いたします。

議案書の19ページと参考資料No.1の1ページをお開きください。

4款1項3目予防費、補正額1,312万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種のための体制整備及びワクチン接種に係る費用を計上しています。

主な内容は、参考資料でお示ししているとおり、コールセンター業務及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料、接種に必要な備品購入費となっています。

続いて、歳入について御説明いたします。

議案書の18ページをお開きください。

13款1項2目1節保健衛生費国庫負担金、補正額646万8,000円は、歳出計上額のうち新型コロナウイルスワクチンの接種に係る費用に対する新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、その下の段、13款2項3目1節保健衛生費国庫補助金、補正額665万5,000円は、歳出計上額のうち新型コロナウイルスワクチン接種のための体制整備に係る費用に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金となります。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第2号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第6、議案第2号松前町事務分掌条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第2号について提案理由を申し上げます。

効率的かつ機能的な業務執行体制となるよう組織を変更するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 和田総務部長。

○総務部長(和田欣也) 議案第2号について補足して説明をいたします。

この条例改正は、効率的かつ機能的な業務執行のための組織改正に伴い、松前町事務分掌条例の一部を改正するものです。組織には、主に出納局と危機管理課を新設することにより、各部局の分掌事務再編に伴う条例改正となっています。

議案書の23ページをお開きください。

左側の改正後の欄を御覧ください。

第2条には、第4号の出納局を追加し、第3条第1号の総務部の改正は、危機管理を事務分掌として明確に位置づけするためにコに追加し、防災、防犯を一元的に管理、強化を図るため、サの交通安全対策に関することを保健福祉部から総務部に移管します。

24ページをお願いします。

第3号の産業建設部の国際交流に関することを総務部から移管し、産業分野における農産品、地場産品の販路拡大を図ります。新たに4号の出納局を設置し、入札及び契約に関することを総務部から移管し、適正な管理執行を図ります。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第2号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第3号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第3号松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第3号について提案理由を申し上げます。

一般職の職員との均衡を考慮して、会計年度任用職員の期末手当の支給率を引き下げるとともに、基本報酬又は給料が月額で定められている会計年度任用職員の給与の支給日を一般職の職員の給与の支給日に合わせるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第3号について補足して説明をいたします。

議案書は27、28ページですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料5ページをお開きください。

条例の概要ですが、会計年度任用職員の期末手当については、一般職の職員の期末手当との均衡を考慮し、6月期、12月期、それぞれ1.30月分から0.025月分引下げ、それぞれ1.275月分に改正するものです。

また、基本報酬又は給料が月額で定められている会計年度任用職員の給与の支給日については、翌月支給であったものを一般職の職員の支給日と合わせ、当月支給に改めるものです。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

理事者が入れ替わりますので、しばらくの間休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

**日程第8 議案第4号 松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第4号松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第4号について提案理由を申し上げます。

修学又は病院等への入院、入所若しくは入居のため、他の市町村の区域内に住所を有する子どもで、国民健康保険以外の医療保険の被扶養者であるものに対する医療費助成について、国民健康保険の被保険者と同一の取扱いにするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第4号について補足して御説明いたします。

参考資料No.1、7ページをお開きください。

1、改正の概要です。

国民健康保険以外の医療保険の被扶養者であるものに対する医療費助成について、国民健康保険の被保険者と同一の取扱いにするため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容です。

子どもの定義に、修学又は病院等への入院、入所若しくは入居のための他の市町村の区域内に住所を有する子どもで国民健康保険以外のものを含めるため、第2条第1項に以下の第3号を追加します。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第5号 松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第5号松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第5号について提案理由を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第5号について補足して御説明いたしま
す。

議案書33ページをお開きください。

今回の条例改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令
和3年法律第5号）により、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたため、国に準
じて所要の改正を行うものでございます。

第1条では、松前町国民健康保険条例、次の34ページ第2条では、松前町介護保険条
例、続いて35ページ第3条では、松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例につい
て、それぞれ表左、改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するものでござい
ます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第5号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員
会へ付託しました。

~~~~~

**日程第10 議案第6号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由  
説明、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第6号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を  
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第6号について提案理由を申し上げます。

介護保険法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、第8期介護保険事業計画期間の

令和3年度から令和5年度までにおける第1号被保険者に課する介護保険料の保険料率を定めるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第6号について補足して御説明いたします。

参考資料No.1、9ページをお開きください。

今回の条例改正は、介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第2項及び第3項の規定に基づき、第8期松前町介護保険事業計画期間、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正のポイントについて御説明いたします。

(1)所得段階は、前の第7期計画と同様の10段階の設定としております。

(2)基準所得金額の改正は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に準じて改正をします。

(3)保険料率、基準額掛ける所得段階別の割合は、第8期計画期間における保険料基準額の月額を第7期計画期間の5,300円から100円引上げ5,400円とし、各所得段階における保険料率を定めることとしております。

次、(4)公費投入による低所得者に対する保険料軽減の強化は、国の制度改正により、消費税を財源とした公費投入による低所得者に対する保険料軽減強化が令和2年度から完全実施となったことから、市町村が設定する割合から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第5項、第6項及び第7項に規定する軽減幅の範囲内で軽減した割合とします。

(5)標準割合からの町独自の引下げは、①第7期計画期間を踏襲するもの、②として第7期計画から見直しを行うものがあり、②第7期計画期間から見直しを行うものにつきましては、前の(4)公費投入による低所得者に対する保険料軽減の強化が令和2年度から完全実施となったことを踏まえ、町独自の低所得者対策を見直し、この見直しに係る激変緩和措置として、第8期計画期間3年間を通して保険料率を段階的に改定することとします。

参考資料中の別紙1、2、参照につきましては、別冊参考資料No.1（追加分、P10とP11の間）を御参照願います。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第6号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第7号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(加藤博徳) 日程第11、議案第7号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第7号について提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長(塩梅 淳) それでは、議案第7号について補足して御説明いたします。

参考資料No.1、11ページをお開きください。

今回の条例改正は、令和3年厚生労働省令第9号により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の一部が改正されたことに伴い、国の改正に準じて所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、参考資料11ページ及び12ページに記載してあります2、改正内容のとおりでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第8号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第8号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第8号について提案理由を申し上げます。

先ほどと同じ指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令によりまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第8号について補足して御説明いたします。

参考資料のNo.1、15ページをお開きください。

今回の条例改正は、令和3年厚生労働省令第9号により、平成18年厚生労働省令第36号の一部が改正されたことに伴いまして、国の改正に準じて所要の改正を行うものでござい

ます。

改正の内容につきましては、参考資料15ページ及び16ページに記載をしております2、改正内容のとおりでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第8号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第9号 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第9号松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第9号について提案理由を申し上げます。

先ほどと同じ省令により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第9号について補足して御説明をいたします。

参考資料No.1、17ページをお開きください。

今回の条例改正は、令和3年厚生労働省令第9号により、平成11年厚生労働省令第38号の一部が改正されたことに伴い、国の改正に準じて所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、参考資料17ページに記載をしてあります2、改正内容のとおりでございます。

なお、この条例は、2、改正内容の2番にあります生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応を除き、令和3年4月1日から施行し、改正後の第16条第21号に規定します生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応につきましては、令和3年10月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第9号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第14 議案第10号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第10号松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第10号について提案理由を申し上げます。

先ほどと同じ省令により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたこ

とに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、議案第10号について補足して御説明いたしま  
す。

参考資料No.1、19ページをお開きください。

今回の条例改正は、令和3年厚生労働省令第9号により、平成18年厚生労働省令第37号  
の一部が改正されたことに伴いまして、国の改正に準じて所要の改正を行うものでござい  
ます。

改正の内容は、参考資料19ページに記載してあります2、改正内容のとおりでございま  
す。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員  
会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第11号 松前町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例

（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第11号松前町新型コロナウイルス感染症対策資金利
子補給基金条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第11号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障が生じている中小企業者への
融資について町が行う利子補給の財源に充てることを目的として、松前町新型コロナウイ

ルス感染症対策資金利子補給基金を設置するため、新たに制定をするものです。

内容につきましては、大川産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） それでは、議案第11号について補足して説明いたします。

参考資料21ページをお開きください。

この条例は、資料21ページの2にあります松前町新型コロナウイルス感染症対策利子補給を実施するに当たり、利子補給の財源に充てるため新たに基金を設置するものです。

議案書147ページをお開きください。

内容につきましては、第1条で設置の目的、第2条以降において積立て、管理、運用方法など、他の基金条例と同様の構成で基金設置に必要な事項を規定しています。

なお、この条例は公布の日から施行し、その効力は令和7年3月31日をもって失効します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第11号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第16 議案第12号 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第12号松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第12号について提案理由を申し上げます。

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、道路



構造令の一部が改正されたことに伴い、自動運行補助施設を交通安全施設に位置づけるとともに、歩行者利便増進道路の構造に関する基準を設けるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） それでは、議案第12号について補足して説明いたします。

議案書は149ページ、参考資料は23ページをお開きください。

今回の条例改正は、道路法等の一部を改正する法律が施行され、関係政令が改正されたことに伴い、松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例について所要の改正を行うものです。

内容につきましては、議案書150ページの左の表、第31条の条文中に、新たに自動運行補助施設を追加し、151ページ左の表、第41条に、歩行者利便増進道路に関する内容を新たに規定いたします。あわせて、それに伴う規定の整備を下線に示すようそれぞれ改めるものです。

参考資料23ページにイメージ図を示しておりますので、御参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第12号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第17 議案第13号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第17、議案第13号松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第13号について提案理由を申し上げます。

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、自動運行補助施設の占用料の額を定めるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） それでは、議案第13号について補足して説明いたします。

議案書は153ページ、参考資料は25ページをお開きください。

今回の条例改正は、道路法等の一部を改正する法律の施行により、先ほど議案第12号で説明いたしました自動運行補助施設が新たに道路附属物として規定されたことに伴い、町道に自動運行補助施設を設置する際の占用料を新たに規定するものです。

内容につきましては、議案書153ページから154ページの左の表にお示ししているとおり、別表に新たに自動運行補助施設の整備に必要な占有物件に対する占用料を政令で定める額で追加し、併せてそれに伴う規定の整備を下線に示すよう改めるもので、この条例は公布の日から施行することとします。

なお、参考資料25ページの下段に記載していますように、自動運行補助施設の占用料は、国の取扱いに準じて令和13年3月31日までの間、免除するものとします。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

ここで理事者が交代しますので、しばらくの間休憩をさせていただきます。

休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時6分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第18 議案第14号 松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第18、議案第14号松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第14号について提案理由を申し上げます。

松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を改正する連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第4項においてその例によることとされる同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第14号について補足して説明をいたします。

議案書の155ページをお願いします。

今回の連携協約は、平成28年7月8日に松山市と連携中枢都市圏形成に関し締結した連携協約の別表を、次の156ページから164ページにある取組に変更するために新たに締結するものです。

別表にある取組につきましては、平成28年度から令和元年度までの実績を踏まえ、町単独で行うより松山圏域で連携することで事務の効率化や経費の削減が図れることを前提に、取組内容が似ているものについては統合し、目的を達成したもの、効果が見込めるものについては廃止しています。

また、新たに圏域の維持、発展のため取り組むべきものについては新設するという内容で、改めて連携協約するため、議決を求めるものです。

以上で議案第14号についての補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私の席にマイクがございませんので、この場でさせていただきます。

何点か町長にお聞きしたいんですが、先般消防組合の協議会において、消防関係のほうの指令センターについての説明がございました。今回、松前町から出とる資料の中に、消防指令センターとごみ処理広域化について、2点。これの2点については、広域で組合議会をつくつとるはずなんです。

先般、消防組合では消防組合の議決は要らないと。各町村のほうで議決をするという御回答であったんですが、最終的には予算を伴うものであって、それも億のお金が要するということであります。消防のほうの関係の全員協議会では、資料が全部金額まで出ておりました。であるのに、松前町のこの議会に、将来的な構想があるのであれば当然金額も、どういう方向性になるかというのも説明が必要であると思うんですが、この2つについては外すべきやと思うんですが、町長のお考えをお聞きしたい。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 消防の指令の共同運行、それとごみの焼却施設の共同設置というか広域化という問題は、現在松山市と協議を進めておりますけれども、具体的にはまだ、私も実は消防の指令の内容については、この間議員がお聞きになったやつで初めて聞いたようなことございまして、構成自治体としての協議というのはまだ進んでおりません。

したがって、我々は事務組合と消防レベル、事務組合、伊予消防という消防組織と松山消防という組織、あるいは東温市消防という組織という消防組織が協議をしておる段階でありまして、構成団体のほうの話はまだ具体的に、正式には来てございませんので、それが煮詰まった段階でまた議会のほうに御報告をし、議決をいただくということになるというふうに理解をしておりますので、そういうことでございます。

○議長（加藤博徳） 14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） ちょっと私は、この書類を見たときに矛盾を感じたので、あくまで町長に質問したんですが、矛盾は生じてないということで結構なんですか。それだけ返事をいただいて、退席します。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） はい。矛盾はないと思ってございます。

今後それは、いわゆる構成団体のほうが中心になって、また協議をした上で、正式に議会のほうに御報告をし、議決をいただくということになると思います。

（14番伊賀上明治議員「はい。以上です」の声あり）

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第19 議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第19、議案第15号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第15号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員田中安男氏の任期が令和3年6月30日をもって満了となることに伴い、改めて人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

内容につきましては、黒田社会教育課長に説明をさせますので、よろしく御審議いただき、意見を賜りますようお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 黒田社会教育課長。

○社会教育課長(黒田泰弘) それでは、議案第15号について補足して御説明いたします。

議案書165ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

人権擁護委員の任期が令和3年6月30日に満了となるので、後任委員の推薦について議会の意見を求めるものです。

議案第15号、住所、伊予郡松前町大字大溝127番地5、氏名、田中安男、生年月日、昭和23年12月14日です。

議案書166ページ、167ページに参考として経歴を記載しておりますので、御一読ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

議案第15号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第15号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

~~~~~

日程第20 議案第16号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第7号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第21 議案第17号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第22 議案第18号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第23 議案第19号 令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第20、議案第16号令和2年度松前町一般会計補正予算第7号、日程第21、議案第17号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第22、議案第18号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第23、議案第19号令和2年度松前町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第16号から議案第19号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

補正予算の議案書3ページをお開きください。

議案第16号令和2年度松前町一般会計補正予算第7号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ5,461万9,000円を減額し、総額を152億3,099万円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料No.1の27ページをお開きください。

まず、笑顔で暮らせる健康づくりでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のために休業要請を行った松前公園及び松前総合文化センターの指定管理者に対して、休業要請期間の補償分として、指定管理料を増額します。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、中小企業者への支援として、愛媛県が実施した松山市の飲食店への営業時間短縮要請等により収入が減少した事業者に対して一時金を給付します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、橋りょうの急速な老朽化に対応するため、予防保全型の維持管理を行い、修繕費用の縮減を図りつつ道路ネットワークの継続的な安全性及び信頼性を確保します。

なお、補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が3,581万4,000円の減、一般財源が1,880万5,000円の減となっています。

補正予算の議案書37ページをお開きください。

議案第17号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者への国民健康保険税の減免を措置したことに対し、国から国民健康保険災害等臨時特例補助金が交付されることとなったため、事業費の財源内訳を補正するものです。

補正予算の議案書51ページをお開きください。

議案第18号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3,121万円を追加し、総額を28億6,209万2,000円とするものです。

補正予算の議案書67ページをお開きください。

議案第19号令和2年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の予算の収益的支出に1,035万1,000円を追加し、総額を4億9,425万8,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第16号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第17号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第17号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第18号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第18号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第19号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第19号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第24 議案第20号 令和3年度松前町一般会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第25 議案第21号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第26 議案第22号 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第27 議案第23号 令和3年度松前町介護保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第28 議案第24号 令和3年度松前町水道事業会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第29 議案第25号 令和3年度松前町下水道事業会計予算（上程、提案理由説明、
質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第24、議案第20号令和3年度松前町一般会計予算、日程第25、議案第21号令和3年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第26、議案第22号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第27、議案第23号令和3年度松前町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第24号令和3年度松前町水道事業会計予算及び日程第29、議案第25号令和3年度松前町下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第20号から議案第25号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

議案第20号から議案第23号までは、地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第24号及び議案第25号は、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

当初予算書の3ページをお開きください。

議案第20号令和3年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ114億2,945万9,000円と定めるものです。

参考資料No.1の43ページをお開きください。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続く中、感染拡大の防止策を講じた上での各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されていますが、依然として不透明な状況が続くことが懸念されます。

また一方で、国及び地方の長期債務残高が1,201兆円程度に達するなど、自由度を失って硬直化が進んだ国及び地方の財政状況は、経済や国民生活に極めて大きな悪影響を及ぼしています。

このような状況の下、町といたしましては、住民の要請に応え、その役割を適切に果たしていくため、新たな着眼や柔軟な発想による徹底した行政改革に取り組み、財源の充実確保を図ってまいります。

令和3年度の歳入の見通しにつきましては、主要をなす税収において、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、固定資産税の評価替えによる減額などにより、前年度と比べ町税全体で1億6,444万7,000円の減額となっています。

一方、歳出につきましては、後期高齢者医療や障がい福祉に係る給付費の増大のほか、新型コロナワクチン接種に係る経費により、前年度と比べ3億67万5,000円の増額となっています。

このため、歳入については可能な限り地方債を充当するとともに、財政調整基金から2

億7,000万円の繰入れを行うほか、大規模地震災害対策基金などからも繰入れを行いました。

なお、今後の補正予算以降の財源については、厳しい状況が予想されます。

一方、歳出につきましては、前年度に増して既存の経常的経費等について更に創意工夫による節減に努めるとともに、選択と集中により限られた財源を真に必要な事業に重点配分したところです。

配分に当たっては、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、私が2期目の町政を担当させていただきこととなった際にお約束をいたしました、5つのまちづくりを更に発展・深化、深めるという深化、させた5つの基本政策を実行し、生きる喜びあふれるまちまさきの実現を目指すための事業に重点配分を行いました。

以下、主要事業につきまして、新たな5つの基本政策と関連させながら説明いたします。

第1点目は、安全・安心な生活環境づくりです。

まず、消防の充実のため、消防団に配備している小型動力ポンプや消防ホースの更新を行うなど、消防団設備の充実強化を図ります。

次に、防災・減災の促進のため、備蓄品整備の計画に基づいて災害時の備蓄品の整備を行うほか、地域防災力の向上を図るため、地域や組織での防災活動の中核となる防災士の養成にも引き続き取り組みます。

次に、防犯・交通安全の充実のため、町内全域のカーブミラーの点検を実施し、安全安心な交通環境を維持するほか、運転免許自主返納者のうち希望する方に対して公共交通機関の乗車券等を交付し、高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を整備することにより、高齢運転者による交通事故の抑制を図ります。

また、循環型社会形成の推進のため、収集、運搬、処理を適正に実施しながら、指定ごみ袋の利用や分別を一層徹底することでごみの減量化を促進し、リサイクルの推進による資源の再利用を図ります。

次に、コミュニティの育成のため、各地域の集会所や公園などの整備に係る費用の一部を助成することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

そのほか、伊予地区広域斎場について、運営に係る費用のほか、施設の老朽化に伴う改築に係る費用を負担します。

第2点目は、笑顔で暮らせる健康づくりです。

まず、地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会へ補助を行い、連携・協力することで、地域福祉の増進を図ります。

総合福祉施設である福祉センターについては、福祉事業における連携や事務の効率化を図るため、社会福祉協議会を指定管理者として運営を行わせます。

次に、高齢者支援の充実のため、第7期介護保険事業計画において計画し、第7期計画期間中の整備を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による建築資材費高騰の影響を受け、整備が遅れている施設について、第8期計画に引き継いで整備することとし、これに対し補助を行います。

また、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合和楽園の負担金を負担するとともに、身体的、精神的、環境的又は経済的な理由で在宅において生活ができない高齢者に対し、適切な施設への入所措置を実施します。

次に、障がい者支援の充実のため、障がいの除去、軽減に必要な医療の給付を行うとともに、障がい者や障がい児が社会の一員として生活が送れるよう自立支援給付などの事業を行うほか、重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進のため、医療費の一部を助成します。

次に、子育て支援の充実のため、松前小学校放課後児童クラブの新築工事や老朽化した白鶴保育所の改築に向けた設計を行うほか、町内で保育所整備を行う事業者に対する助成を行います。

また、保健師等が養育支援を必要としている家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図るための養育支援訪問事業を新たに開始します。

このほか、子ども・子育て支援制度に基づき、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じて共通の給付を行うとともに、病児保育、一時預かりなどの各サービスを実施します。

また、施設型給付を受けない新制度未移行の私立幼稚園の利用者について、低所得者等の子どもの副食費相当分の公費負担を行い、既に公費負担をしている認定こども園、保育所及び幼稚園の利用者との公平化を図ります。

子ども医療費助成は、これまでの助成対象に修学又は病院等への入院、入所若しくは入居のため、他の市町村の区域内に住所を有する子どもで、松前町国民健康保険以外の医療保険の被扶養者であるものを加え、引き続き義務教育終了までの医療費を無料とし、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりを推進していきます。

次に、健康づくりの推進のため、町民の健康づくりへの意欲を高めるきっかけとして健康づくりフォーラムを開催するとともに、健康ポイント制度、壮年期・中年期健康アドバイザー事業を実施し、健診の受診や運動習慣の定着を促します。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種を実施し、早期の収束を目指すほか、予防接種法に基づく各種接種を実施して、疾病の発生及び蔓延を予防することにより、公衆衛生の向上や医療費の抑制に努めます。

さらに、出産後の育児不安や体調不安を解消するための新たな取組として、産後4か月未満の母親及び乳児で家族等から十分な支援が得られない方を対象に、心身のケアや相

談、育児指導等を行うことにより、安心して子育てができる支援体制を整えます。

このほか、新たに回復の見込みのない若年がん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく過ごすために必要な福祉用具の購入等に対する助成や、骨髄バンクへのドナー登録を推進するため、ドナーとなった方への入院費の助成を行います。

次に、社会保障を担う特別会計の財政基盤の安定化を図り、社会保障を充実させるため、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対して繰出金を支出します。

第3点目は、豊かな心を育む人づくりです。

まず、学校教育の充実を図るため、外国語指導助手、いわゆるALTを3名配置し、外国語への関心を高めるとともに学習の質を向上させるほか、障がいや特性のある児童生徒等の学校生活における安全の確保、円滑な学校生活への適応を図るため、学校生活支援員を配置します。

また、北伊予小学校児童を対象として環境教育及び産業廃棄物に関する学習を実施し、産業廃棄物の排出抑制や減量化、資源の循環的な利用についての理解を深めます。

このほか、改築工事を実施している松前中学校については、北校舎の改築を行います。

次に、生涯学習の推進のため、拠点となる文化センターについて、引き続き指定管理による運営を行うとともに、老朽化した設備の改修工事を実施します。

次に、スポーツの振興においては、ホッケーを通じたまちづくりを推進するため、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場に新たに観客席を設置するなど、ホッケー場の環境整備を進めるほか、大会や合宿等の誘致活動を積極的に行うとともに、初心者から経験者までホッケーに親しんでもらうためのホッケー教室の開催や中学生の交流大会を開催します。

また、町全体で東京オリンピックを盛り上げ、ホッケーのまちづくりの機運を高めるため、東京オリンピック競技大会における男子ホッケー日本代表の試合のパブリックビューイングを実施します。

第4点目は、活力あふれるにぎわいづくりです。

まず、農業生産基盤整備の推進のため、老朽化した揚水施設や水路など、土地改良施設の改修を行うことで、労力の軽減や維持管理に係る経費の削減を図ります。

次に、商工業の振興のため、松前町の産業を支える事業者や関係団体が一堂に会し、物産品や生産品の販売などを通じて町内外にPRを行うための産業まつりを実施します。

次に、観光・交流機能の創出のため、松前町の活性化と町民の活力増進を図るための夏祭りの運営を支援するとともに、松前町の伝統行事であるはんぎり競漕について、町内のみならず広く町外にもPRします。

また、松前町の偉人義農作兵衛とその精神を全国に発信するため、義農精神を体現して

いる活動の功績を表彰する義農大賞を創設し、令和4年4月のイベント開催等を目指して準備を進めます。

次に、雇用・就労環境の整備のため、条例に基づき東レに対して工場等設置奨励金を交付します。

また、南黒田工業団地の整備に向けて、県内企業を対象として、工場の移転に関するアンケート調査等を行います。

第5点目は、快適で暮らしやすい基盤づくりです。

まず、上・下水道の整備のため、水道事業及び下水道事業に対して繰出金を支出します。

また、浸水被害の軽減を図るための新たな取組として、筒井地区の雨水貯留施設や塩屋地区の排水機場の整備に向けて設計を行います。

次に、市街地の整備では、指定区域内にある老朽建物除却事業を推進し、地域の住環境の改善や地区住民の不安を解消し、災害時の倒壊による被害の防止を図ります。また、住宅施策の推進のため、既存の木造住宅の耐震化を促進します。

松前町建築協議会に委託して、無料で耐震診断や設計を行うとともに、所有者自ら実施した耐震診断、耐震設計、耐震工事及び工事監理に関して費用を助成します。

また、町に存在する空家の調査を行い、そのまま放置すれば保安上危険となるおそれや衛生上有害となるおそれのある状態等である場合には、空家等対策協議会において対応方針について検討し、快適な生活環境の維持に努めます。

次に、道路・交通網の充実のため、町内を巡回しているコミュニティバスの運行に対して支援を行います。

町内の道路については、道路環境を改善し交通の安全を確保するため、老朽化が著しい町道について計画的に維持・管理を行うとともに、安全かつ快適に利用できるよう整備・改良工事を行います。

次に、広報・広聴活動の充実のため、今まで緊急時の防災情報の提供にのみ活用していたテレビのデータ放送を、新たに平常時から様々な情報を提供するために活用することとし、広報体制を強化します。

以上が令和3年度一般会計予算案の主要事業です。

前年度と比較いたしますと、参考資料の49ページの表にありますように、3億67万5,000円、2.7%の増となっております。

次に、充当した財源ですが、一般財源としましては、その根幹をなす町税が42億2,099万6,000円、地方交付税が15億100万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから19億9,305万円を計上しております。

一方、国県支出金、地方債等の特定財源につきましては、37億1,441万3,000円を充当す

ることとしています。

このほか、厳しい財政状況の中においても、町の活性化や住民サービスの向上等に資することができるよう、職員の創意工夫と発想による、新たな予算を伴わないゼロ予算事業を実施します。

ゼロ予算事業では、既存の人材や施設の利用、また情報発信、ネットワーク機能を活用して、様々な分野において積極的に取り組んでまいります。

当初予算書の91ページをお開きください。

議案第21号令和3年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ33億5,156万2,000円と定めるものです。

これを前年度と比較いたしますと、1,806万7,000円、0.5%の減となっております。

当初予算書の119ページをお開きください。

議案第22号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億8,009万3,000円と定めるものです。

これを前年度と比較いたしますと、951万6,000円、2.0%の増となっております。

当初予算書の139ページをお開きください。

議案第23号令和3年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定28億1,520万2,000円、介護サービス事業勘定1,166万6,000円と定めるものです。

これを前年度と比較いたしますと、保険事業勘定が6,667万2,000円、2.4%の増、介護サービス事業勘定が71万1,000円、6.5%の増となっております。

当初予算書の181ページをお開きください。

議案第24号令和3年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億6,269万4,000円、収益的支出5億1,257万3,000円、資本的収入2億9,641万6,000円、資本的支出4億6,920万4,000円と定めるものです。

これを前年度と比較いたしますと、収益的収入135万1,000円、0.3%の減、収益的支出2,866万6,000円、5.9%の増、資本的収入1億6,207万1,000円、35.3%の減、資本的支出2億7,625万9,000円、37.1%の減となっております。

当初予算書の217ページをお開きください。

議案第25号令和3年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億5,432万2,000円、収益的支出4億8,093万1,000円、資本的収入3億4,028万4,000円、資本的支出5億5,556万4,000円と定めるものです。

これを前年度と比較いたしますと、収益的収入1,150万6,000円、2.0%の減、収益的支出2,329万8,000円、4.6%の減、資本的収入1億5,120万1,000円、30.8%の減、資本的支出1億3,143万1,000円、19.1%の減となっております。

以上が各会計の令和3年度当初予算の概要であります。

最後に、令和3年度一般会計予算案に計上している義農大賞について、補足して申し上げます。

義農大賞は、私が数年前から温めていた構想です。表彰制度の形はとっていますが、その目的は松前町の生んだ偉人である義農作兵衛の顕彰です。

義農作兵衛は、戦前には二宮金次郎と並んで修身の教科書に掲載され、全国の人に知られていた郷土の偉人です。まさに松前町にとって大きな、そして大切な財産です。

しかしながら、現状はどうでしょう。松前町民の中にさえその事績を知らない人がいる状況です。作兵衛翁を祭る義農神社も老朽化し、傷みが激しくなったまま放置されています。

このように、今松前町の大切な財産が輝きを失っています。かつては、松前町出身の来島 Dock の故坪内壽夫氏が顕彰に熱心に取り組んでおられましたが、後に続く者はありません。

私は、町長に就任してすぐに作兵衛翁を顕彰する必要性を感じ、まず各小学校に銅像を設置してはどうかと提案をしました。しかし、残念ながら設置費用が非常に高額で断念せざるを得ませんでした。

その後、町民の皆様からも何回か、町が主体的に作兵衛翁の顕彰をしたらどうかという要望をいただきましたし、町議会からも義農神社の修理に絡めて作兵衛翁の顕彰のお話がありました。

私は、作兵衛翁の顕彰は町としての課題であると考え、どうすればあまり費用をかけないで、広く、かつ効果的に作兵衛翁の事績を顕彰し、その事績の周知を図ることができるかを考えてきました。そして、たどり着いたのが義農大賞です。

まず、広く、かつ効果的に顕彰を行うためには、マスコミも巻き込んで広く耳目を集めることが必要です。マスコミが取り上げてくれそうな取組にすることが肝心です。

作兵衛翁の事績だけをストレートに発信する方法は、小説にする、あるいは書籍、本にする、映画にする、テレビドラマにする、歌にする、芝居にするなどなど、いろいろ考えられます。しかし、こういった方法では、恐らくあまり人々に振り向いてもらえないだろう、目を向けてもらえないだろう、そんなふうに思いました。また、そうした方法で広く発信するためには、莫大な費用がかかります。どうすれば多くの人に振り向いてもらえるか、目を向けてもらえるか、そういう視点で考えました。

その結果、実利、具体的な利益につながれば人は動くので、実利につながる周知方法として、賞金付きの表彰制度を思いついたのです。

作兵衛翁の心、義農精神を体現する活動を行っている方を表彰対象として表彰することで、作兵衛翁の事績を知ろうとして、作兵衛翁の事績に目を向けてくれます。まさに、それが義農大賞の狙いです。

また、行政が行う賞金付きの表彰制度というのは、そんなに例がないと思われますので、マスコミが取り上げてくれる可能性が高くなり、さらに表彰式をイベント化することでマスコミの注目度もさらに上がり、耳目を集めることになると考えました。こうして義農大賞の構想が出来上がりました。

町外の人に賞金として大金を支払うことについて、そんな金があったら町民、例えば今の時期ですとコロナ禍で収入が減っている町民に給付するべきではないかと考える人がおられるかもしれません。

しかし、義農大賞は賞金を支払うための事業ではなく、義農作兵衛を顕彰することを目的とする事業であり、賞金の支払いは事業目的を達成するための手段に要する必要な費用です。

ところで、最近自治体がイメージアップ戦略として映画を制作することがあります。この場合、自治体のイメージアップが事業の目的です。映画の制作がそのための手段です。そして、手段である映画の制作のために、出演してもらった俳優に出演料を支払わなければなりません。この出演料は、映画の制作という手段に要する費用です。

これを義農大賞に当てはめると、手段が映画の制作であるのに対し、義農大賞においては義農大賞という表彰制度であります。目的が、映画制作では自治体のイメージアップであるのに対し、義農大賞では義農作兵衛の顕彰であり、手段に要する費用が、映画制作では俳優の出演料であるのに対し、義農大賞では表彰者に対する賞金ということになります。

つまりは、考えなくてはならないのは、賞金を支払うべきか、支払うべきでないかではなく、義農作兵衛の顕彰を義農大賞という手段で行うべきか、行うべきでないのかということになります。

私は、先ほど述べたような理由で、義農大賞は義農作兵衛を顕彰するかなり有効な手段になるのではないかと信じています。

なお、コロナ禍の影響に対しては、別途対応をした上でこの事業を実施するものであり、御理解をいただきたいと思います。

次に、事業の効果についてですが、なかなか量的にお示しすることは困難ですが、義農大賞を継続して実施することにより、作兵衛翁の知名度が上がることで、松前町の知名度やイメージも向上することが期待できます。また、私のふるさとには義農作兵衛の心が根づく町ですと、町民の皆さんが今以上にふるさとに誇りを持つことができるのではないのでしょうか。

観光資源の少ない本町にとっては、作兵衛翁の存在は大きな観光資源でもあります。作兵衛翁の知名度が上がれば、将来的には道後温泉に宿泊する観光ツアーにおいて、道後温泉に入る前や道後温泉を出発して愛媛を離れる前に、義農公園に立ち寄ってもらうよう旅

行会社に働き掛けを行い、観光客を呼び込むようなこともできるようになるかもしれません。

以上のとおり、義農大賞は義農作兵衛の輝きを取り戻し、松前町の誇りとし、松前町の交流人口の増加を目指す取組です。議員各位も、義農作兵衛を顕彰することに異論のある方はいないと思っています。義農作兵衛を広く、かつ効果的に顕彰し周知できるのが義農大賞だと確信しています。何もやらなければ、何も変わりません。ぜひ私に義農大賞を実施させていただきますようお願い申し上げます。御審議の上、適切な御判断をいただきますようお願い申し上げます。

(「議長、注意せないかんで」の声あり)

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

議案第20号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番曾我部秀司議員。

○4番(曾我部秀司議員) 町長の最後の話、義農大賞についてですけれども、町長のお気持ちは十分分かりました。

ただ、この義農大賞について2件、それに関する内容に関して1点質問させていただきますので、それぞれ町長のお考えをお尋ねいたします。

まず、義農大賞についてです。

1つ目です。

2年間で1,500万円をかけての事業ということですが、町や町民にどんなメリットがあるのでしょうか。町民の皆様からお預かりした税金を使うわけですから、松前町の全国的知名度向上とか義農作兵衛を顕彰するということだけでは、私はいけないと思います。どのような成果指標を設定しているのでしょうか。町民の税金を使うという観点からです。例えば、ふるさと納税で1,500万円増にするとか、具体的に設定している成果指標をお聞かせください。

2つ目です。

義農精神を体現している個人、団体の功績を表彰するということですが、外部審査員によって審査をして、大賞を決定するということになりますが、これはすなわち個人や団体が行ったボランティア活動を評価するということになると思います。ボランティア活動を第三者である審査委員が大賞にふさわしいのはどれかと評価するわけですから、何を基準にそれらのボランティア活動を評価するのか。また、ボランティア活動を評価すること自体に関してどのように考えているのかお聞かせください。

さらに、賞金100万円授与するのはなぜか。この100万円になった理由をお聞かせください。

最後に、関連する内容についての質問です。

議会運営委員会の翌日、2月20日に愛媛新聞にこの義農大賞等の記事がありました。かなり大きく義農大賞を創設へとありました。あたかも義農大賞が議決されたかのような感じを与え、町民も誤解したのではないのでしょうか。議員全員協議会で説明があり、議員がある程度の理解を得てから報道するのが一般的だと思います。

議案に関して、今後も今回同様議会運営委員会後に報道するのをお聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 何点か御質問いただきましたが、まず大賞をつくった効果というか、それによってメリットは何かという。それと、その成果指標はどうするのかという御質問でしたが、効果については先ほど述べさせていただいたように、知名度アップだとか、あるいは誇りになるとか、そういう定性的なことを述べさせていただいたわけですが、なかなか定量的なことにするのは難しゅうございます。

ただ、今の状態を見たときに、何もしなければ何も変わらない、これも申し上げましたが、とにかく何かをやることでどういう効果が出るのか。今想像できる効果というのは、多分私が申し上げた効果は想像できるんだろうと思います。それがどの程度の効果が上がるかどうかというのは、やってみないと分からないところもありますので、今松前町では事業評価制度というのを設けてございます。

ですから、やった、実施をして何回かやる、二、三回やるとした場合に、その段階において効果が上がっているかどうかというのを、議員がおっしゃったような指標なども、データなども考えながら、それを基にして評価をし、続けるべきかやめるべきかというのを判断しようかなど。今は、なかなかそれを指標で表せというのは難しいかなというふうに考えているところでありますので、御理解をいただいたらと思います。

それから、ボランティア活動を評価する基準は何かということですが、基準というのはあくまでこの義農精神を体現しているかどうかということに基準、これに尽きると思います。具体的にそれをどう評価するか、具体的な活動に対してそれをどう当てはめてどう評価するかというのは、審査員の先生方にお任せするしかないのかなというふうに思っております。基準についても、そういう具体的な活動を見て、義農作兵衛の精神を体現すると言えるかどうかということが基準になって選択をされていくということだろうと思いますが。

それともう一つ、ボランティア活動そのものを表彰することの是非というような感じの御発言もございましたけれども、ボランティア活動であったとしても世間に対して非常に有意義な活動を長年続けられている功績というのは評価されるべきじゃないかというふうに私は考えております。

ただ、それが今回の目的ではなくて、それはあくまでそれを手段として義農作兵衛の業績を全国に広めることがまず大事だというふうに考えているところであります。

それから、賞金100万円は何でかということですけども、これは先ほど申し上げましたように、耳目を集める取組にしないといけない。これは何ぼでもええんです、実際は。じゃあ、50万円だったら皆さんがおっと思うか、80万円だったらおっと思うか、10万円だったら何も思わんと思いますけど、50万円かなあ100万円かなあと考えたときに、やっぱり100万円ぐらいの額になると皆さん方がおっと思って、これ何ぞやと。マスコミも、おおすごいなと思って取り上げていただく。その額は、大台の100万円ではないかな。それはあくまで、さっき言いましたように、手段に要する費用でありますから、その点は理解をいただいたらと思っております。

それから、新聞に義農大賞の絵というのが出たことについては、これは従前から当初予算を編成しましたら新聞に報道するんです。どこの自治体もみんな当初予算の内容は事前に、議会に提案する直前に新聞に発表いたします。それを受けて、予算の内容にそれが盛り込まれておったから、それを新聞がそういうふうな記事にしたわけでありまして、我がほうとしてそれがあたかも議会を通ったように新聞社のほうに説明したわけではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） それでは、もう2つほど質問して終わりにしたいと思いません。

町民は、松前町の知名度向上とか、先ほど言いました義農精神を広めていく、これはよいことだと思っております。

しかし、それよりもまず自分たちの生活の向上、町民はそれを考えるんじゃないでしょうか。町民サービスの充実、向上を願うのが普通であり、知名度向上というのは役場職員が考えることではないでしょうか。主役は町民であり、職員は常に町民目線で考えるべき、この言葉は町長の3つの意識改革の一つです。この事業は、この言葉に合っているのでしょうか、お聞かせください。

もう一点、小説やキャラクターなどの作品を募集して評価して大賞を決めるっていうことは理解できます。また、賞金はこれからもその活動に励んでくださいという意味合いで授与することも理解できます。ボランティア活動に関しては、規模の大小で、あるいは行った年月で評価するのか、観点はこれだと断言できないと思っております。

そもそも私は、ボランティア活動を評価すべきではない、絶対あつてはならないと考えます。自己犠牲による活動を評価し賞金を授与する、こういった事業を義農作兵衛さんは望んでいると思われませんか。そういったことまで考えてこの事業を実施しようとしている

のでしょうか、その点2点お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 町民のための事業をすべきで、義農作兵衛の知名度を広げてもいかんのじゃないかと、こういう趣旨の1つ目の御質問だったと思うんですけど、義農作兵衛を広めることが町の利益につながり、町民の公共の福祉につながっていく。先ほど申し上げましたように、観光が振興したり、あるいは町民の皆さんが自分のふるさとに誇りを持てたり、そういうことにつながることで、目先のばかり、今のここの利益のことばかりの行政をしとるんでは、これは狭きに失するわけでありまして、将来も見ながら、松前町が大きく発展するためのことを考えながら政策を打っていくというのが我々の義務だと思っております。

決して、役場職員のみでこんまいことを考えてるのではなくて、むしろ議員がおっしゃるようなことのほうが視野が狭いのではないかというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

それから、ボランティア活動に対して評価をするかどうかに対する疑問を呈されましたが、確かに議員がおっしゃるような面もあるのかもしれませんが。

ただ、世の中の表彰制度、ボランティア活動をされる方に大臣表彰があったり、それに対して叙勲が与えられたり、そういう顕彰の制度がたくさんあるわけでありまして。だから、我々だけがそれはしたらいかんのでやめとこうと、それによって義農作兵衛の効果がある制度をつくろうとしてるのを、そのことだけでやめてしまうのは私は合点がいかないなあと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 傍聴者の皆様をお願いします。

傍聴される皆さんは、傍聴席での拍手、その他の方法により賛成とか反対の表明はしないでください。どうぞよろしくお願いを申し上げておきます。

4 番曾我部秀司議員。

○4 番（曾我部秀司議員） 私の視野が狭い、どうでしょうか。意見ですけれども、そういったことも含め、町長の答弁も考慮し熟考いたします。そして、予算決算常任委員会にて審査したいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 私が義農大賞を創設する趣旨は、先ほど述べたとおりでございますので、議員の各位、よく考えていただいて御判断をいただけたらと思います。ぜひ認めていただくとありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員の質疑を終わります。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番、西村元一です。ちょっとお伺いします。

今町長さんの言葉で、本当に義農作兵衛を思うとる気持ちがあるんですか、ないんですか、一つお答えください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 義農作兵衛は立派な方で、郷土の誇りであると思うからこそ、今義農大賞を創設をし、それを全国に広め、松前町民の皆さんの誇りになったり、あるいはその事績が皆さん知っておるという状態に持っていきたいと、こういうふうに思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（加藤博徳） 2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それじゃあ、さきの答弁で義農作兵衛の歌とか映画とかという言葉が出ました。松前町からその言葉をやるんが筋じゃないですか。ただ、口先だけじゃあないんですか。義農作兵衛の歌はありますよ、かけたらどうですか、あのおかしな歌をかけなくても。皆、嫌うとります。エミフルもそれが流れよる。本当に義農作兵衛を思う気持ちがあるんやったら、そういうところからやって初めて町長さん、これだけ思うとりますよという意味が見えますけど、口先だけでしょ。ただ、ええ格好したいためにそんな100万円も出して賞金かけるようなことやないですかと思うんですが。だから、私も曾我部議員と一緒に反対のほうで回ります。

以上です。

○議長（加藤博徳） ただいま西村元一議員の発言の中に、不適切な表現がありましたので、後ほど訂正をさせていただきます。

（2番西村元一議員「はい、分かりました」の声あり）

西村元一議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 曾我部議員に関連して、先ほどの義農大賞の件について、私は私なりの考えで町長に質問いたします。

結論といたしまして、私は反対です。その理由が何点かありますので、その理由についての御回答をいただきたい。

1点は、今の時期に、このコロナ時期になぜこういう思いつきをするのかなあ。タイミングが物すごく悪い。この義農大賞というのは、私は別に反対はしません。ですが、この時期にやるというのもちょっとおかしいなど。

それと、義農公園が今の状態のままです。こういう巨額な予算を組んでやるべき事業ではないと思う。やるのであれば、義農公園がきちんと完成した暁に記念としてこういうふうな催しをするのは賛成なんです。

それと、これは新規事業でお金もたくさんかかる。今町長、先ほど言われたように、大変お金がないお金がないという言葉が出ておりますが、こういうお金も税金の一般会計から出るんですから、一般財源ですから節約もしなくてはならない。今の時期に町民に理解をもらえんと思うんです。内容はいいんです。今のタイミングが悪い。町長が言われる熱意はあると思いますが、タイミングはちょっと考えていただきたいのと。

やはり、はんざり競漕じゃないですけど、最初スタートは小さくして順々に成果が上がってきたら大きくするというような考え方でやっていただくほうが、最初にこんな大きな予算を組んでぼんとやるよりは、何ぼ知名度上げるといっても、そこらは我々の感覚とは、町長が予算組むんですから1,000万円でも2,000万円でも組めますが、議員としてはこの予算を認めるわけにはいきません。その3点、僕の考えたことに対してお答えがあれば、町長のお答えをいただきたい。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） まず1つは、開催の時期の話で、タイミングが悪いという御指摘でございますけれども、表彰式のイベントを実施するのは令和4年4月、来年4月23日であります。今のコロナのワクチンがこれから接種が行われて、今年の間にかかなりの接種が進んで、様々な対策が打たれた中で、来年4月まで終息しないでコロナが残っているというのは、私は想定しておりません。

むしろ、コロナが終わって、今までコロナで鬱積されておったのが解放された時期に義農大賞の表彰式が行われるというタイミングでやるわけですから、むしろコロナが終わった、さあこれから新しいアフターコロナの世の中で新しい生活をやっていこうという、そういう皆さんの気持ちを盛り上げる取組になるのではないかというふうに想定しております。ですから、タイミングが悪いというふうには決して思っておりません。

それから、義農公園を今の状態ではどうかということでもありますけれども、それは一つの考え方かもしれませんが、義農公園がどういうふうになれば、むしろしたらいいんかということですけど、なかなか義農公園が今の状態を解消するのは時間がかかります。それをじっと座して待つとくというわけにも私はいかない。御案内のとおり、町長の任期というのは4年でございます、次の選挙で通るか通らんかは分からないわけでもありますから、自分が信じるどころ、自分が政策としてやりたいところは任期中に打ち出すというのが町長として、4年間の仕事としてやるものでありますから、その点は御理解をいただいたらと思っております。

それから、小っちゃくやって大きく育てよというお話がありましたが、先ほど説明いたしましたように、この取組は最初から大きく耳目を集める形でやらないと何の効果も上がらないわけでありますから、小さくやったってちまちまちまちましているだけで誰も注目しない、それに例え300万円かけたって200万円かけたって、それは捨て銭だと思っております。効果がある形でやるのであれば、今言うように100万円ぐらいの賞金も出さないといけないし、全国展開をするためには何となく、とにかく絞って絞ってやっぱり1,500万円ぐらい、イベントも合わせますとかかかってしまうんです。

だから、小さくやって大きく育てるとするのは全く意味のない話になると私は理解しております。

それから、あと何やったっけ。答弁漏れありませんか。

(14番伊賀上明治議員「ございません」の声あり)

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 町長の熱意が大分通じましたけど、私は納得しません、できません。

というのは、今の義農公園でこれをもし可決されてこういう募集した場合には、義農公園に皆さん訪れるでしょ、近い人は。恥ずかしいことないですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 義農公園につきましては、今の状況を申し上げますと、前から議論になっております義農神社が老朽化をして、傷んだまま放置されている状況になっています。これについては、前々から説明申し上げておりますように、神社という形式を取っている以上、行政がお金を出せない。政教分離の規定に違反しますので、行政がお金を出せないという状況の中で、どうするのが一番いいのかというふうに一生涯懸命考えました。

その結果として、民間でお金出しちゃうという人がばあっと集まって直してくれるんなら結構ですけど、それはなかなか期待できないということはいろいろな地域を回ってお話をさせていただいたときに大体分かりました、無理だと。直さないかんねと言うたら賛成してくれるんですけど、お金出さんといかんのよと言うたら、それはもう行政がせないかんわいと、こうなるわけです。ですから、民間の人に期待するのは相当難しい。

その中で、どう考えたかといいますと、もともとは昭和30年代までは筒井の八幡神社に祭られておったんです。最初は、義農神社ができたんですけど、できてすぐ流されてしまって、その後八幡神社に合祀する形で祭られておったものを、坪内さんが今の神社を建てて遷宮をしました。そういう歴史があります。

それを考えたときには、民間で修理ができない、建て直しができないのであるならば、取りあえず今の御霊を元の八幡神社に遷宮して移してしまう。そうすれば、義農神社の今

ある建物は神社ではない、神社の形骸になります。そうした後で、町がお金を出して公園整備として何とかならないかな、それは議会の皆さんと相談をせんといかんだらうなと思っておりますが、そういうもくろみで、私独断ではありますが、筒井の区長さん、筒井地域と、玉生神社が八幡神社の祭っている元ですから、玉生神社の宮司さんに御相談をさせていただいて、遷宮の方向で今検討をさせていただいております。

遷宮ができましたら、義農神社の建物の解体と併せて義農公園の整備を進めていけばいいのではないかと、こんな方向で考えております。

じゃあ、それまで待たうらいいじゃないかと。でも、1回やったってそんなにばあっと広がって観光客が押すな押すなに来るようなことは絶対考えられないわけですから、義農大賞を継続していきながら義農公園を整備する、するとある時期が来て観光客も来ると、そういうような流れで計画をして進めていくのが、僕はベストの考え方ではないかと思っておりますので、御理解をいただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 町長の思いがあまりにも強過ぎて、私らの聞く耳持っていないということです。手順が違うということだけは、順番が違うということだけは、私議員としてはっきり言わせていただきたい。順番を間違えると、後で何年か後には後悔することがあると思います。

以上で終わります。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

12番岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 12番、岡井でございます。質問させていただきます。

ただ、結論としましては、どちらにどうこうという答えは出せませんが、確かに義農神社というのは政教分離で、これは町としては、行政としてはいろえないというのが、先ほど町長も話されましたけども、そういう状況です。

そして、今保育所が建つてるところ、あのあたりを遊水池というんですか、遊水池として整備するという話も出ております。予算も今度、設計予算も出たと思います。そうすると、地下へ作るということで、上は駐車場なり何かそういうふうなものになります。ただ、あっこへ入ってくる車、大型車については道路が狭いので、いろいろ問題もあるかと思っておりますけれども、そういう形での観光誘致ということについてはできるかと思っておりますけれども、この大賞云々につきましては、多分町長になられて思い切った施策の第1号ではないかと思っておりますけれども、やはり松前町を売り込むということも一つのこれは手ということで、何をを使うか、利用させてもらうかというのが義農大賞だと思うんですけれども、る町長も述べられましたけれども、このあたり、もう一度松前町の発展、あるいは知名

度を上げるという形での大賞を使われるのか、あるいは義農大賞そのものが松前町にとってプラスになってくるのか、どちらかだと思うんですけども、町長のお考えはどういうお考えでしょうか。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） ちょっと質問の趣旨が分かりにくいんですけども、さっき再三申し上げておりますように、義農大賞を手段として義農作兵衛翁の事績を知らしめ、かつその功績を顕彰する、それが全国に知れ渡ること、戦前のように全国の皆さんが承知をしている義農作兵衛といったら松前、松前といったら義農作兵衛と、こういうふうな形を招来をする、そういう状況にすることで松前に観光客も来てくれるようになるかもしれない、そういう状況をつくることを期待するための手段として義農大賞を設けるということでありまして、義農大賞をやるということが目的ではなくて、義農大賞はあくまで義農作兵衛が全国津々浦々までに知ってもらえるようになるという、そういうことを目的とする事業であるというふうに考えております。

先ほど遊水池の話がありましたが、松前保育所の跡地を今、筒井側から排水されてくる雨水を一旦貯留して調整をする池に、地下をそういうふうにするような計画を進めようと、これは今回の当初予算に設計をするということで計上させていただいておりますが、地下にそういうものをつくりますと、上物はある程度大きなものは作れない、置けないということになりますので、この松前保育所の調整池の上を駐車場にすると。そこに大型観光バスが入れるようにするというのは、一つの手だなと思っています。

ただ、おっしゃるように、そこへ大型バスが入ってくるルートというのがなかなか厳しいものがありまして、今眺めておりますと、筒井の交差点から入って、旧の筒井の善正寺さんの前を通って入ってくる、こういうルートでないと今の状況では入れないだろうなあと考えておりますが、将来的には県道から入ってこれるような道を整備するというのも、今後の整備の方向としてはあるのかもしれませんが。それは今後のことになろうかと思いますが、そういうことも考えながら、頭に入れながらいろいろ考えておるところでありますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（加藤博徳） 12番岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 分かりました。

ただ、義農大賞、あるいは義農作兵衛さんを顕彰、あるいは全国へ広めるということにつきましては、これは必要だろうしやっていただきたいと。ただ、それに対しての費用、あるいは2年でどうこうというのではなくて、やるのであれば毎年、今回は調査というのがいろいろあるだろうけれども、毎年するということが逆にまた義農作兵衛さんの事柄を広める手段になるのではないかと思います。ただ2年間やってみて、それから様子見てど

うこうじゃなくて、やる以上は継続してやるということが大事だし、それが町にとってプラスになるという可能性もあると思いますので、ひとつそのあたりも今回の予算組みの中にどういうふうに反映し、あるいは皆さんに説明していただけるのか、そのあたりも期待しておりますので、今後の予算決算委員会での審議等につきましては、それなりにまた答弁していただくように指示していただいておりますが、そのあたりを。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 毎年というお話もございましたが、一応今の構想としましては、1年置きということを考えておる、継続してやるということは考えておる、ただもちろんその都度予算が要りますけれども、ただ全国的に募集をして表彰式をするということになりますと、1年に1回やるのはかなりきついです、手順的に。ですから、予算を取って募集をして審査をして、それを今考えておるのは功績がある人の功績をどのようにして表彰式で紹介するかということもありますので、紹介の仕方をすることを用意しないと行けません。そういうことを、やらんといかんことが表彰式までにたくさんありますから、募集し、決定し、紹介の仕方をつくりと、その上で表彰式ということにしないといけないので、1年置きのやり方が一番いいのかなというふうに考えているところです。

もちろん、議員各位が賛成していただかねばいけないんですけれども、考え方としては1年置きにずっと継続できればいいなあと。継続によって、やはりおっしゃるように義農作兵衛の知名度は上がっていくという効果が得られるわけで、1回こっきりで上がるなんか、効果が出るなんかということとはとても考えられませんので、やっぱり継続は必要だと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 12番岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 最後ですけども、募集という形を新聞、あるいはテレビ、いわゆるコマーシャルに入れるのか、あるいは新聞で出すのか、あるいは町のインターネットとかそういうようなものでやるのか、けどもそれが皆さんに分かるというか、分からしめるという方法についてはどのような手段で今後考えていかれるのか。今現在は、愛媛新聞に出ましたけれども、この間はんぎりのについては南海放送で放送されましたけれども、そういうようなくまテレビ、ラジオ、新聞、これを使う、その手段としてどういうふうなやり方でやるのかということ、この予算の中でそれができるのかどうか、そのあたりについて最後の質問ですけどもお願いします。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 本当にどういうふうに募集するかというのがこの事業の肝になるわけでありまして。我々素人がいろいろ考えたんですけど、なかなか妙案が出てきませんでした。今考えているのは、全国展開ですので、役場の職員が東京へ行ってやるっていうのも

なかなか限度があります。その中で、やはり業者をお願いをしない、全国展開のPRができるノウハウを持った業者をお願いをする必要があるし、そのやり方についても広告代理店のような大きな業者に、全国で展開をしている業者の方をお願いをして、どういうふうにして選ぶかという、そのやり方を提案してほしい、提案していただいてプロポーザルしていただいて、一番効果が上がるだろうと思う手法を提案していただいた業者をお願いをして全国展開でやっていこうと。その方法を取る場合は、やっぱりその委託料として1,500万円ぐらいにはなってくるというのが、もうそれが今の状況でその額が出てくると。役場の職員がちまちまやっとならば、絶対広がることはあり得ないと思いますので、その広告代理店をお願いして事業を進めるということが募集の事業です。そのことは不可欠だろうというふうに思っておりますので、そのための額が予算程度の額になるということとで御理解いただいたらと思います。

以上です。

(12番岡井馨一郎議員「どうもありがとうございました。終わります」の声あり)

○議長(加藤博徳) 岡井馨一郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第21号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第21号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第22号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第22号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第23号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第23号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第24号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第25号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第25号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第30 議案第26号 令和3年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第30、議案第26号令和3年度松前町一般会計補正予算第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第26号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

補正予算の議案書No.2の3ページをお開きください。

議案第26号令和3年度松前町一般会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ5,197万円を追加し、総額を114億8,142万9,000円とするものです。

この補正予算は、令和3年度当初予算編成後に国から新型コロナワクチン接種の実施に係る補助金の具体的な対象経費等が示されたため、ワクチン接種の集団接種を実施するために必要な接種会場設営等及び医師、看護師の委託料等を追加計上するものです。

なお、財源としましては、国庫支出金の特定財源が5,197万円の増となっています。

以上が補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第26号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午後0時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 藤 岡 緑

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

3月8日（第2号）

令和3年松前町議会第1回定例会会議録

令和3年3月8日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 西村元一   | 3番 渡部恵美   | 4番 曾我部秀司  |
| 5番 影岡俊範   | 6番 田中周作   | 7番 住田英次   |
| 8番 稲田輝宏   | 9番 加藤博徳   | 10番 藤岡緑   |
| 11番 村井慶太郎 | 12番 岡井馨一郎 | 14番 伊賀上明治 |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 岡本靖  |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 本馬毅  |
| 総務部長          | 和田欣也 |
| 保健福祉部長        | 塩梅淳  |
| 産業建設部長        | 大川康久 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲島昌二 |
| 総務課長          | 仙波晴樹 |
| 財政課長          | 金子貴徳 |
| 財政課技監         | 伊達圭亮 |
| 福祉課長          | 山田運  |
| 町民課長          | 重松修平 |
| 保険課長          | 小池良治 |



|          |      |
|----------|------|
| 子育て・健康課長 | 早瀬晴美 |
| まちづくり課長  | 横山眞史 |
| 産業課長     | 平村展章 |
| 上下水道課長   | 渡部博憲 |
| 社会教育課長   | 黒田泰弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|         |      |
|---------|------|
| 議会議務局長  | 柏原正  |
| 議会議務局書記 | 徳本敏子 |

令和3年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.2

|      |             |         |    |
|------|-------------|---------|----|
|      | 令和3年3月8日(月) | 午前9時30分 | 開議 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  |         |    |
| 日程第2 | 一般質問(提出順位)  |         |    |

○議長（加藤博徳） 報道機関と総務部より写真撮影と録音の申出がありました。これを許可いたしますので、御報告いたしておきます。

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

12番岡井馨一郎議員、14番伊賀上明治議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 4番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私から3点あります。

最初に、第5次松前町総合計画について質問させていただきます。

この総合計画の第3編基本計画第1章、安全・安心な生活環境づくり、6、公園・緑地・水辺の保全にある主要施策(1)水と緑に関する指針の策定、(2)身近な公園の適正配置、それぞれの進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 第5次松前町総合計画の公園・緑地・水辺の保全に関する主要施策の進捗状況についてお答えします。

松前町の豊かな自然を将来世代に引き継ぐために、水と緑の保全や緑化を総合的・計画的に推進するためには、水と緑に関する指針の策定が必要と考えています。このため、職員による指針策定のための検討会を早期に立ち上げたいと考えています。

次に、身近な公園の適正配置についてですが、松前町都市公園条例第1条の2において、公園の住民1人当たりの敷地面積は10平方メートル以上、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積は5平方メートル以上とするよう努めなければならないとあ

ります。本町では、現在12か所の都市公園を設置しており、住民1人当たりの敷地面積は、令和2年3月末現在で1人当たり4.7平方メートル、市街地の公園については1人当たり3.8平方メートルと、標準を下回っている状況です。

しかしながら、現在各地区のコミュニティ広場が身近な公園として補完的役割を果たしており、町民の皆様には、これらの公園や広場を有効に利用していただいています。今後は、既存の公園の保全及び有効活用に努めるとともに、国土交通省のかわまちづくり事業を利用した重信川河川敷の活用、塩屋海岸の海浜敷の活用等を考慮した公園の計画的な整備について研究していきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） まず1点、水と緑に関する指針の策定、先ほどの答弁を聞いていますと、水と緑に関する指針の策定、すなわち計画書を策定するということによろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 現在は策定しておりませんが、まず指針となるものを、職員の検討会を立ち上げて策定したいと考えております。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ですから、策定をするのでしょうか、しないのでしょうかと私は聞いているので、その委員会を立ち上げて策定するのかもしれないのかを答弁いただきたいと思います。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 策定に向かって研究しますということなんで、策定することで御理解していただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。

そしたら、計画書を策定して、それに従って水と緑に関する保全等を進めていくということで、私は理解させていただきます。

それからもう一点のほう、身近な公園の適正配置ですけれども、先ほど聞きました。そういった基準があって、それを下回っているから整備していかなければいけないということなんですけれども、計画書に書かれてある身近な公園の適正配置という内容ですけれども、先ほど答弁にもありましたが、町民の憩いの場として誰もが安全に安心して利用できるよう、計画的な維持管理に努めるとともに、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を推進しますというような内容です。これを見ると、適正な配置というよりも、適正な整備を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 今現在については、面積的には不足しておりますが、各地区に補完するレクリエーション広場があるということで、配置的には適正に配置されているということで、整備については、今後また計画の中で検討していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 昨年、この特別委員会で私のほう、この2つのこの部分を修正するよう要望をしたのですが、かたくなに拒否されました。というのは、施策名と内容が全く合っていないということから指摘をさせてもらったんですけども、議会で可決したわけです。可決した以上、議会の使命の一つである行財政運営の批判と監視という観点から、私は今回質問させていただきました。施策名と内容が合っていない点、それから先ほどの答弁を聞いていますと、するとかしないとか、はっきりしたことが分かりませんが、町民のために1つずつ努力していただくことを願います。

それでは次に、入札について4点質問させていただきます。

1つ目です。

マスコミ報道等で、特殊な設備等の入札では、落札率が高くなることはあるが、一般的な入札で落札率が95%以上の場合は、談合の疑いが極めて強いと言われていています。私なりにそのようなことが本町ではないか調べ、まとめた資料を9月定例会の協議会で配付しました。その資料を基に、高落札率に関して問題があると考えられることを指摘しました。

また、そのときに私から、次のことについて要望しました。

1、各課にこの情報の伝達を、2、談合、もしかすると官製談合の疑いがあるので内部調査を、3、業者に注意喚起を、4、入札の在り方の再検討を、それぞれどのような形で行ったのでしょうか、またその結果をお知らせください。

2つ目です。

本町では、落札率を抑えるという考えはあるのでしょうか。あるならば、実際にどのような取組を行っているのでしょうか、お聞かせください。

3つ目です。

ある自治体には、高落札率入札調査に関する要綱というものがあります。この要綱の内容ですが、落札率が95%以上になった場合、当該入札落札決定を保留し、高落札率入札調査を行います。調査をするに当たり、その入札に係る全入札参加者から工事費内訳書を提出させます。契約主管部長及び工事主管部長は、工事費内訳書、その他の資料を点検し、その結果を高落札調査委員会に報告します。高落札調査委員会は、工事費内訳書に基づき、適正な積算により入札価格が設定されていること、入札価格との間に不自然さがない

こと等を調査します。調査の結果を必要であると認めるときには、入札参加者から事情を聞きます。

また、当該入札に関し、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合や入札価格が適正な積算に基づいて設定されていない可能性が高く、談合の疑いが濃厚であると判断した場合には、公正入札調査委員会に高落札率調査報告書により報告します。そういった過程を経て落札者を決定し、全入札参加者に結果を通知します。

なお、提出期限内に工事費内訳書を提出しなかったり、事情聴取を拒否したりした入札参加者に対し、資格停止の措置を講じます。

このような内容ですが、本町でも同様の要綱を策定・施行する考えはありますか、お聞かせください。

4つ目です。

入札等の話題になったときに、町内業者の育成とよく言われますが、その意味するところは何でしょうか。

また、実際に町から業者に対してどのようなことを行っているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 入札についてお答えいたします。

まず、昨年9月定例会の協議会において、高落札率となった入札に関して御指摘があったということは、担当課に伝えています。

なお、昨年度の建設工事に関する入札の結果を確認したところ、入札が成立した建設工事は71件あり、そのうち落札率が95%以上の入札は25件、率にして35.2%です。

また、建設工事全体の平均落札率は91.1%であり、昨年度における愛媛県土木部発注建設工事の平均落札率95.0%と比較して低い水準となっています。

次に、談合の疑いがあるので内部調査をすること及び業者への注意喚起を行うことについては、要望を受けていないと認識しており、実施していません。

次に、入札の在り方の再検討についてお答えします。

入札制度は、これがベストというものはありませんので、今後も国の動向を注視し、町内業者の御意見も伺いながら、よりよい入札制度になるよう絶えず見直していきたいと考えています。

次に、落札率を抑えるという考え方についてお答えします。

落札率は、町が任意に抑えることができるものではないため、落札率を抑えるという考えはありません。

次に、高落札率入札調査に関する要綱についてお答えします。

議員御指摘の要綱については、愛媛県及び県内の市町で制定している自治体はなく、予定価格を事前公表している県外の幾つかの自治体で制定されていることは承知していません。

予定価格を事前公表している自治体が要綱を制定している理由は、予定価格が目安となって落札価格が高止まりになること及び入札談合が安易に行われることを防止するために制定しているものだと考えられます。

本町では、予定価格を事前公表していないため、高落札率入札調査に関する要綱を制定する考えはありません。

次に、町内業者の育成についてお答えします。

本町が考える町内業者の育成とは、業者の技術力及び経営状況を向上させることです。本町では、町内業者について、格付時に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に工事成績に応じた評価点を加算しているほか、業者選考において町内業者の指名を優先していることから、町内業者は工事を受注・施工する機会が増えることとなるため、技術力及び経営状況は向上することになります。

町内業者は、住民の暮らしと安全を支えるインフラのメンテナンスや災害対応に必要な不可欠であることから、今後も町内業者の健全育成に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 町内業者の育成、技術の向上等々あるんですけども、私、業者を育成ということは直接的にはできないと考えております。私、入札とこちらのほうはまだまだ勉強不足で、的を射ない発言があるかもしれませんが、お許してください。

ただ、育成というのは、例えば役場職員、新人がいて、その職員を育成するということは、十分可能だとは思んですけども、利害関係者である業者を育成というのは、やはり直接的にはできない。ただ間接にすることは、できると思うんです。例えば、入札もその一つではないでしょうか。町としてできることは、やはり競争原理を有効的に働かせる、これがやはり先ほど言いました入札もその一つだと考えております。例えばですけども、業者のランクづけ、格付のランクがありますが、本町ではA・B・Cでの格付ランクになっております。これでは非常に分かりにくい。競争原理を働かせるためには、やはり点数制にする。例えば70点、80点、そういった場合に先ほど言いましたいろんなところで加点される。そしたら、私が業者としたら、こういう点で頑張ったら格付ランクが、点数が上がるというふうに、自分たちで磨いていくっていうことができると思います。どうでしょう。業者の格付ランクをA・B・Cではなく、より分かりやすい点数制、100点満点の何点にするという考えはおありでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） おっしゃるとおり、今格付はA・B・C・Dという格付になっておりまして、これもAから点数でという部分になっておりますので、点数について、点数にしたほうが分かりやすいというのであれば、それはよりよい入札制度ということで、今後検討していきたいとは思っています。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 一定の何点から何点がA、一定の何点から何点がBということで、A・B・C・Dの裏側には点数があるんです。何をどうしたらその点数が上がるかも業者は知ってるんです。だから、実質的には点数制なんです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） それは分かっておるんです。A・B・Cでなく、点数制を公表しているのかどうか、私が聞きたいのはそこなんで、どうなんでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 何点から何点がAになる、何点から何点がBになるというのは、公表しておりますので、公表してると一緒にございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ただ、やはりすごく曖昧で分かりにくいです。Aが何点から何点というが分かっている、今自分のところの得点、それから同業他社と比べて自社の位置というのが、すごく曖昧に映ってしまいます。ですから、その辺の検討もしていただきたいと思っております。

それから私のほう、談合、もしかすると官製談合の疑いがあるので内部調査を、業者に注意喚起をいうことを言ったつもりで言ってないのは、大変申し訳ありませんでした。

ただどうでしょう。今後、私が指摘したような高落札率が続く場合に、内部調査あるいは業者に注意喚起をする考えはあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 高落札率、95%と一般的に言われますけども、予定価格100%であっても適正価格であります。例えば、仮に入札の談合の疑いがあると、もう入札、当然中止はしたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すみません、私が聞いているのは、そういった疑いがある、続く場合には、内部調査をされるのですか、注意喚起をされるのですかっていうことをお聞きしております。その点もう一回答弁をお願いします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。



○総務部長（和田欣也） 疑いというところの捉え方になりますけども、談合情報があれば、もう当然調査をしたいとは思いますが、疑いというところでは、なかなか判断できないとは思いますが。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 確かに疑わしきは罰せず、これは当然ですが、疑わしい場合には、やはり内部調査を、私はするべきだと思います。それがいわゆる内部調査であれば、官製談合の抑止力になる。疑いがあれば、業者に注意喚起をする、これは談合の防止にも一役買うのではないかと私は考えます。

前回お渡しした資料、これは令和元年5月22日から令和2年8月17日の入札のものでしたが、今回、それ以降、令和2年8月18日から令和3年2月12日のものをまとめてみました。9月に私が高落札に関して指摘しましたので、理事者の皆さんも注視していたこととは思いますが、まとめた結果をお知らせします。

建設工事入札数が45件、うち不調4件、41件中落札率95%以上が14件でした。前回指摘した同様の工事の入札は、入札数12件、不調1件、11件中落札率95%以上が9件でした。9件の内訳は、99%が2件、98%が4件、97・96・95%がそれぞれ1件でした。皆さんどのように思われますか。前回、私が指摘してから何も変わっていません。業者は自社の利益を少しでも多く得たいため、なるべく予定価格に近い金額で落札しようとしています。町としては、最低制限に近い入札金額を期待します。すなわち、落札率を抑えるということは、町民の皆さんからお預かりした税金の節約ということになります。そのために町としてできることを取り組むということは、非常に重要なことだと考えます。それでも内部調査はしないのでしょうか。業者に注意喚起をしないのでしょうか。高落札率入札調査に関する要綱は策定しないのでしょうか。予定価格から最低制限価格内での落札であり、町としては違法なことはしていないから、落札率が99%でも仕方ないという姿勢でいるのでしょうか。

4月から組織改革を行い、新たに出納局を置き、同局に会計課、同課に契約係を置き、この係は、入札及び契約業務の適正な管理執行を図るための業務に当たるということですね。高落札を抑えようと取り組んでいくことができる絶好の機会ではないのでしょうか。

先ほどの私の報告を聞かれた議員、町民の皆さんは、今のままで何も取り組まないでは納得しないと思います。落札率を抑える取組を4月の全員協議会のときに資料を基に報告していただきたいと思います。概略で構いません。いついつまでにこのような取組をするというスケジュールで構いません。落札率を抑える取組をやっていただきたい。その取組を報告していただきたいと思うのですが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議員のお話、一見もつものように聞こえるんですけども、実は大きな間違いがあるんです。それは、高落札は、決して悪ではないんです。我々がつくっている予定価格というのが、標準の価格であるということで予定価格を設定しています。その価格より下であれば、それは適正な価格なんで、先ほど言いました議員は、何か最低制限価格が適正価格のような御発言がありました。最低制限価格というのは、調査標準価格とも言いますが、その価格より下になったならば、適正な工事が実施できないであろう。つまり、こちらが求める品質が確保できない、そういう、言うたら、安かろうばかろうの施工になる、そのぎりぎりの線が最低制限価格であって、予定価格というのは、こちらが認める品質をきちんと確保するためにはその価格が適正であろうという価格が予定価格なんです。したがって、予定価格より下であれば、それが幾ら予定価格より近づいて高い額であったとしても、それは適正であるというのが我々の考え方でありませう。

予定価格を事前公表している自治体では、業者は予定価格が分かっているわけですから、予定価格より下であれば、落とすことが可能だから、事前公表のデメリットとして、きちんと積算をしないでその辺の額を書いて入札するということが行われる可能性がある。そういうことを防ぐためには、内訳書を取ってチェックをして、適正に積算されているかということを確認をする必要性はあると思いますが、事前公表をしてなければ幾らか分からないので、自分たちが積算しないと、適正な価格がどこかというのは分からないので皆さんしていただくと、そういうことで、一つの事後公表を維持している理由としてそういうこともあるわけですが、先ほど議員がおっしゃっておられた他の自治体で高入札の調査をするというお話がありましたが、議員が今紹介していただいた中で、その調査の内容は何かというふうにお話がありました。我々が調べたのも同様でありましたが、それは工事内訳書を取り寄せて、その額が適正かどうかということ調べるんだと。結果として、それが予定価格より下で、最低制限価格より上の価格であれば、おかしいという指摘ができないんです。我々がやっている低入札の調査価格も調査していますが、これはどういうことかという、同じように内訳書を取り寄せるんですけども、我々が積算したときには、これだけのお金がかかりますよと、工種ごとに出てるわけですが、その内訳書より低い額で算定している箇所があったら、これではこの工事はできないじゃないのという指摘をするために取ってるわけで、指摘ができるわけなんです。この額ではできないだろうということが出来るから、低価格の調査は意味があるんです。

ところが、高入札の調査で内訳書を幾ら取ったって、その額は適正な範囲におるわけですから、おかしいだろうというものがないんです。だから、その意味は全くないわけです。そうすると、取ったとしても、いや高入札したのが本当に談合なのかというのは、内訳書からはうかがえるはずもないんです。ですから、今回議員から御質問があつて調べま

した、各自治体。入れてるところも手間ばかりかかって、全然意味がないからやめましたというところもありました。ですから、高入札の調査を議員が言うようなやり方でやるのは、あんまり意味がないのかなと思っておりますので、入れるつもりはありません。

実際に高入札が悪いのではなくて、高入札をするための裏側で談合がされたら、これはいかんです。でも談合は別の方法で、談合情報が入ったら調査をし、その入札を止めるという措置を取ってますので、そのことと高入札とをごちゃ混ぜにしているいろいろな議論をされても、少し的外れてるのかなというふうに思いますので、御理解をいただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 町長、失礼ですが、私は高落札は悪とは一言も言っておりません。私は、町の財政というものを一般家庭に置き換えると、貯金を殖やしていこうという場合に、やはり自分らの生活を切り詰めていくわけです。どっかからお金を余らそうと、そういう努力を町はしないのですかと言っているんです。できることはやはりやっていて、少しでも不用額を多くしていく。先ほど言いました予定価格から最低制限の間であつたらもう適正なんだではなくて、少しでも町として抑えようという努力をしないのですか。一般家庭ならします。それが普通です。今までやってきたことをちょっと我慢したり、手間だからしない、すごく私はおかしいと思います。一般家庭からかけ離れたのが町の財政、そんなことはないと思いますので、ぜひできることは、私はやっていただきたい。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 入札制度で予定価格を定めて競争の原理を働かせて安く取る、これが最大の町がやれる儉約なんです。予定価格を定めた以上は、その価格は適正なわけですから、そのびったんこ、さっき部長が言いましたが、100%の額でそのほかの方が全部超えとつたら、100%のやつは落札になるんです。それは別に儉約をしてないわけじゃなくて、正しい額で落としていただいたということでありまして、むしろあまりにも安くする安くするということで行政のほうで安く発注することを極端に執り進めていくと、今度は業者が疲弊するわけです。それと工事の質が下がる。だから、工事の質が下がり、業者が疲弊すると、いい工事ができない。さらに、さっき町内業者の育成という話もありましたけれども、業者が再生産ができなくなって破綻してしまう。そうすると、今まで持っていた重機も売らなくなっていくようになってきて、重機のない業者だけに町内はなってしまう。そうすると災害が起こったときに、業者の人に助けてもらわなければならないのに、重機も何も持ってない業者しかいないので、災害対応ができなくなる、こういったことにも陥るわけです。したがって、行政としては、適正な価格で入札制度にのっとり発注をしな

がら、業者も町内の中で育ってもらわないといけないし、きちっとした品質の確保ができた工事をしてもらわなければならない。この3つの要請を満たしながら発注をしていかなければならない。その制度が、今競争入札の制度だというふうに思っておりますので、議員がおっしゃるように、安けりやええというもんじゃない。予定価格を決めて競争していることが、きちっとした適正な価格で工事を発注することになっているというふうに理解をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 町の姿勢、よく分かりました。

最後に、財政基盤安定化に向けた取組について2点質問させていただきます。

1つ目です。

財政調整基金残高の目標を10億円としていますが、その達成目標年度を設定しているのでしょうか、お聞かせください。

2つ目です。

財政調整基金残高10億円の達成に向けて、歳入・歳出の具体的な取組を上げられております。

歳入では、ふるさと納税、広告収入などの新たな収入の確保に努めるとありますが、それぞれどれくらいの増を目標としているのでしょうか。

歳出では、事務事業評価の推進、経常的経費の削減、枠配分方式による予算編成、企業会計及び特別会計の健全運営の4項目を上げています。それぞれどれくらいの減を目標にしているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 財政基盤安定化に向けた取組について答弁をいたします。

まず、財政基盤安定化に向けた取組において目標としております財政調整基金残高10億円の達成目標年度についてお答えをいたします。

高齢社会の進展に伴い、社会保障関係費が増大し続ける中、かなり厳しい状況ではありますが、10年後の令和12年度末には目標を達成したいと、このように考えております。

なお、現時点での財政調整基金残高の状況は、令和2年度末の見込みが5億7,386万1,000円で、令和3年度の当初予算において2億7,000万円を取り崩すこととしておりますので、3億387万1,000円ということでございます。令和3年度中には、地方財政法の規定に基づいて、令和2年度の決算剰余金の2分の1を積み立てますほか、効率的な事業の実施により経費の節減を図りたいと考えておりますけれども、目標に向けての第一歩といたしましては、大変厳しい状況だというふうに認識しております。

ただここ数年は、多額の一般財源が必要となる建設事業が集中しておりましたために、財政調整基金残高が減少しているわけでありましてけれども、今後は一部事務組合施設への老朽化への対応に係る負担金の増額などは見込まれるものの、令和3年度には、松前中学校の改築工事が完了するほか、放課後児童クラブにつきましても、令和3年度の松前小学校放課後児童クラブの整備で全校区の施設整備が完了する、そういうこともございます。したがって、令和4年度以降は、財政調整残高の回復も見込めるものと考えております。

次に、歳入増のための取組についてお答えをいたします。

まず、ふるさと納税では、これまで手続の簡素化やポータルサイトの増設、松前町産の魅力的な返礼品の掘り起こし、そういうことに努めまして、寄附額の増加に努めております。今年度のふるさと納税の実績は、1月末時点で1,397万5,000円でございます。昨年度の424万6,000円と比較いたしますと、既に3倍の寄附をいただいております。今後も松前の魅力をたくさん感じてもらえるよう、地場産品の掘り起こしを行い、全国のできるだけ多くの方に松前を応援していただき、さらなるふるさと納税の増額を目指したいと考えております。

次に、広告収入では、現在広告の募集を行っております広報まさき、それとホームページにおきまして、全ての広告枠への広告掲載を目指すとともに、新たな広告媒体についても研究をしております。

そのほか、手数料・使用料の見直しや有利な補助制度の模索など、新たな財源確保に努めてまいります。

次に、歳出抑制のための取組についてですけれども、まず事務事業評価では、一つ一つの事務事業について、事業の内容や実績を確認し、翌年度の当初予算編成に向けて、事業継続の可否や規模の拡大・縮小などを評価いたしまして、スクラップ・アンド・ビルドを行いながら、経費の削減に努めてまいります。

なお、今後は、評価の客観性や透明性を確保するため、外部評価委員による外部評価を導入したいというふうに考えてございます。

次に、経常的な経費は、既に可能な限り削減をしておりますが、さらなる削減に努めてまいります。

また、枠配分方式による予算編成を行いまして、各部局において限られた財源の有効活用を図ることにより、歳入に見合った歳出規模を目指してまいります。

最後に、企業会計・特別会計の健全運営でございます。

企業会計・特別会計においても、一般会計と同様、経常的な経費については、徹底した縮減に取り組んでまいります。

まず、上下水道の企業会計については、一般会計に過度な負担をかけないように、事業規

模を計画的に抑制をして、一般会計からの繰出金を少しでも少なくするよう図ってまいります。

また、医療・福祉分野における特別会計の大部分を占めます給付関係費につきましては、一般会計の扶助費と同様に、町が任意に削減を図ることは困難であるため、健康寿命の延伸のための施策を実施し、長いスパンでその削減に努めたいと考えております。

財政基盤安定化に向けた取組では、今申し上げた取組を積み重ねることによって、財政調整基金の残高を10億円にすることを目標としているものでございまして、個々の取組における目標額は設定していませんけれども、一つ一つの取組を着実に実施して、目標を達成したいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） よく分かりました。

ただ最後、町長が、個々の目標は設定していないって言われたんですけども、具体的な数字、やはり私は上げるべきだと考えております。この項目で幾ら、この項目で幾ら、その設定をしなければ、いざ振り返ったときに、幾ら増えたか、幾ら減ったかが分からない。その目標に向けて努力をしていったんだが、今年はこれだけだった。そしたら翌年こういうことに取り組もうというようなことができるのではないかと思います。やはり設定した目標は持つべきではないかと考えます。特に答弁は要りません。

それでは最後に、私の意見と要望をお願いして、終わりにしたいと思います。

まず、12月の本会議一般質問で西村議員の職員に対してどのような指導をされているのかという質問に対し、町長は、職員の指導につきましては特に3つの意識改革に重点を置いています。その一つに、コスト意識を持つということです。町民の皆さんからお預かりをした税金を使っている意識を持ち、徹底的に無駄を省くことを意識づけていますと答弁されています。この言葉を大切にして、全職員に徹底して行動に表せていただきたいと思いますと考えております。このような町長が重点を置いている3つの意識改革、3つのS、大変素晴らしいものですので、それらをやはり再度徹底して、全職員がさらに町民サービスに御尽力されることをお願いしたらと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備と理事者の交代をいたしますので、その場で暫時休憩をいたします。

午前10時15分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

7番住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 7番住田英次、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

それでは、通告書に従いまして、3件の質問のうち、最初の質問をいたします。

初めに、水害に強い安心安全なまちづくりについてということで、浸水対策として宅地のかさ上げへの一部助成へのお考えについてお尋ねします。

当町における自然災害は、地震によるものを除けば、唯一心配されているのが水害による被害であります。その対策として、全国を見ると、一部の自治体では、水害対策に特化した補助金を設けている事例が幾つかあります。具体的な取組事例として、洪水や浸水のハザードマップなどを基に対策地域を限定し、浸水の予想される地域に既に住んでいる住民や新築を考えている住民への水害への備えとして、宅地のかさ上げを希望する住民に対して費用の一部を補助するというものです。

最近の新聞報道でも、国土交通省より、大雨による浸水リスクが高い区域を知事が指定し、住宅や高齢者の利用施設の建築を許可制にする方針も示されるなど、住宅等の浸水に対する国の取組強化も進められています。

また、危険区域を対象に、住宅や避難所に使う集会所への改修費の補助なども今年度の予算案として計上され、具体例として、敷地のかさ上げや1階は柱だけで居室を2階以上にする改修や建て替えに対して補助をするというものです。

現在、コロナ禍により、国をはじめ、各自治体の財政は厳しい状況に置かれ、その対応に苦慮していることは周知のことではありますが、そのような中、今年も台風などによる大雨に備えなければならない時期がやってきます。今後も安心して住み続けることのできるまちづくりへの取組やまた住んでよかったと思われる町になることは、人口減少対策としての移住や定住の促進になると考えますが、町のお考えをお聞きいたします。

以上、1件目の質問とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 水害に強い安心安全なまちづくりについてお答えをいたします。

近年、自然災害が頻発・激甚化している傾向にあり、本町においても、重信川をはじめとした河川の氾濫等、水害リスクが高まっていることから、河川管理者と河川流域の関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水を推進する取組を進めているところであります。

また、町内の低地地盤で発生する内水氾濫の浸水対策につきましては、筒井地区で排水路の整備により、一定の地域単位での水害の軽減を図るほか、来年度から新規事業として、義農湛水防除施設を補完するため、松前保育所跡地に雨水貯留施設を計画していま

す。

また、長尾谷川左岸地区の雨水排除につきましては、平成20年に愛媛県知事の許可を受けた公共下水道事業の雨水計画について、近年の豪雨や台風による災害状況を踏まえ、雨水排除の方法を見直し、効果的で実現可能な雨水計画を策定したいと考えているところです。これらの事業によりまして、内水氾濫の浸水対策を強化をしたいというふうに考えております。

御質問のありました宅地や建物のかさ上げ等の費用の一部を補助するという事業は、内水氾濫に対しては、水害軽減効果が見込まれることや、先ほど申し上げました内水氾濫の浸水対策の完了までには期間を要することから、事業を実施している他の自治体を参考に、対象エリアの設定、対象工事の内容、水害軽減効果などの研究を行い、事業実施に向けた準備に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 御回答ありがとうございます。

今言われたようにいろいろ調べていただいたようですが、全国を見ると、この助成金を取り入れている自治体が結構あります。どの自治体も限られた予算ということでしょうが、補助金の上限、補助率、また受け入れる全体の金額や件数などにも制限をかけております。仮にこのような補助金制度ができた場合、対象となる事例は、現実的には水害により浸水のおそれがある地区において、町内外からの新築の方か、あるいは既存の住宅の建て替えのタイミングなどが予想されます。そのような方々に対しての助成ということになれば、住民の安心安全に前向きに取り組んでいる町ということで、移住や定住の促進への大きなアピールになると考えます。

また、このような事業は、長年にわたって継続していくことで、その効果が表れてくるものと考えております。先ほど町長もおっしゃいましたように、本議会でも新たに浸水対策として、筒井地区の雨水貯留施設などの整備に向けての予算案が出されております。浸水対策の施設の整備には多額の費用と時間がかかるという中で、総合的な浸水対策の取組の一つとして期待しております。

次の質問に移ります。

次に、2つ目の質問として、地区計画の進捗状況についてお尋ねします。

第5次松前町総合計画で、快適で暮らしやすい基盤づくりとして、市街地整備の中に、北黒田の臨海部についても土地の有効利用を検討しますとあります。計画が出されてから1年経過しますが、今現在のこの地区計画の進捗状況をお聞きいたします。

令和元年12月議会の一般質問で、企業誘致も含めて北黒田の西の地域への今後の取組について質問いたしました。約1年余り経過しましたが、今回第5次松前町総合計画でも、



この地区の土地について有効な利用を検討しているという前向きな取組が計画されております。そして、地元関係者も大いに関心を持っているところであります。当町の発展という観点で、現在取り組んでいる南黒田工業団地の整備も含めて、引き続きこの地区への有効な土地利用の計画を進めていただきたいと思います。現在及び今後の取組についてお聞きいたします。

以上、2件目の質問といたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） それでは、地区計画の進捗状況についてお答えします。

第5次松前町総合計画では、主要施策として、計画的な市街地整備の推進を掲げ、その中で新たな活力の創出に向け、南黒田工業団地の整備を進めるほか、北黒田の臨海部についても土地の有効利用を検討することとしております。

しかしながら、どちらの土地も市街化調整区域で農業振興地域であるため、農地以外での土地利用は、厳しく制限されています。

北黒田臨海部における土地利用については、令和元年の12月議会定例会でお答えしたとおり、農地区分が甲種農地であり、限られた利用目的でしか農地転用が認められていないため、企業誘致が困難な状況は変わっていません。

また、当該区域は、津波浸水被害想定区域内であるため、どのような目的の土地利用においても必要な基盤整備として、海産物加工場等の不法占用物件があることから未整備となっている海岸堤防の整備が必要と考えており、その進捗状況を踏まえて、引き続き土地利用の在り方について検討を行っていきたいと考えています。

町としては、当面地勢的に工業団地としての土地利用が適している南黒田工業団地の開発を推進していくこととしており、来年度から農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画の策定に向け、県内企業を対象に、松前町内への自社工場の立地または移転の意向に関する企業アンケート・ヒアリング調査を行うとともに、引き続き国、県などの関係機関と協議を行い、事業の着手に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 御回答ありがとうございます。

それでは、2点ほどお聞きします。

今の答弁の中で、引き続きいろいろ法的に難しい部分が多々あるということですが、仮に私が何遍も言うような企業誘致ではなくて、もう少し広い意味で、土地の有効利用というくくりで考えた場合と、今の企業アンケートの中で、かなりここへの進出といいます

か、希望する業者が多かった場合など、もちろん法的な部分が前提になるとは思いますが、その2点について少し何か御回答があれば。今言う企業誘致に限らずということと、アンケートを踏まえた上での何か企業のヒアリングの結果を基に、それを踏まえた何社かあるということ踏まえて……。

○議長（加藤博徳） 有効利用についてということ。

（7番住田英次議員「そうです、ごめんなさい。お願いします」の声あり）

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） アンケートについては、来年度実施するように今予算を議会のほうに提出しているんですが、その中で南黒田を今松前町としては推進するように考えておりますので、まず南黒田のほうでアンケートについては考えていきたいと考えてます。

町内全域ということでアンケートは取るわけなんですけど、まず南黒田はどうかということが優先されるのではないかと思います。その辺、アンケートの結果を見ながら、北黒田については考えていかないといけないかなと思ってます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） ちょっと質問がはっきりしなくて。

もう一点、さっき聞いたかったのは、企業誘致というのに限らず有効利用という視点で、例えば私も勉強不足ですけど、大きな公園をつくるとか、そういう含みを持たせた意味でのこのあたりの利用方法というのではないかということですが、どうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 部長の答弁にもありましたように、農業が主になるところ、甲種農地ということになっておりますので、その辺制限があるということ踏まえまして、その辺は考えていかないといけないとは思っておりますので、その辺御理解していただけたらと思います。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 私も地元ということで、いろんな当事者からのお声なんかもいただきます。

また、今法的な部分が非常にあるということは、前回の答弁でもいただきましたんで承知しておりますが、引き続いてこの地区のことについても関心を持っていただけたらと思います。

次の質問に行きます。

3つ目の質問として、土川の歩道整備についてお尋ねします。

梅雨や台風などによる災害が起きる出水期をこれから迎えようとしていますが、予定されている町道西74号線の整備もあと少しで完成し、登下校する松前小学校の子どもたちの安全も高まってきていると考えますが、東側にある郡中線の踏切付近は、以前と変わらず狭いままとなっています。踏切ということで、町だけの考えでは難しいところもありますが、せっかく立派な歩道が完成しようとしているのですから、この踏切部分も広げてほしいと考えますが、町の考えをお聞きいたします。

併せて、踏切を越えた、さらに東側の土川も、大雨のときには川の水が道路にあふれて通行ができなくなることが常態化しております。今後越水への対策も含めて、さらに歩道整備の延長ができないかということをお聞きいたします。

以上、3つ目の質問といたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 町道西74号線の歩道整備についてお答えします。

松前小学校の通学路であり、毎日多くの子どもたちが利用する土川沿いの町道西74号線は道幅が狭く、子どもと車が接触する危険があったため、県道松山松前伊予線から伊予鉄道郡中線土川踏切まで歩道整備を行っているところです。

現在の進捗状況は、延長262メートルのうち163メートルは整備済みであり、残る99メートルは、令和3年度に完成する予定となっています。土川踏切については、議員御指摘のとおり、踏切の幅員が、接続する道路の幅員より狭くなっているため、子どもたちの安全な通行空間が確保されていないことから、現在、鉄道事業者である伊予鉄道株式会社と踏切拡幅の事業化に向け協議を行っており、その進捗に応じて土川踏切から東の歩道整備についても検討していきたいと考えています。

土川の越水対策については、令和元年12月定例会でお答えしたとおり、老朽化した土川排水ポンプを更新し、機能回復を図ったほか、歩道整備に併せて水路断面を広げる工事を実施しています。土川踏切から東についても、歩道整備を行う場合には、土川からの越水をできるだけ減らすための対策として、これまでどおり歩道整備に併せて水路断面を広げていきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 御回答いただきましてありがとうございます。

いろいろと前向きに対応する計画を持っていただいているようで安心しました。

皆さん御存じのように、JRの北伊予駅の南側の踏切も歩道部分が拡幅されて、大変何か見えて、安心できるような歩道といいですか、通学路になってきたのかなと思います。

前向きな回答をいただきましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備と理事者の交代をいたしますので、暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑でございます。

今回は、3つの質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、コロナワクチン接種についてお伺いいたします。

ワクチン接種の実施に向けて、具体的なスケジュールと今後の課題についてお尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大が収束し、一日も早い私たちの日常を取り戻すために大きな希望となるワクチンが急ピッチで開発され、ようやく承認されたファイザー社製のワクチンから順に日本へ供給される段取りになってきましたが、全国民の希望するワクチン接種が、より安全でスピーディーにできるのか、最近の情報から非常に不安になってきました。特に末端の実際の接種は、地方自治体任せということなので、受ける住民としては、最新の情報を知り、今後の行動に生かしていかなければなりません。

そこでお尋ねします。

まず、開始時期と接種対象、接種券発送についてはどうなっていくのか。

2番目、接種場所は、個人病院など医療施設、指定された公共の施設だけなのでしょうか。移動の難しい高齢者の多い介護施設や近隣の、例えば松山市とか伊予市などのかかりつけ医療機関での接種はできないのでしょうか。

3番目、ワクチン供給にかなりの不安が出ています。かなり必要数に対して供給数の開きがあって、今の段階では2回接種どころか、1回接種も待たされるのではないかと不安があります。もちろんその3週間の間隔が守れない場合の効果持続についての今の段階での認識はどうなのでしょう。ウイルス変異株についても心配です。

4番目として、周知方法についてですが、日々供給量が増えている状況下で、各自治体の人口比で案分されて供給されると聞きました。圧倒的に少ない数量をどのような順番で割り振りして接種していく予定なのか、お考えを聞きたいと思います。

5番目、副反応など、接種後の異変についての対処はどうでしょうか。

6番目、予約のキャンセルがあった場合等で、ワクチンが余った場合の対処法はどうな

っているんでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） コロナワクチンの接種の予定についてお答えいたします。

本町では、かかりつけ医などの医療機関が実施する個別接種と接種会場に接種対象者を参集させて実施する集団接種の2種類の接種方法で実施することとしています。

また、高齢者施設に入所されている方については、施設で接種できるように調整しています。

ワクチンの接種開始時期や接種対象、ワクチン接種間隔及び接種券発送については、ワクチンの供給が不透明なため、具体的な計画を固めることができません。今後、計画が固まった段階で順次町民の皆様へ、町のホームページ、広報、ケーブルテレビ、フェイスブック等で周知します。

副反応などの異変への対処としては、接種後体調を確認するため、接種場所で、一般の方については15分、過去に重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方については30分程度、状況の観察をします。その後、心配な症状が生じた場合には、かかりつけ医に御相談ください。

なお、その他副反応で御心配があれば、県が設置するコールセンターに相談していただくことになります。

また、ワクチンについては、端数が出ないように、接種場所ごとにその日の接種人数を設定して、それに必要な量だけを配送して、余りが出ないようにします。

なお、当日のキャンセルなどにより余ったワクチンを無駄にしない方法については、国から指示があると聞いておりますので、それを待ちたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 6つのことをお尋ねしたんですけど、約3つぐらいは国のことの方針がはっきりしないとか、供給量についても非常に未確定であるということで、ここではちょっと回答にはならないのかもしれないのですが、その中でも若干ちょっと確認しておきたいなと思ったことがございます。

今、高齢者がもうすぐ医療従事者関係の後、高齢者の65歳以上の方が優先的に接種の対象になっているんですけども、高齢者といっても65歳以上といっても、例えば100歳とか90歳とか、ほとんど移動ができない方については、介護施設ということで、そういう施設等について接種をするということも考えているというお答えをいただいたんですけども、そのあたり、ちょっと昨日の報道なんかを見てましても、施設のほうへ医者の方

が回っていったりとか、いろんな方法があるみたいなんですけれども、そのあたりもう少し詳しく分かっているようでしたら、松前町としてはどういう形を取っていくのかなというのが気になるところです。

それともう一点、先ほど副反応が出たときにかかりつけ医に相談という話が出たと思うんですけれども、以前シミュレーションで、東京のほうでいろいろと実験的なことをされたときに、それぞれの接種の方の事前の診査っていうか、話を、これは集団接種のときなんですけれども、非常に時間がかかったと。というのは、当然初めて対応するわけですから、そこで非常にロスタイムっていうか、時間がかかったので、このあたりが、実際のかかりつけ医だったら、その方のカルテとかそういうのが分かっていますわけですから、そういう事前診査とか、そういったものがないという意味で、かかりつけ医を広げていくという意味で、それも接種対応の一つということで、松前町の場合は多分個別の接種については、町内の医療関係ということが対象になってくると思うんですけれども、人によっては、この近隣、例えば松山市とかあるいは伊予市とか、そういった近隣のところでかかりつけ医を持っていらっしゃる方もそれぞれおられると思うんです。そういった方に対しての接種がそこへ行ってできるようになれば、そういった問題も解消できるのではないかとということなんですけど、どうも自治体個別で、今のところ自治体でやっていきたいということと、都会のほうでは、そこを広げていくというようなことも出ているようなんですけど、それがなかなかできにくい何か理由とか、そういったこととか、皆さんに納得していただける何かがあるのであれば御説明いただけたらなと思って、その2点を再質したいと思います。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 高齢者施設に入所されている方につきましては、先ほども答弁しましたように、まだワクチンの数も、松前町内に届く数も確定しておりませんので、今現在は、町長も諸般の報告で申し上げましたように、新型コロナワクチン接種対策チーム内の高齢者施設班で現在調整をしております。

それと、町内以外のかかりつけ医につきましては、国のほうでも、ワクチンの接種につきましては、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種することが原則とはなっておりますが、長期入院、長期入所している方や基礎疾患を持つ方が、主治医の下で接種する場合など、やむを得ない事情による場合は、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができるとなっております。このように例外的に認めた背景が、以上のようなようになりますが、住民票所在地以外における接種を受けることを無制限に認めた場合につきましては、各自治体において接種対象者の人数が算定できないことから、段階的に供給されるワクチンを効果的に割当て、効率的に接種するためには、住民票を置いている市町村で接種することが原則となっております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 高齢者の施設に関することについては、対策チーム内で今るる検討されているということで、またさらに新たな国の指針とかそういったものが出てきたら、そういった中で、十分住民に周知できるような形で、支障がないような形で受けれるような体制づくりをお願いしたいと思います。

それからまた、かかりつけ医に関しては、原則住民票のあるところの病院でということだと思えますけれども、その理由として、無制限にそれを認めると、数の確保というところで非常に難しいということは、非常によく分かります。そのところの、特に基礎疾患がある方とか、長期入院をした後の方とか、そういった方々についての例外的な形で認めるというようなことがあると思えますけれども、今後接種が始まって、いろんなことがあったときに、その辺はフレキシブルに、もしこういった場合はということで、ある程度緩やかな路線をいただけてたら、もっと受ける側も数を把握するという行政側にしたら非常に厳しくなるかもしれないんですけど、受ける側としては、非常に安心・安全の担保という意味では、そういったところも緩やかにしていただくと助かるかなという部分もございます。これは、今後の接種内容とか、それから数の問題等がございますので、今すぐに御返答というわけにはいかないと思いますが、なるべく住民の方々に十分な形で、分かりやすく行き渡っていく接種になっていったらいいなというふうに思いますので、今後私たちも注視していきたいと思えます。

1 番目については、ここまでにしておきます。

では、2つ目の質問をしたいと思います。

新型コロナ感染拡大による生活環境とか雇用形態の変化で、経済的困窮が女性に強く影響しています。町としてできる支援についてお伺いしたいと思います。

長引く新型コロナウイルスの感染拡大が、全国の自殺者数を11年ぶりに増やしています。前回の私の一般質問で、女性の自殺者増加について触れましたが、県内的には減少しているという回答でしたが、しかし、ここ最近、去年7月頃より今年に入って増加の傾向にもあるという記事も読みました。ただ自殺という最悪な結果を招く前に、コロナ禍の経済不安や家事などの負担増が背景にある立場の弱い、特に女性、例えばシングルマザーなどに支援の手を自治体としても差し伸べていく必要があるんじゃないでしょうか。女性は、男性に比べ不安定な雇用に従事する割合が高く、より経済的打撃を受けやすくなっているのが現実です。新型コロナウイルスと雇用・暮らしに関係するNHK・JILPT共同調査によると、昨年4月以降、仕事に何らかの影響、例えば失業とか転職、休業、労働時間の急減とかあった人は、男性が18%に対して女性が26%で、男性の1.4倍でした。その影響について、雇用形態で見ても、正社員が18%だったのに対し非正規雇用では33%

と、ほぼ倍の開きがございます。実際には、休業を余儀なくされた人は5人に一人に上っています。特にシングルマザーの再就職の割合が低く、家賃や公共料金の未払い・滞納など、経済的困窮度はより高くなっています。そのため、食費や教育費などにしわ寄せが来て、その家族・子どもたちに影響が出てきているのです。昨年5月にひとり親の支援団体「シングルマザー交流会松山」の代表らが県庁で会見し、事前の市町へのアンケートを基に、かなりその支援策に開きがあるので、平等に少しでも早く現金給付があればというような話が出ていたようです。町内での実態はどうなんでしょうか。

また、対象となる住民に対して、相談窓口や実際的な低金利の貸付けや家賃援助など、具体的な支援について、町としての考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、コロナ禍で働く女性の支援についてお答えをいたします。

まず、ひとり親世帯に対する支援については、県が国の補助金を活用し、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の方を対象に、ひとり親世帯臨時特別給付金を令和2年8月14日に256世帯へ支給しております。給付額は、基本給付が1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円、さらに追加給付として、基本給付対象の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方へ1世帯5万円を合せて支給しています。

また、再支給として、令和2年12月11日時点で既にひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付を受けている世帯へ、同様の額を県が12月25日に支給しています。

新型コロナウイルス感染拡大により、経済的に影響を受ける方に対する相談窓口としましては、松前町社会福祉協議会が愛媛県から生活困窮者自立相談支援事業の委託を受け「くらしの相談支援室」を設置し、相談事業を実施しており、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの相談件数は213件で、うち女性は88件となっております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大によって、生活援助のための貸付けや家賃援助が必要になった方には、松前町社会福祉協議会を受付窓口とし、愛媛県社会福祉協議会が無利子の貸付けを行っております。貸付けの種類は2種類で、緊急小口資金と総合支援資金があります。

緊急小口資金は、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持が必要な世帯を対象に、貸付限度額10万円または20万円の貸付けを行っております。

総合支援資金は、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、緊急小口資金と合わせて単身世帯は月15万円以内で、1世帯当たり最大110万



円、住民票上で2人以上同居する世帯は月20万円以内で、1世帯当たり最大140万円の貸付けを行うものです。

なお、総合支援資金は、緊急小口資金の貸付けを受けていることが条件で、初回の貸付けは3か月間となり、必要があれば延長貸付けを3か月間受けることが可能となります。

緊急小口資金と総合支援資金の新規申込みの締切りは、令和3年3月末となっており、現在総合支援資金の貸付けを受けている方は、延長貸付けの受付が令和3年6月末までとなっております。

さらに、令和3年3月末までの間に緊急小口資金及び総合支援資金の貸付けが終了した世帯については、単身世帯は最大45万円、住民票上で2人以上同居する世帯は最大60万円の再貸付けを受けることができます。松前町社会福祉協議会に確認したところ、令和2年3月25日から令和3年1月31日までで、緊急小口資金と総合支援資金を合わせて583件の貸付けを行っており、そのうち女性の申請者の割合が40%となっております。

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給後は、ひとり親世帯の方から支援の要望が寄せられていないので、これらの給付金や貸付制度によって支援が図られていると考えられることから、町としては、さらに支援することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 私も知らなかった部分も多かったんですが、社会福祉協議会を通して県からのいろいろな支援というか、補助金というか、そういうお金がそういうふうにならざるにそれぞれの世帯、そういった内容に合わせて支給されているということについてお答えいただきまして、実際にはその中の件数の中でやはり女性が583件ですか、その中で女性が40%ぐらいおられたと。ただ、ひとり親世帯がその中でどれぐらいおられたとか、そういったことについてはなかなか把握するのは難しいかもしれないんですけども、実際のところ大体、相談をされて一定の手続をすれば、ほぼ100%内容的には支給ができるような状況になっているんでしょうか、そこらあたりはどうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） 今の御質問ですが、緊急小口資金については、基本的に申請をいただいた場合には、貸付けを20万円しとるそうでございます。それで、総合支援資金については、あくまでも小口資金の借入れをしている方についての貸付けになりますので、引き続き申請をいただければ、その都度3か月間の一応スパンとして、最高9か月までは貸付けができるということを聞いておりますので、いわゆる生活に御不安のある方につきましては、まずは社会福祉協議会のほうに御相談をいただければ、相談に乗っていただけたらと思いますので、お願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） そうというような教えがあるということ自体を御存じない方もいらっしゃるのではないかなという部分と、その周知に関して、まだまだそのあたりを知らずに非常に悩んでおられるとか、あるいは非常にあまりよくない状況になってしまっているというようなことにならないように、さらなる周知とか、それから成功例っていうのはおかしいですが、こういうことでこうだったというようなことを何かの形で、こういうものがありますよということの内容を出していただくと、非常にそういった方々にとっての励みになるのではないかなと思いますので、そのあたりもぜひアピールしていただければなというふうに考えます。

それでは、次の3番目の内容に進みたいと思います。

地方防災会議についてということでお伺いをしたいと思います。

女性の視点は、防災を考える上で不可欠です。町の防災会議の女性委員の比率は、国の目標30%をはるかに下回っておりますが、町の考えをお聞かせくださいということで御質問させていただきました。

各自治体が防災計画策定のために設置するのが、地方防災会議です。会議の構成員である女性委員の比率が、共同通信のアンケートによると、国の目標としている2020年までに30%というのが、実際には全国で2%弱だということが分かりました。防災会議は、地域防災計画を作成し、その実施を推進するため、地域の防災に関する重要事項を審議するところです。もともと警察幹部、消防関係など、男性中心のポストから委員を選ぶ仕組みとなっていることも大きく影響をしていると思いますが、過去の大きな災害の経験を踏まえ、避難所運営や災害弱者への対応、さらに新型コロナウイルス等感染症対策など、多様化する防災の実情に、男性中心の視点だけでは非常に問題が多いと考えます。例えば、圧倒的に女性が多い看護師や保健師、あるいは社会福祉士、介護福祉士さんから選ぶ必要もあるのではないのでしょうか。

愛媛では、防災会議を開催する県とアンケートに回答した17市町において、この数値目標を達成しているところはゼロで、辛うじて15%強の市町が3つで、女性委員ゼロの市町も3つありました。松前町も実際には1人です。それも充て職になっておりますので、その課の課長さんがたまたま女性だったから1人としてカウントされていましたが、その職がいつも女性とは限りませんので、替われば女性がゼロとなってしまう可能性もあるわけです。

今後、第5次男女共同参画基本計画で、目標達成期限を2025年に延長していますが、時間的にもさほど猶予はないと思います。町としてどのように女性委員を増やしていくのか、具体策や取組について考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 防災会議の委員についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、町といたしましても、避難所運営や要配慮者への対応など、防災に女性の視点を取り入れることは、非常に重要であると認識をしているところであります。

しかしながら、現在本町の防災会議には、議員御指摘のとおり、女性委員は現在1人しかおりません。これは、防災会議委員の選任については、条例で定められているんですけども、災害対策基本法において、同法に規定する関係機関から構成員を選任しなければならないこととなっておりまして、その制限から条例におきましても、国、県、町、消防、警察、こういった行政機関の幹部職員、公的インフラ事業者や自主防災会などの関係機関の代表者から選任することとされておるわけでありまして、そういう状況の中で女性を登用するのが難しい状況にあります。

ただ、実際のメンバーを見てみますと、定数の半分が町職員になっておりまして、この部分については見直す余地がありますので、今後町職員の委員数の見直しを含めた委員構成の人数を再検討し、女性防災士や婦人会等の団体、あるいは先ほどお話のありました看護師さんとか、そういった方の女性の登用が図られるよう関係条例の改正を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 私も松前町の防災会議条例というの見ましたら、確かにかなりいろいろなルールがあって、なかなか難しいところもあるんだなというのがあるんですけど、今町長が言われたように、その中でもこちらの層で選べれる範囲、職員の今の話とか、そういったこととか、もし専門職なんかの中で任命ができる、そこにそういうことをちょっと頭の中には入れていただいて、今後そういったことで、高めていただける余地がこれから幾らでもあると思いますし、実際の防災に関して、特にコロナ禍の中で私も非常に女性の視点というのが大事であるし、避難所運営に関して女性の視点というのは、非常にそのことが欠けていたために、過去のいろんな避難所とかの中で女性や子どもたち、高齢者は大変な目に遭っていたというようなことのそういう反省があると思うんです。ですので、ぜひそのあたりを考えていただいて、これは少しあれになるんですが、そういうふうには防災会議もそうなんですけれども、女性の視点という点におきましたら、今回オリンピックの組織委員会の会長の発言から、いかに女性がジェンダー指数も日本において非常に低い、残念な位置にあるということも、皆さんに非常に露呈したことだと思っておりますので、この際ですので、いろんな会とか、いろんな審議会とか、そういったところもさらに

また見直しをしていただいて、いろいろそういう積極的なアクション的な動きを、町長、ぜひお願いしたいなと私のほうは思っておりますので、そのことによって、全体の町のいろいろな施策に対して女性の声が反映されていくのではないかなというふうに思いますので、その点をぜひ努力目標として考えていただきたいなというふうに思います。

ほんで、2025年の数値からいうても、あまり時間的な余裕もないと思いますので、すぐには30%というのは難しいかも分かりませんが、やはりそれに向けてのいろいろな考え方やアクションプランをかけていただくことによって、少しでも近づいていくのではないかなというふうに私は思いますので、ぜひその点の御努力をよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備と理事者の交代をいたしますので、暫時休憩をいたします。

午前11時27分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

8番 稲田輝宏議員。

○8番（稲田輝宏議員） 議長のお許しが出ましたので、無所属、稲田輝宏がただいまから一般質問をさせていただきます。

まず初めに、間もなく新型コロナウイルスワクチンが、当町にも到着します。速やかにワクチン投与を実施していただくようお願いいたします。

質問の内容ですけれども、背景としまして、1つ目は、狭あい道路の事案ですけれども、これは地権者の権利というのが重要視されますので、非常に困難な事案であります。他の議員の方々もこの件に関しては、非常に質問内容としては取り上げにくいということで、あえて今回私は取り上げてみました。

もう一つは、弱い立場の人々の側に目を向けていくべきと思い、2つ目の質問をさせていただきます。

まず1つ目は、狭あい道路について。

要旨、狭あい道路の解消に向けての対策をどう考えているのか。

要旨説明です。

町内には道路の幅が狭く、消防車、救急車それに警察車両など、緊急車両は一分一秒を争い、緊急を要するときの通行に不備があると考えられます。また、防災上の面からも当然不備も考えられます。通学路等は、極力避けているようですが、やはり通学以外では危険が伴い、またドライバーの立場からもそのような道路にはリスクが否定できないものがあります。

また、塀や屋根の破損の可能性があり、いつも監視しているわけではありませんので、いつ破損したか分からない場合もあると聞き、道路の拡張を望む付近住民からの要望も多く耳にします。

以上のような観点から、早急な道路の拡張が望まれるものです。例で、私が昨年東京での某団体の全国レベルの大会に参加した際、狭あい道路解消のための取組に係る調査及び成功事例や問題点の発表がありました。全国各地で、各自治体でこういった努力がなされているようであります。この発表や講演の中で、2013年に制定された強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の話がありました。その場で和泉洋人内閣総理大臣補佐官も、事前防災の重要性を強調されておりました。私も防災を考えに入れた狭あい道路の拡張の重要性を強く感じました。

そこで、当町では、今後どのような方法で狭あい道路の解消に向けて、安心・安全を推進していくのか、お聞かせください。

併せて、自主後退など、道路拡張に向けての制度もお聞かせください。

以上であります。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 狭あい道路についてお答えします。

狭あい道路とは、法律上の定義はありませんが、国土交通省が作成した狭あい道路解消のための取組に係る調査及び事例集では、幅員4メートル未満の道路としています。このような狭あい道路は、日常生活に不便だけでなく、災害時の避難路、日照や通風等の確保など、安全で良好な環境を形成する上で問題があり、狭あい道路の拡幅を促進することは重要であると考えています。

しかしながら、市街地の狭あい道路を町の事業で一斉に拡幅整備するのは、用地費や補償費に莫大な費用が必要となり、現実的には困難な状況です。

このような中、建築基準法では、狭あい道路に接する敷地で建築物を築造する際は、道路の中心から2メートルの線を道路の境界線とみなして後退する必要があります。

また、その後退部分については、建築物または敷地を造成するための擁壁等を築造してはならないことが規定されています。この規制によって、個々の建築行為で生じた建築後退部分について、土地所有者から寄附の申出があった場合には、町の費用で土地分筆及び所有権移転登記事務を行い、その部分の道路舗装を実施することで、狭あい道路の拡幅を促進しています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 稲田輝宏議員。

○8番（稲田輝宏議員） ありがとうございます。よく分かりました。

ただ、そういう自主後退などの制度について御存じでない住民の方がたくさんおられると思います。広報まさきなどでそういう自主後退した場合の制度、固定資産税はどうなるのかとか、登記の費用はどうなるのかとか、そういった呼びかけ、PRをした経緯があまりないのではないかと、私の記憶違いかも知れませんが、あります。そこで、やはり随時そういった案内、PR、そういった呼びかけをすべきではないかと思ひます。そして一歩でも半歩でも前進していく、町がそれだけよくなっていくという方向に向けて導くのがよいのではないかと思ひます。どうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 現在まで広報等ではそういう周知をした記憶は、私が関わっているときにはございません。

また、周知する機会がありましたら、そのような検討をさせていただいたらと思ひます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 稲田輝宏議員。

○8番（稲田輝宏議員） 機会がありましたらではなく、積極的にPR、案内をすべきだと私と思ひます。でないと、何もしなければ何も変わらないということがよく言われております。それで、やっぱり道路際に新しいブロック塀が築かれると、それを見ると、私はもうがっかりします。やはり前向きに捉えてやっていただきたいと思ひます。

これで1つ目の質問を終わります。

続いて、2つ目の質問に入ります。

昨年9月の予算決算常任委員会の前年度の決算が承認されました。その中に伊予横田駅駐輪場改修の予算も含まれておりました。私は、この委員会終了後の協議会で、町内の鉄道6駅、郡中線の岡田駅、古泉駅、松前駅、地蔵町駅、それにJRの北伊予駅、伊予横田駅、この6駅の中でトイレがないのは伊予横田駅だけであると。住民に対する福祉は公平でなければならぬ。そこで、この駅にトイレ設置の考えはあるのかと聞くと、町民課長は、駐輪場の費用は伊予市と折半であったので、伊予市と協議をするとの答弁がありました。おしゃれなまち、エコの推進、住みよいまちづくりに向けてこの話を前向きに捉えて、積極的に進めていくべきだと考えます。

そこで、その話は現在どこまで進んでいるのか、また予算化の見込み時期も分かればお聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、JR伊予横田駅トイレ設置に係る伊予市との協議に

ついてお答えします。

昨年9月の予算決算常任委員会後の協議会で、稲田議員から、JR伊予横田駅トイレ設置について伊予市と協議してほしいと要望がありましたので、速やかに両市町で協議を行いました。

伊予市担当課からは、利用者及び周辺地域からトイレ設置の要望がない上に、設備の維持管理及び市の財政状況からトイレ設置の考えはないとの意見がありました。JR伊予横田駅については、建設当初からこれまで、近隣地域や利用者からのトイレ設置要望を受けなかったことがないこと、また利用者は、近隣の通勤・通学者が大半で、駅での滞在時間が短いことから、トイレ設置の必要性は低く、一方、トイレ設置には多大な費用がかかることから、費用対効果は低いと思われまますので、松前町としても伊予市と同様、トイレ設置の考えはありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 稲田輝宏議員。

○8番（稲田輝宏議員） 答弁はよく分かりました。

ただ、先般、その隣の駅で数億円をかけてエレベーターつきの設備、歩道を完成させております。一駅違えば小さなトイレもないというのは、あまりにも公平感に欠けるのではないかと私は感じました。これを感じるのは、私だけでしょうか。今後において検討していただき、常識ある判断を求めます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 答弁要りますか。

（8番稲田輝宏議員「今後検討されるかどうか」の声あり）

理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 先ほどの答弁でもお答えしましたが、現在のところは先ほどお答えしたとおりで、必要がないと考えます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 稲田輝宏議員。

○8番（稲田輝宏議員） では、地元の要望があれば検討するのでしょうか、お願いします。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 現在のところは必要性が低いと思われるんですけど、要望がありましたら、松前町での必要性を考えまして、伊予市にもお話をせんといかんかと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 稲田輝宏議員。

○8番（稲田輝宏議員） やはり地元の利便性を最優先すべきだと思います。同じような質問になりますので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 稲田輝宏議員の一般質問を終わります。

13時0分まで休憩をいたします。

午前11時44分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 5番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1問目、知的財産の宝庫図書館のサービス向上について。

図書館のサービス向上のために書籍消毒機を導入する考えはないか。

本に親しむまちづくりの観点から、図書館のさらなるサービス向上に向けて質問をいたします。

本の扉を開けば、そこにはいつも目くるめくような刺激と興奮を呼ぶ世界が待っている、これは名司会者であり、無類の愛書家として知られた故児玉清さんが、読書の魅力を著書でこうつぶっています。主人公たちが読み手を多彩な世界にいざない、時には心に直接語りかけてくれる読書の楽しさを子ども時代に味わうことは、何物にも代え難い生涯の財産となります。

読書が学力を左右することも最新の脳科学で分かってきました。東北大学の川島隆太教授らの研究によると、読書時間が長いほど、小中学生の成績は高い傾向にあり、若い年齢ほど読書が脳に発達を与える効果は大きいと言われております。

その一方で憂慮すべきは、若者の本離れが依然として深刻な状況にあるという点であります。全国学校図書館協議会などの調査では、1か月に1冊も本を読まない、いわゆる不読率は、小学生が8.1%、中学生が15.3%であります。高校生では一気に55.8%に跳ね上がります。この傾向は大学でも変わらず、1日の読書時間がゼロの学生が半数に迫るとの調査結果もあります。読書習慣の確立と継続が今後の課題になろうかと考えます。

また、スマートフォンやタブレットの普及が、読書時間に与える影響も懸念されますが、これを逆手に取るように、本の感想を共有するSNSの活用や電子書籍のサービス等も徐々にではありますが広がっております。いずれにしても、人が本に触れるきっかけとして、大きな存在となるのが図書館であることは言うまでもありません。

本町の図書館を頻繁に利用される町民の方から、本をより衛生的に利用できないかとの御相談を受けました。いろいろ調べてみますと、本の消毒をする機械があることが分かり



ました。その機械は、小型の冷蔵庫程度の大きさで、借りた本を中に入れると下から風が送られ、全ページが紫外線で消毒殺菌、そして消臭されるという優れたものであります。ほこりや髪の毛、ダニも除去されます。図書館の本は、不特定多数の方が触れる上、本棚に置かれているだけでもほこりがつくなど、意外に汚れてしまいます。

また、ノロウイルスやインフルエンザ等が流行している時期、子どもたちの絵本を借りる保護者の方など、不安を抱く方も多いと聞きます。安全で安心な図書館にしていくこと、また本を気持ちよく借りられるような環境づくりをすることは、今後を見据えても重要な取組ではないでしょうか。

そこで、図書館のサービス向上の観点から、書籍消毒機の導入についての見解をお伺いいたします。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

仲島教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（仲島昌二）** それでは、図書館のサービス向上についてお答えいたします。

現在、松前町ふるさとライブラリーでは、安全・安心に図書館を利用いただくため、公益社団法人日本図書館協会が、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方を踏まえて定めた図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを参考に、入館時の手指消毒、ライブラリー滞在時のマスク着用、定期的な設備の消毒や十分な換気などを実施し、コロナ禍における町民の皆さんの読書機会確保に努めているところであります。今後は、より安心して利用いただくため、紫外線による書籍の消毒機を令和3年度にコロナ対応臨時交付金を活用するなどして導入し、松前町ふるさとライブラリーのサービス向上に努めます。

以上です。

**○議長（加藤博徳）** 影岡俊範議員。

**○5番（影岡俊範議員）** 非常に前向きな御答弁ありがとうございます。

私、この点をさせていただいたのは、1つは教育予算というものは、費用対効果の測定が非常に難しい分野が多いということで、ある意味で小さなことでも、教育に携わる方々が予算計上しようというふうにはなかなかいかないんじゃないかなというふうな気がありまして、提案としてさせていただきました。

しかし、本日そういう前向きな御答弁で、こういったことにも気配りをさせていただいているということで安心しております。

今後もそういったことで、数値に表れない効果というものを想定したそういう予算組みというか、ものを進めていっていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、持続可能な地方行政に向けた予算編成手法について。

予算編成に係る枠配分方式に対する取組についてどうしているかということで、地方財政を取り巻く環境は、国の歳出抑制に伴う地方への財源配分の減少や少子・高齢化など大きく変化する社会環境の下で、自主財源の伸び悩み、コロナ禍での経済停滞など、厳しい状況にあります。このような状況にあつて、限られた財源をいかに効果的・効率的に配分するかということが、最も予算編成に求められる重要な要素であります。

また、事業等の有効性・優先性・効率性を重視した予算配分ができる予算編成手法の見直しを行うことが必要となっております。従来の予算編成過程は、財務部門が歳入・歳出科目ごとに1件ずつ査定を行う、いわゆる積み上げ方式であり、財務部門による事務事業予算の一律削減と一律査定で行うものであります。限られた財源を最も必要で最も優先すべき事業に配分できるよう、住民のニーズを的確に把握できる各担当部局においては、効率的かつ効果的な行政運営が求められている現状で予算を編成することにより、説明責任を明確にする手法として、枠配分方式が導入されております。

そこで、当町の枠配分方式に対する取組について、以下のとおりお尋ねいたします。

1つ、導入の主要目的と方向性は。

2番目、配分の対象範囲は、これは私もあまりよく分かりませんが、一般財源ベースの枠配分と考えているのか。

3番目、職員教育カリキュラムは、枠配分方式に移行した場合、各部局の力量にウェイトがかかることとなります。統計データの集積やその分析力とコスト意識習熟が要求されることとなりますが、これらのレベルアップを図る職員教育カリキュラム等の想定はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 枠配分方式による予算編成についてお答えします。

まず、導入の目的は、限られた財源の有効活用と職員の意識改革です。

枠配分方式による予算編成においては、各部局が住民ニーズを的確に捉えた上で、必要性や妥当性などから事業の優先順位を判断し、取捨選択を行うため、限られた財源を適正に配分することができます。

また、各部局において多様化・複雑化する住民ニーズに対応し、多くの事業を実施するためには、創意工夫を行うとともに、歳入確保や歳出削減の努力が必要となるため、コスト意識の向上も図ることができるものと考えております。

次に、枠配分の対象は、一般財源ベースです。ただし、人件費や扶助費、地方債の償還に要する費用といった義務的経費のほか、一般財源ベースで金額の大きな重要施策に係る経費については、枠配分の対象外としています。

次に、予算編成に関する職員研修などは、考えていません。

しかし、導入の目的で申し上げたとおり、住民ニーズへの的確な対応が求められることや限られた財源の中で創意工夫を行う必要があるなど、枠配分方式の予算編成を実施する中で、職員のコスト意識や能力の向上も図れるものと考えています。

枠配分方式の予算編成は、令和3年度予算で2回目ですので、今後も引き続き実施することにより、職員の能力向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） この質問で私は、職員の分析力だとか、そのあたりのレベルアップを図る上でのそういうカリキュラムとか研修だとか、そういったものがあるのかどうかということで基本は質問させていただきましたが、それは仕事をしていく上で向上させるということであるということですね。そういう先進のところ研修に行くだとかというふうなことは、一切考えておられないということでしょうか。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 答弁の繰り返しになりますけれども、今のところは今のやり方を継続して、職員の意識向上も図っていきたいと思っております。

なお、今年度が2回目になりますけれども、既に職員の意識も上がってきているというふうには認識をしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 職員研修ですけれども、特に予算編成についての職員研修というのは、その担当者が行くようになります。係長研修とかいろいろ政策研修とか、各職員、いろいろ研修を行っております。予算編成の中では、先ほど議員さんが言われましたように、職場の中でのOJTかな、職員による職員のための研修、こういったもので能力向上を図っております。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 分かりました。

ここで、私質問通告はしておりませんが、提案という形ですが、現状の決算書の中で不用額が出てまいります。この不用額を分析しているのかどうか、そこらあたりを質問いたします。

○議長（加藤博徳） 通告書にはありませんが、理事者の答弁できましたらお願いします。

金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 不用額についてですけれども、一般的には、実質収支比率とい

う指標がありますけれども、松前町におきましては、過去5年間を見ても、適正な範囲というふうに認識をしております。

あと不用額につきましては、実際に事務事業を執行した段階での節約による不用額でありますとか、あるいは入札による減少金というところあたりまでしか分析はしておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 不用額というのには内容がいろいろあるかと思いますが。単純にこの言葉だけにすると、不用額、何でこんなに、2億円も3億円も出た場合、何でというふうなことになるかと思えます。それは大まかには入札減少金というのがウエートを占めておりますけれども、不用額の中には、いわゆる職員の方々が業務改善をするだとか、そういったことによって不用額となるという内容もあるかと思えます。そういったものも分析に入れて、決算のときに説明として表現してはどうかというふうに思います。

それともう一つは、入札減少金が1億円、2億円あるということをちゃんとその内容をさらに分析して、次の予算のときにそれを、いかに不用額を詰めていって、きちきちかどうか分かりませんが、非常に適正な形までを切り詰めて、そしてそこから今まで2億円あったものを1億円に縮減することによって、あと1億円をほかの予算に振り向けるというふうな、そういった展開はできないものかと、これは素人考えかもしれませんが、そういった形での予算枠配分の中でそういったものも内容を詰めて、ほんで次はどうするかというふうなことの資料として、データとしてこの不用額の分析は必要ではなからうかと思うのですが、その件に関しては見解がございませうか。

○議長（加藤博徳） 要するに、今影岡議員が言われた内容についての配分枠の中での取組についてどうかと、こういうことでよろしいんですか。

影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 予算を立てる上では、そういった今まで不用額として上がっていたものも切り詰めることによって、2億円あったものが1億円になる。その1億円を次に展開していく。次の予算までに活用をしていくとか、そういう発想はないのかどうかということでございます。

○議長（加藤博徳） 理事者の方、答弁。

金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 毎年事務事業評価において、前年度の決算等につきましては精査をして、翌年度の予算要求に反映させるようにしておりますので、その分析に基づいて予算要求を次年度以降していくこととなります。

あと入札減少金につきましては、大きなものにつきましては、各補正予算において、執

行後、減額をするようにということで財政課からも通知をしておりますので、年度途中の入札減少金については、減額補正をして、ほかの財源に回らせていただいているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） そういう流れははっきり言いまして、私どもではなかなか捉えにくいところがございますので、その説明の中でひとつ流用っていうんですか、というところの説明も加えていただいたら分かりやすいかと思います。以上です。

以上で終わります。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備と理事者の交代をいたしますので、暫時休憩をいたします。

午後1時20分 休憩

午後1時22分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番西村元一が一般質問を行います。

ちょっと眼鏡が曇るもので、マスクを下げさせてもらいます。ええですか。

初めに1項目、入札停止処分中のことについてお尋ねします。

1、入札停止処分を受けた業者及び従業員は、処分を受けた日から起算して1年半の間、役場事業に関係した仕事に携わることはできないと承知していますが、これでいいのですか。

業者が、この処分を受けた事業所の人をその在籍のまま働かせていいのですかというのと、2、処分の意味についてお尋ねします。

役場関係の仕事を請け負う業者も処分を受けている業者を雇ってはならないと思いますが、所見をお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） それでは、入札停止処分中についてお答えいたします。

競争入札参加資格停止処分中の就労の御質問についてお答えいたします。

本町の競争入札参加資格停止措置要綱では、入札参加資格停止期間中の有資格業者が、町工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならないと規定し、本町の発注工事を請け負った元請業者と入札参加資格停止中の業者との下請負契約は承認しないこととしています。

この規定の趣旨からして、競争入札参加資格停止処分を受けた業者の社員をその業者に

在籍したままで、本町発注の工事に従事させることは適切ではないため、認めないことにしております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それでは、一つ伺いをします。

小学校前の川、保育所へ通じるとこの前の川、あそこに役場の業者が下請で川の事業をやっておりました。そこに入札停止の業者のトラックが名前を消して、社長自ら働いていたということが判明しておりますが、これは役場は見ても見知らんぶりですか。意見しましたか。

○議長（加藤博徳） 伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） そういう事実が確かにございました。その事実をまちづくり課が確認いたしまして工事を停止した上、当課のほうに報告がございました。これを受けまして、元請である業者を呼び、事情聴取を行い、競争入札参加資格停止措置要綱の下請等の禁止の説明を行いまして、指名停止中の業者が下請で工事を請け負うことは認められない旨を説明し、厳重注意の上、対応していただきました。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それでは、ちょっと一つ聞かせてもらいます。

この業者、要するに農地、青地の上に事務所を建てて登記をしておるらしいんですが、これは把握しとりましたか、松前町は。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、もうちょっと分かりやすく。農地の何と言うたんですか。

○2番（西村元一議員） 農地に事務所を建てて、建設許可を取っとるから入札をさせよりましたという役場のこの前の答弁なんです、これはそれでよろしいんですかということなんです。今認めて、ずっともう何十年もこの農地の上に事務所を建てて、県の許可があつたけん入札をさしよりましたという説明を受けて、この前委員会でちらっと言わせてもろうたんですが、これは役場は認めとんのですかということですよ、何十年も。

○議長（加藤博徳） 通告書にはないのですが。

（2番西村元一議員「関連しとります」の声あり）

今西村議員が言われた業者の方がこの業者と一緒に、こういうことですか。

（2番西村元一議員「そうです」との声あり）

通告書にはないんですが、答弁できるようだったら……。

できません。答弁できないようでありますので、後で確認していただけますか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。後でよろしく申し上げます。

2問目に移ります。

松前地区の国土調査についてお尋ねします。

最近、救急車が多く出回って、住吉の前とか、私を見る限りでは、そこから担架を持った隊員が連れに行って、救急車に乗せよる光景を度々見ます。そこで、筒井とか本村・黒田のほうにも、また私が車で走った限りでは、救急車・消防車という、入らんとこが多々あります。そこで、1年前にも質問させてもろうたんですが、国土調査が実施されていないので国土調査を実施後、20年ぐらいの計画で、J R松山駅西側のようにきれいに区画整理すると言っていたんですが、その後どのようになっていますか。そのような動きすらないと思いますが、その後の結果や進展をお知らせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） それでは、松前地区の国土調査の進捗についてお答えします。

松前地区の国土調査は、平成19年度に筒井地区、浜（宗意原）地区の調査から開始し、これまでに平成30年度南黒田地区、令和2年度筒井地区・北黒田地区・浜（宗意原）地区の調査と登記手続がそれぞれ完了しております。浜（新立）地区につきましては、令和元年度から調査を開始し、令和7年度までに調査と登記手続が完了する予定です。

また、浜（本村）地区につきましては、令和7年度から調査を開始し、令和13年度までに調査と登記手続が完了する予定です。

議員御質問の中で、1年前の質問で町長が、国土調査が実施されていないので、国土調査を実施後、20年ぐらいの計画で、J R松山駅西側のようにきれいに区画整理すると言っていたとの発言がありました。令和元年9月定例会の西村議員の一般質問に対しまして町長は、新立・本村地区のような地図混乱地域における市街地の整備には、土地区画整理事業の手法を取っていかざるを得ないことを申し上げ、J R松山駅西側の土地区画整理事業が20年ぐらいかかっている現状を例に、事業の実施には長い期間を要すると答弁したものです。

なお、町には、この事業実施のノウハウがないため、現在まちづくり課職員が先進地視察を行うなど、事業に向けての研究をしています。

加えて、この事業を実施するためには、地域住民の御理解と御協力をいただくとともに、事業の実施に向けて地域内の機運を高めながら、地域住民の総意を得ることが必要であることから、まだまだ長い期間を要しますが、引き続き事業に関する研究に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それは長い月日がかかるとは思いますが、道路拡張はすぐにでもできるんじゃないですかと思いますが、今後どのような対処をしますか。

○議長（加藤博徳） 大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） 道路拡張につきましては、前回の質問の中でもお答えしているんですけども、まず地図混乱地域におきましては、境界がはっきり分かってない。境界が分からないので、そのために今国土調査を進めて境界を決めて、道路とか建物とかの境界を決めた後に、こういう手法を使って道なんかも広げていこうというお答えをしておりますので、それにつきまして今進めているというような状況でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今、令和元年にできたんじゃないんですか、国土調査は。まだ新立とか本村・黒田はできてないんですか。

○議長（加藤博徳） 大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） 先ほど答弁しましたように、浜・新立地区については、令和元年度から調査を開始した。令和7年度までに調査と登記手続を完了する予定、ほんで、本村地区につきましては、令和7年度から調査を開始しまして、令和13年度までに調査と登記手続を完了するというふうに先ほど答弁させていただいております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） そんなにも調査かかるもんか、ちょっと私も分かりかねないんですが、できるだけ早くやってほしいと思います。

以上で次、3問目に移ります。

第3次政策実施案と支援金についてお尋ねします。

昨年から新型コロナウイルスの拡大により、自粛自粛で地域経済は疲弊しています。商業・漁業・農業など大変な状態になっています。漁師は魚が売れなくて、農家の野菜も売行きが悪くて困っている状態です。小売店や企業も人の出足が悪く、飲食業も承知のとおりで、まさしく大災害のときだと思います。

そこで、第3次政策として実施案をお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 議員御質問の第3次政策実施案と支援金の予定とは、本定例会に一般会計補正予算（第7号）で提案しております3,000万円の緊急経済対策事業とされますので、これについて説明します。

全国において新型コロナウイルスの感染が拡大する中、1月8日に2回目となる国の緊急事態宣言が発令されました。同日愛媛県においても、特別警戒期間を設定し、感染拡大



地域への不要不急の往来や出張の自粛、5人以上での会食の自粛、また松山市内において酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮など、3月1日までの間、県民に対し、感染回避行動を要請していたところです。

このような中、特別警戒期間中の町内企業への影響を把握するため、本年2月、町内の飲食店を中心に聞き取り調査を実施しました。聞き取り調査の結果、土日や20時以降における来店者数の減少により売上げが減少し、経営が逼迫している状況を把握しました。

こうした状況を踏まえ、今回の緊急経済対策事業では、不要不急の外出や移動の自粛の影響を受けた町内で営業している飲食業者や旅客・運送事業者、旅行関連事業者などのほか、特別計画期間の設定に伴う飲食店の時短営業の影響を受けた食品加工製造事業者やサービス事業者、流通関連事業者、漁業者や農業者等の生産者などを対象に、対象月となる本年1月と2月の売上合計が、前年または前々年対比で20%以上減少した事業者に対し、売上減少率に応じて減収分を補填する一時金を給付します。給付額は、予算の範囲内で、個人事業主30万円以内、法人40万円以内としています。

なお、国の令和2年度第3次補正予算で配分される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染症防止対策事業については、今後町全体で実施案を検討した上で、改めて予算編成したいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

それで一つお尋ねするんですが、もし企業が多くなって3,000万円超したときは、減額になるのか、それとも松前町の予算を、大災時になつとるんで出すかということなんですか、どちらですか。

○議長（加藤博徳） 平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 今回の緊急経済対策事業につきましては、予算額3,000万円の範囲内ということになっておりますので、まずはその3,000万円の範囲内で、もし予算額を超える交付決定額があった場合は、その割合に応じて交付をさせていただくというふうを考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。

まず、松前町が行う介護給付適正化事業について、軽度者の福祉用具貸与についてお尋ねします。

従来、国は介護給付費を抑制するために介護給付適正化事業を実施しており、松前町も

県の定める3大事業などを実施していると思います。車椅子や電動ベッドなどの福祉用具を介護保険で貸与する場合、ケアマネがその必要性を認めてケアプランに入れることでそれが実施されますが、要介護1以下の比較的軽度の介護者の方の場合、一旦ケアマネがそのケアプランを保険課に提出し、審査を受け、承認を得て、初めて福祉用具貸与ができるというのが適正化事業であります。電動ベッドの場合、車椅子の場合と条件があり、厚労省からの通知によって詳細が決められていると承知しています。つまり、軽度者の場合、安易に福祉用具貸与を受けようとしても、保険課の承認を得るという制約がかかっているのであります。

今回、73歳のある女性から相談がありました。要支援2だが、10年以上ずっと近隣外出に使っている電動車椅子の月々の使用料が5,000円となる。何とかならないかというものであります。この方の病状は、幼年期に感染したポリオによる左下肢の運動障がいがある。自宅内では2本つえで移動し、幼年期から自宅内と自宅周りの移動がやっとの状態であった。近距離外出には、家族などの自転車に乗せてもらい連れていってもらった先でつえを使うという生活だった。6年前に福祉課に電動車椅子の申請をしたところ、介護保険優先と言われ、地域包括支援センターに相談したところ、自費でのレンタルを勧められた。以後、電動車椅子の自費レンタルを続けていたが、2019年に頸椎症性脊髄症のため、電動車椅子の操作もできなくなった。その後手術をして、長期のリハビリを経て、再び電動車椅子に乗れるようになった。経過の概略を申し上げましたが、要支援2の方が外出に必要ということで、車椅子の貸与をケアマネが申請したところ、不必要として却下されたのであります。その理由は、訪問診療を受けており、本人が医療機関に行く必要がないということ、同居の娘が買物をしてくれるので、本人は買物に行く必要がないことから、本人への車椅子の貸与は不要というものであったと聞きます。その結果、本人が全額自己負担して車椅子をレンタルし、日常生活に必要な友人宅への訪問、自分で目利きしての買物などの社会活動を続けていたものであります。本人にとってはなくてはならない日常生活で絶対に必要であった物です。

そこでお尋ねします。

1、車椅子の給付がなされなかった原因についてお尋ねします。なぜ車椅子の給付がなされなかった原因は何か。

2、自宅で少しのつえ歩行ができるからといって、どこまでもつえ歩行しろと強要するのか。

3、役場職員は、つえ歩行や車椅子移動のつらさを共感しているのか。軽度者の福祉用具貸与について保険課の了承を得るという規則はありますか。

4、要綱なりマニュアルなど保険課が持っているのか。

5、有資格者が何人いるのか。

6、本人の実態調査などを行っているのか。

7、ケアマネジャーの独立性・公平性を結果的に侵しているのではないのか。その根拠はあるのか。

8、現在の明文化されていない松前町独自の独善的なやり方から適正化事業について厚労省通知に従ったマニュアルを作るのかどうか。

9、そしてそれをケアマネに公開するのもしないのか。

10、今回の事例で見られるように、誤った判断によって申請者に余分な出費をさせてしまった場合の責任はどうされるのか。

以上をもって終わります。

○議長（加藤博徳） 1回目の質問を終わるんでしょう。

理事者の答弁を求めます。

小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 介護給付適正化についてお答えします。

国の指針によれば、介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように保険者が促すことです。

市町村は、介護保険事業計画に、介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策に関する事項及び目標を定めるものとされており、松前町では、従来から介護保険事業計画に要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検、介護給付請求書の縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知について記載し、目標を定めて介護給付適正化に取り組んでいます。

さて、お尋ねの軽度者に対する福祉用具貸与は、その状態像から見て、使用が想定しにくいいため、車椅子や特殊寝台などの種目は、原則として介護保険給付の対象外となっています。ただし、国の通知により、軽度者であってもその状態像に応じて利用が想定される場合は、例外的に給付の対象となります。

軽度者に対する例外貸与の要否の判断は、国の示す判断基準に基づき、指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が行うこととされ、特定の症状のある者について、医師の医学的な所見に基づき、厚生労働大臣が定める基準に適合すると判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具の貸与が特に必要であると判断されている場合に限り、市町村が書面等確実な方法で確認することにより、その要否を判断することになっています。

保険者は、給付を行う者として、介護給付の適正化を図るため、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具の購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めることが求められていま

す。このため、松前町では、軽度者の福祉用具貸与に関しては、その要否の判断において、松前町が書面等を確実な方法で確認するもの以外も事前に書類を提出させて確認するほか、本人の実態調査についても必要に応じて実施しています。

しかしながら、御指摘のように、国の通知にないこうした事前確認等を行っていることは、事後の訪問調査等で給付の適正化について確認することが十分可能であることから、その必要性や今後継続するかどうかについて再検討したいと考えます。

お尋ねの73歳の女性の件についてお答えします。

個人が特定できないので詳細は分かりかねますが、現在73歳であれば、お話の6年前には67歳であったと考えられ、福祉課の障がい者への自立支援給付の支給対象ではなく、介護保険サービスが優先されるため、地域包括支援センターに案内したものと考えられます。地域包括支援センターで電動車椅子の自費でのレンタルを勧めたとすれば、介護認定されていなかったからだと推測されます。

御質問にある独自の要綱やマニュアルの作成については、国からの通知がある都度、事業者に対して国からの通知どおりに運用するよう通知しているため、改めて作成の必要はないと考えます。

なお、保険課には、ケアマネジャーの資格のある職員が2名います。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。

73歳の女性が今後申請を上げたときは、判断してやってください。よろしく願います。

以上で終わります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後1時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

3月17日（第3号）

令和3年松前町議会第1回定例会会議録

令和3年3月17日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 西村元一   | 3番 渡部恵美   | 4番 曾我部秀司  |
| 5番 影岡俊範   | 6番 田中周作   | 7番 住田英次   |
| 8番 稲田輝宏   | 9番 加藤博徳   | 10番 藤岡緑   |
| 11番 村井慶太郎 | 12番 岡井馨一郎 | 14番 伊賀上明治 |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 岡本靖  |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 本馬毅  |
| 総務部長          | 和田欣也 |
| 保健福祉部長        | 塩梅淳  |
| 産業建設部長        | 大川康久 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲島昌二 |
| 総務課長          | 仙波晴樹 |
| 財政課長          | 金子貴徳 |
| 子育て・<br>健康課長  | 早瀬晴美 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|        |     |
|--------|-----|
| 議会事務局長 | 柏原正 |
|--------|-----|

議 会 事 務 局 記  
書

德 本 敏 子



令和3年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.3

|       |               |                                                                                                       |       |
|-------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|       | 令和3年3月17日(水)  | 午前10時30分                                                                                              | 開議    |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名    |                                                                                                       |       |
| 日程第2  | 委員会提出議案第1号    | 松前町議会会議規則の一部を改正する規則                                                                                   |       |
| 上程    | 提案理由説明        | 質疑                                                                                                    | 討論 採決 |
| 日程第3  | 議案第2号         | 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例                                                                                   |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑                                                                                                    | 討論 採決 |
| 日程第4  | 議案第3号         | 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                                                                  |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑                                                                                                    | 討論 採決 |
| 日程第5  | 議案第4号         | 松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例                                                                               |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                                                                                    | 討論 採決 |
| 日程第6  | 議案第5号         | 松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例                                                                                |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                                                                                    | 討論 採決 |
| 日程第7  | 議案第6号         | 松前町介護保険条例の一部を改正する条例                                                                                   |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                                                                                    | 討論 採決 |
| 日程第8  | 議案第7号         | 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例                                                    |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                                                                                    | 討論 採決 |
| 日程第9  | 議案第8号         | 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                                                                                    | 討論 採決 |
| 日程第10 | 議案第9号         | 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                                 |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                                                                                    | 討論 採決 |
| 日程第11 | 議案第10号        | 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |       |

|       |               |                                                 |    |    |
|-------|---------------|-------------------------------------------------|----|----|
| 上程    | 委員長報告（文教厚生）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第12 | 議案第11号        | 松前町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例                     |    |    |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第13 | 議案第12号        | 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例            |    |    |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第14 | 議案第13号        | 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                          |    |    |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第15 | 議案第14号        | 松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について |    |    |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第16 | 議案第16号        | 令和2年度松前町一般会計補正予算（第7号）                           |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第17 | 議案第17号        | 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）                     |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第18 | 議案第18号        | 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）                       |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第19 | 議案第19号        | 令和2年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）                         |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第20 | 議案第20号        | 令和3年度松前町一般会計予算                                  |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第21 | 議案第21号        | 令和3年度松前町国民健康保険特別会計予算                            |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第22 | 議案第22号        | 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計予算                           |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第23 | 議案第23号        | 令和3年度松前町介護保険特別会計予算                              |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第24 | 議案第24号        | 令和3年度松前町水道事業会計予算                                |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第25 | 議案第25号        | 令和3年度松前町下水道事業会計予算                               |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第26 | 議案第26号        | 令和3年度松前町一般会計補正予算（第1号）                           |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）   | 質疑                                              | 討論 | 採決 |
| 日程第27 | 議案第27号        | 松前町教育委員会教育長の任命について                              |    |    |

|        |            |                       |    |    |
|--------|------------|-----------------------|----|----|
| 上程     | 提案理由説明     | 質疑                    | 討論 | 採決 |
| 日程第28  | 議案第28号     | 令和2年度松前町一般会計補正予算（第8号） |    |    |
| 上程     | 提案理由説明     | 質疑                    | 討論 | 採決 |
| 追加日程第1 | 委員会提出議案第2号 | 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例  |    |    |
| 上程     | 提案理由説明     | 質疑                    | 討論 | 採決 |
|        | 閉 議        |                       |    |    |
|        | 町長挨拶       |                       |    |    |
|        | 閉 会        |                       |    |    |

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名いたします。

2番西村元一議員、3番渡部恵美議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 委員会提出議案第1号 松前町議会会議規則の一部を改正する規則（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、委員会提出議案第1号松前町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松前町議会議会運営委員長岡井馨一郎議員。

○議会運営委員長（岡井馨一郎議員） 委員会提出議案第1号松前町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

令和3年3月17日。

松前町議会議長加藤博徳様。

提出者、松前町議会運営委員会委員長岡井馨一郎。

提案理由。

議会活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員としての活動をするに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律求めている押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

また、附則において施行は公布の日からとするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。委員会提出議案第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

委員会提出議案第1号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、委員会提出議案第1号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第2号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第3、議案第2号松前町事務分掌条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る3月1日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、効率的かつ機能的な業務執行体制となるよう組織を変更するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、新たに出納局を設置する理由として、入札及び契約に関する適正な管理執行を図るというのが、入札に関する一般質問の答弁では、これから何か変わるというわけでもなかった。何か手だてをする訳でもなく、何も変わらないのに出納局を設置するのか、機密情報の隔離は今の部署でもできるのではないかとの質疑があり、入札業務に関しては今までなかったような課題もあり、それらを研究、解決するため独立した入札専門の組織として集中的に課題解決に当たらせる、さらに局に部長級の職員を置くことにより、会計課と併せて俯瞰的な立場で指揮する形をとるため出納局及び局長を置くことにしたとの答弁がありました。

次に、入札等の課題はどのようなものがあるのかとの質疑に対し、設計金額の漏えいについての対応など入札について課題はある、入札方法についてこれがベストというものはなく、今後もベストな方策を研究していきたいとの答弁がありました。

次に、適正な執行とはどういうことか、明文化しているのかとの質疑があり、参考資料の中には記載はないが、機密情報の保護、審査機関が契約に関する事務を行うことで、適

正な契約が行えるなどが入札及び契約業務の適正な執行管理であると考えているとの答弁がありました。

次に、現在考えられている課題として、談合防止、ダンピング対策、業者の育成、事務の効率化の4項目上げているが、地元雇用率の確保、拡大も課題として入れるべきではないかとの質疑があり、何人雇用されているか分からないが、現在、指名競争、一般競争において町内業者ができる業種は町内を優先して選定している、今後も進めていきたいと考えるとの答弁がありました。

次に、この4項目の課題は現在の組織として考えられることか、組織改革に関係なく入札に関する課題なのかとの質疑があり、現在取り組むのをピックアップしたものであるとの答弁がありました。

また、今の組織として考えられる課題を、組織改革をすればより早く解決できるという捉え方でよいかとの質疑には、組織の人数によっても変わり、やってみなければ分からないとの答弁がありました。

委員からは、課題として、業者の育成もしっかり取り組んでほしい、例えばランクづけを点数制にして、あと何点取れば上のランクに上がれるとか可視化すれば業者の励みにもなる、幅広く検討することも必要ではないか、組織改革をしたらそういったところでも考えてほしいとの意見がありました。

次に、資料の中に5W1Hがない、例えば入札参加業者の格付に関することについて、いつまでにどのようにするということがなければ判断できない、それがあって次の課題につながる、これらについて部長の指導の下に考える、部長でなければできないということが言えるのではないかとの質疑があり、現段階では設定までできていないが、新しい組織体制でいつまでにということを考えながら進めていきたい、今までに条例や設計担当者の倫理規程を制定した、今後は組織強化も必要ということで組織改革をさせていただくとの答弁がありました。

委員からは、出納局の設置後、入札及び契約業務の適正な管理執行の目標と課題について、難しければ訂正をし、新しい課題は追加するなど、詳細を報告してほしいとの要望がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第3号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第4、議案第3号松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る3月1日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、会計年度任用職員の期末手当の支給率の引下げと、基本報酬又は給料が月額で定められている会計年度任用職員の給与の支給日を一般職の職員の給与の支給日に合わせるため、所要の改正を行うものです。

審査においては、特に質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第4号 松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例(上程、
委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第5、議案第4号松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る3月1日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、修学又は病院等への入院、入所若しくは入居のため他の市町村の区域内に住所を有する子どもで、国民健康保険以外の医療保険の被扶養者であるものに対する医療費助成について、国民健康保険の被保険者と同一の取扱いにするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、改正により医療費助成の受給対象者数は増えるのかとの質疑があり、該当する事例はないため今回の改正により人数が増えるとは考えていない、今回の条例改正は、条例上の受給者の取扱いを同一にすることを目的としているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第5号 松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第6、議案第5号松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る3月1日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により新型コロナウイルス感染症の定義が改められたため、所要の改正を行うものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第6号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第6号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る3月1日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、介護保険法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、第8期介護保険事業計画期間中である令和3年度から令和5年度までにおける第1号被保険者に課する介護保険料の保険料率を定めるため、所要の改正を行うものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第7号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第7号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る3月1日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、今回の見直しは国の指針で改正されるが、町内の事業所で見直し内容について問題事例はなかったのかとの質疑があり、例えばハラスメント対策の強化については、利用者の自宅を訪問したときにセクシュアルハラスメントを受けるといった事例はあったとの答弁がありました。

次に、令和6年3月31日まで経過措置があるが、それまでに対応できなかった場合に罰則はあるのかとの質疑があり、現状では罰則規定はないとの答弁がありました。

次に、外部評価は毎年実施するのか、また指導の権限があるのかとの質疑に対し、外部評価については、基本は毎年実施するが、過去の評価によっては2年ごとなど期間を変更できる、また指導の権限が町にあるため、事業所から保険課に報告があり、その内容が不適切であれば保険課が指導するとの答弁がありました。

次に、人員配置について運用規定があるのかとの質疑に対し、施設の種類や利用定員によって管理者や介護職員の配置は国の基準で定められているとの答弁がありました。

また、町として各施設の人員や設備等を把握しているのかとの質疑に対し、地域密着型サービスに関しては町に指定権限があるため確認しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第8号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第9、議案第8号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る3月1日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、夜勤職員体制の見直しでどのように変わるのかとの質疑があり、今回の見直しは1ユニットごとに夜勤者1人以上の配置とされている認知症対応型共同生活介護の夜間、深夜時間帯の職員体制について、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であっても各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤者2人以上の配置に緩和できるものである、現在のところ町内の事業所は2ユニットだけなので、今回の見直しが適用される状況にないとの答弁がありました。

委員からは、事業所にとっては緩和されるが、利用者の立場としては厳しくなり、問題であることを認識してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第9号 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第10、議案第9号松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る3月1日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第10号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第11、議案第10号松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る3月1日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

## 日程第12 議案第11号 松前町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例

(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第12、議案第11号松前町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る3月1日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障が生じている中小企業への融資について、町が行う利子補給の財源に充てることを目的として、松前町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金を設置するため、新たに制定するものです。

審査の過程において、新たに制定される松前町新型コロナウイルス感染対策資金利子補給基金条例中の、繰替運用及び処分とは具体的にどのようなことをするのかとの質疑があり、繰替運用とは、基金に積立てする際、現金はそのとき一番有利な方法を選択して預け入れをしている、この基金を支出見込みを含めて期間、利率等を検討しながら現金に振り替えて運用するというものである、また処分とは、令和3年度以降に利子補給金を支出する際、基金を一部取り崩して支出することであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第12号 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第12号松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る3月1日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、道路構造令の一部が改正されたことに伴い、自動運行補助施設を交通安全施設に位置づけるとともに、歩行者利便増進道路の構造に関する基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

審査においては特に質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第13号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第14、議案第13号松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る3月1日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、自動運行補助施設の占用料の額を定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、自動運行補助施設は令和13年3月31日までの間は道路占用料が免除され、町長が定めるものとして告示するとなっている、業者は告示をすれば分かるが、免除期間を条文に入れておかなければ職員が間違えて徴収してしまう可能性はないのかとの質疑があり、職員間で引継ぎを徹底し、事務に支障のないよう取り扱うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第14号 松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第15、議案第14号松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る3月1日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第4項において、その例によることとされる同条3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、令和元年度分で松前町が支出した金額と各事業を松前町単独で行った場合幾らぐらいかかるのかとの質疑があり、支出額は5,385万4,000円で、町単独の場合は8,634万9,000円となるとの答弁がありました。

次に、外環状線への接続や、大型道路網整備は松前町単独ではできない、6市町で協力することが連携中枢都市圏の本来の姿であると思うが、基幹道路網整備の協議はどのようになっているのかとの質疑があり、道路担当部門が各市町集まり、それぞれの課題を出し合い検討する、そこで松前町の課題を出すようになるとの答弁がありました。

次に、目的が同じものは統合するとある、スリム化するのはいいことだが、消防指令台

やごみも松山市へという話もあり、将来的にはほかの行政事務も統合するつもりなのか、一線は引けているのかとの質疑があり、今後担当の部署で、統合か単独か、メリット、デメリットを検討することになる、統合となっても受入れ側の都合もあり、ある程度のところで線を引くのは困難であるとの答弁がありました。

委員からは、お金がベースになれば松前町の存在意義、よさはどこに行ってしまうのか、経常収支比率も下げ、町として独自にやっていける体制をつくらなければ、全て渡してしまうという形になってしまうのではないかとの意見がありました。

次に、各担当者レベルの会では、6市町は対等な立場なのか、また取組の表記に、松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて協議により決定するとあるが、必要がなければ協議しないのかとの質疑があり、人数は事務局である松山市が多いが、立場は6市町対等である、また協議は各項目全て行う、決定したものは連携して実施し、今後改善が必要なものがあれば、さらに協議を行い決定するとの答弁がありました。

それであれば、南黒田工業団地について、松山市や伊予市に協力を要請することはできないのかとの質疑に対し、各担当者レベルの会で松前町の意向を伝えることは可能であるが、圏域というのはウィン・ウィンになること、圏域全体にとってメリットがあることをお互いが協力するものである、単独より連携して実施したほうが、効果が大きいものやっていく取組であるとの答弁がありました。

次に、協議するやウィン・ウィンは甘い考えだ、理想論だけで現実とのギャップを感じる、この連携に入らなくても松山市内の病院、保育所に受け入れてもらえないことはない、連携を止めても松前町が困ることはないと思うが、連携することによるメリットはあるのかとの質疑があり、お金のメリットは当然ある、連携することにより6市町間の職員の連携が取れ、各市町が個別対応することがなくなる、単独で実施するより大幅な負担減、職員の労力減のメリットがある、また救急医療は町内に救急病院がないため、連携しなくても費用を支払い担ってもらう必要がある、連携に位置づけすることにより交付金がもらえる、財源的に有利になる、前向きに連携できるものを実施し、経費の削減をしていきたいとの答弁がありました。

委員からは、町の意向を伝え、道路ネットワーク等、松前町のため、近隣市町のため、要望を発信し協議をしてほしいとの意見や、産後ケア事業は松前町民が松山市でも受けることができる、これはこの連携での成功事例である、若い世代に松前町に住んでもらうためには保育事業の充実が必要だ、お互いがウィン・ウィンの関係になるよう積極的にこの連携を使い協力してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、可否同数となりましたので、松前町議会委員会条例第15条第1項の規定により、否決と決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

討論ありですので、討論を行います。

まず、原案に賛成の立場で発言を許します。

10番藤岡緑議員。

○10番(藤岡 緑議員) 議案第14号松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、委員会の決定に反対の立場で討論します。

まず、連携中枢都市圏とは、国が平成26年に新たな政策として創設した連携中枢都市圏構想に基づき、形成を推進する都市圏です。この連携中枢都市圏構想では、人口減少、少子・高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、圏域内の住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化、ネットワーク化により経済成長の牽引、高次都市機能の集積強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少、少子・高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目指すものです。

中予地域においては、平成28年に松山市が中心となり、同市と伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の3市3町が松山圏域連携中枢都市圏の形成を目指し、連携を図っていくことに合意し、松山市と近隣の2市3町とがそれぞれ連携協約を締結しました。

この連携協約の締結については、地方自治法の規定により議会の議決が必要とされ、松前町議会では平成28年6月22日に議決したところです。

今回の連携協約の一部を変更する連携協約は、これまでに連携協約に基づき実施した連携取組の評価を踏まえ、取組内容を見直し、新たな課題に圏域で取り組むため、連携に参加している3市3町の合意の下、それぞれの協約を変更しようとするものです。

例えば、中小企業振興の取組、中小企業の販路拡大のための商談会では、毎年商談が成立しており、町内の中小企業の方々の支援にもつながっているほか、3市3町の婚活イベントでは、毎年カップルが成立し、婚活支援にもつながっています。

このほか、農林水産業の活性化の取組では、圏域内の市町の特産品を使った商品、レシピ開発に取り組み、グラノーラとピザが開発されました。松前町の特産品、はだか麦も使われています。現在、開発された加工品の事業化に向けて、生産者団体、加工事業者、直売者等のマッチング等により取り組んでいるほか、新たな加工品開発も進めているところ

です。農林水産業の新たな付加価値の創出にもつながっています。まさに、6次化商品化にもつながっています。

いずれの取組も、圏域で連携し取り組むことで、松前町が単独で実施するよりも高い周知効果を発揮し、効果的な事業実施ができています。

また、連携中枢都市圏においては、圏域の中心都市が調整機能を果たすほか、経費や事務を負担しなければならないとされていることから、救急医療体制や広域保育では、中核市の役割として松山市が市町間調整などの調整機能を担うことで市町間の連絡、調整、連携等がスムーズになり、事務負担の軽減につながっています。

経費、事務は中核市の松山市が負担しますので、松前町をはじめ他の連携市町は経費、事務負担ともに軽減され、まさにコストパフォーマンスの点からもメリットが大きいと言えます。

また、松前町においても、年間最大1,500万円の特別交付税措置を受けることができているということです。

今回の連携協約の変更により実施する新たな取組について、基本方針21の安心・安全な圏域づくりでは、消防指令センターや特殊車両など、消防機能の共同運用の将来的な実施に向け調査研究を進めるほか、火災事例の共同研究と合同調査に取り組み、圏域内で発生した特異な事例等を消防本部間相互に共有することとされています。

これにより、圏域における持続可能な消防体制の構築が進むとともに、松前町の火災予防及び消防活動体制の向上にもつながるものと思います。

また、基本方針22の結婚・出産・子育て支援の充実では、新たに産後ケア事業の推進の取組が追加され、産後の体調不良や育児不安があり、家族等から十分な援助を受けられない方が居住市町に関係なく産後ケアが受けられるよう、産後ケア事業を実施する施設の広域利用に向けた検討を行うほか、施設の拡充にも努めることとされています。松前町には、現在産婦人科がありませんので、ぜひ積極的にこの取組を進めていただきたいと思います。

さらに、基本方針34の災害対策の推進では、これまでの取組に加え、新たに災害時の廃棄物処理に関する連携の推進に取り組むこととされています。近年は災害が大規模化、多発化、多様化していることから、単独自治体では対応が困難な場合も多く、近隣市町が連携して災害発生後の廃棄物収集を広域的に対応できる体制を整備することは、発災後の迅速な復旧作業を進める上でとても重要なことです。

いずれの取組も、町民の皆様が快適で安心して暮らしていくための基盤を維持するとともに、行政サービスを持続的に提供するために必要な取組です。

以上のとおり、連携の継続は松前町にとって利益にこそなれ、不利益になるというのは杞憂にすぎません。また、保育の広域受入れなどのように、他市町との調整が必要なもの

については、圏域から脱退することで他市町への協力が仰ぎづらくなったり、調整がつかず受け入れてもらえないというケースが増えるということにもなりかねません。加えて、松前町だけがこの連携に参加しないということになれば、協調性のない町として名を刻むことになり、町のイメージダウンは避けられません。その損失は、特別交付税1,500万円の損失どころではなく、計り知れない大きな損失となると考えられます。

私たち議員としても、趣旨を理解し、松前町を含む中予地域を活性化し、経済を持続可能なものとするために、原案のとおり連携協約の締結に同意すべきであると考えます。議員の皆様には、議案第14号を原案どおり可決できますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、原案に対する賛成討論といたします。

○議長（加藤博徳） ほかに討論はありませんか。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 今回の藤岡議員の賛成討論、それはそれなりでええんやけど、今回の議案はもう全部、この松山市、連携中枢都市圏域、これを破棄しようというあれじゃないんです。委員会で決まったんは、この新しい連携協約の一部を変更する連携協約の締結について。一部を変更するんに反対しましたという案件なんですけど、これから脱退しましょうとか、やめましょういうんではないんです。

ちょっと履き違えしとんじゃないかと思って、ここで言いたいんですけど、委員会で否決されたのは連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する、一部を変更するんで、脱退しようという意見ではないんです。ちょっとお話聞きよると、これに脱退しよういうて委員会が否決したような言い方はちょっといかがかなと。一部を変更するという案件が上がってきたもんで、この一部は否決しましたという報告をさせてもらいました。これから脱退しようなんかは一言もないです。ちょっとそこら、履き違えしとんじゃないかと思って念を押して言わせてもらいます。脱退なんかはしません。今回出てきた案件は、一部を変更する、これに対して委員会が否決したと、それを言っただけです。ちょっと分かってもらえんかも分からんのやけど、賛成の意向も分かります。

でも、脱退するかどうするかという議論じゃないんです。この一部を変更するんに対して否決しました、いう委員会の報告でした。それが言いとて、何もかも一緒ごたにされると委員会のあれもなくなるので、脱退しようという案件ではないんです。

以上です。

○議長（加藤博徳） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論を終わります。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(加藤博徳) ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第16号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第7号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第17 議案第17号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第18 議案第18号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第19 議案第19号 令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第16、議案第16号令和2年度松前町一般会計補正予算第7号、日程第17、議案第17号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第18、議案第18号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第19、議案第19号令和2年度松前町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る3月1日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第16号から議案第19号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第16号令和2年度松前町一般会計補正予算第7号は、歳入歳出予算それぞれ5,461万9,000円を減額し、総額を152億3,099万円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、給料及び職員手当の増減額の明細で、給料が減額になるのはなぜかとの質疑があり、年度途中で退職する職員や、休職、育休を取得する職員がいたためであるとの答弁がありました。

次に、財政調整基金について、実質収支額の2分の1を積み立てるということだが、令和2年度末現在高見込額の5億7,386万1,000円は適正かとの質疑があり、一般的に財政調整基金の残高は、標準財政規模の10%程度が適正と言われている、本町の令和2年度の標準財政規模は約70億円であり、7億円が適正ということになる、残高は少ないと考えているとの答弁がありました。

産業建設部所管については、新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助事業の実績について質疑があり、申込件数が21件、174万9,000円の補助金を交付しているとの答弁がありました。

次に、繰越明許費の江川遊水池整備工事について、江川遊水池は県の管理と言われていたが、どのような整備工事を行うのかとの質疑があり、江川遊水池のヘドロ除去は県が行った、その後の維持管理を容易にするため、町が水路整備を行うものであるとの答弁がありました。

次に、繰越明許費の筒井地区雨水対策と公営住宅等長寿命化計画策定について、協議に時間を要したとの説明があったが、職員が不足しているのかとの質疑があり、筒井地区雨水対策事業は、ボックスカルバート設置前に上水道管の移設が必要であったこと、公営住宅等長寿命化計画策定は、住民アンケートの実施に時間を要したためであり、職員の不足ではないとの答弁がありました。

また、ひよこたん池公園しがら改修工事は、入札不調という説明であったが、今後の予定はどう考えているのかとの質疑があり、2回入札不調となったことから、今後の対応は財政課と協議したい、工事は渇水期を考えており、なるべく早く業者を決定したいとの答弁がありました。

また、入札金額と予定額に大きな開きがある、設計金額の増額が必要ではないかとの質疑には、入札内容を業者から聞き取りし、状況を確認したいとの答弁がありました。

教育委員会所管については、学校管理費の光熱水費の増額の理由について質疑があり、今年度は4月から年間を通して空調設備を使用しており、コロナ禍で換気を行いながら冷暖房を行ったこと、また夏季休業中に2週間授業を行ったことにより電気使用量が増加したとの答弁がありました。

次に、繰越明許費の松前中学校解体工事について、予算額と繰越金額の差額について質疑があり、前払い金1,890万円を支払っているため、その額を差し引いた金額を繰越金額としているとの答弁がありました。

保健福祉部所管について、コミュニティ施設感染症対策事業費補助金1,410万円の減額について、コロナ対策の補助金ならばもっと積極的に使えばよかったのではないかとの質疑があり、この補助金はコミュニティ施設である公民館や集会所の備品購入費用や衛生設備の改修が対象となる、備品等の整備は23地区全部から、衛生設備の整備は11地域から申請があり、トイレの洋式化、自動水栓の設置を行った、補助金が出ることから空調設備の改修をしていただきたいと考えたが、新型コロナウイルス対策としての換気機能が搭載されたエアコンに限られており、既存のエアコンを取り外しての設置は、地域の費用負担もあることから、申請が少なかったため減額したものであるとの答弁でありました。

次に、介護保険費の補助金2,517万円の減額について質疑があり、今年度、高齢者施設



建設の申請がなかったため、介護施設開設準備経費に係る補助金について歳入歳出とも減額するものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第17号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に係る、国民健康保険税減免対応分に対する国庫補助金の交付による予算の組替え等を行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第18号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、既定の保険事業勘定に、歳入歳出予算それぞれ3,121万円を追加し、総額を28億6,209万2,000円とするものです。

保険課所管分の歳出は、保険給付費について、居宅介護サービス、施設介護サービス、介護予防サービス、高額介護サービスの給付額の決算見込みによる増額と、審査支払手数料の不足分を増額するものです。歳入は、介護保険給付費について、国、県及び町の公費並びに被保険者が負担割合に応じて負担している負担金、交付金、基金繰入金をそれぞれ増額するものです。

次に、福祉課所管分の歳出は、一般介護予防事業費について、新型コロナウイルス感染拡大により、リハビリテーション専門職への事業の委託が中止となったため減額するものです。歳入は、地域支援事業について、国、県及び町が一定の割合に応じて負担している補助金、交付金、一般会計繰入金をそれぞれ減額するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第19号令和2年度松前町水道事業会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出のうち、支出の消費税及び地方消費税について1,035万1,000円増額し、1,485万7,000円とするものです。

これは、水道使用料などの収入に係る消費税と、建設費等の支出に係る消費税について、建設費などの費用が繰越しや執行及び入札減少したことで差が生じたため補正するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

で、御報告いたします。

以上で議案第16号から議案第19号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第16号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号を委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第17号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第18号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第19号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

暫時、5分ぐらいその場で休憩をします。その場で。

(「昼やろう」の声あり)

このままでいきますと12時ちょっと過ぎますが、皆さん……

(「ちょっとじゃないよ、1時までかかるよ」「1時間はかかるよ」の声あり)

休憩しますか。

(「そらあ、もう議長に任せるけど」の声あり)

はい。任せていただけるならやりたいと思うんですが。

(「ずっとやりいよ、途中で止めるなよ」「途中で止まらずやらないかん」の声あり)

構いませんか。そしたら、トイレ……

(「やるんなら10分ぐらいの休憩ちょっと頂戴や」の声あり)

10分、ほんなら休憩します。12時まで。

(「全部やってしまうん」の声あり)

はい。

(「12時までやない、12時いうたらもう」の声あり)

12時5分まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後0時5分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第20 議案第20号 令和3年度松前町一般会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第21 議案第21号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第22 議案第22号 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第23 議案第23号 令和3年度松前町介護保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第24 議案第24号 令和3年度松前町水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第25 議案第25号 令和3年度松前町下水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第20、議案第20号令和3年度松前町一般会計予算、日程第21、議案第21号令和3年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第22、議案第22号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第23号令和3年度松前町介護保険特別会計予算、日程第24、議案第24号令和3年度松前町水道事業会計予算及び日程第25、議案第25号令和3年度松前町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る3月1日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第20号から議案第25号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第20号令和3年度松前町一般会計予算は、総額を114億2,945万9,000円とするもので、前年度に比べて3億67万5,000円の増となっています。

審査の過程において、総務部所管については、庁舎管理委託料は、昨年度の当初予算と比較して600万円程度減額となっているが、事業の総額では700万円程度増額になってい

る、内訳はどうなっているのかとの質疑があり、予算としてはほぼ同額である、資料への記載する際に、昨年度は委託料全額を記載していたが、今年度は委託料の中でも庁舎管理に係るもののみを記載したため比較して減となっているとの答弁がありました。

次に、防災一般管理事業の県防災関係システム等負担金が前年度より減額となった理由について質疑があり、今年度、高度化システムが整備され完了するため、来年度減額となるものであるとの答弁がありました。

次に、防災士養成について、今は男女関係なく呼びかけているのかとの質疑があり、男女関係なく受けていただけるが、役場からは積極的な女性の参加をお願いしているとの答弁がありました。

次に、以前から防災行政無線が聞こえにくいという意見を聞くが、予算の中に設備の改良や増設の予算はあるのかとの質疑があり、難聴対策用の予算を毎年計上し対応している、要望のあったところを調査し、改善工事を行っているとの答弁がありました。

次に、防災備蓄品において、その他財源で1,041万8,000円とあり、大規模地震災害対策基金とあるが、どこから用立てるのか、3億円との関係はどうなっているのかとの質疑があり、その他財源が基金からのお金であり、大規模地震災害対策基金の3億円から取り崩して備蓄品を購入するものであるとの答弁がありました。

次に、義農大賞について、真にボランティア活動をしている人が応募するだろうか、給付金でも詐欺があったように、偽りの活動家が賞金目当てに応募してくるのではないかと、そういった話は一切なかったのかとの質疑があり、検討段階において、我々職員レベルでその心配は出ている、しかし現段階での案ではあるが、受賞後には長期にわたり密着取材をし、映像化していく予定をしており、確認が取れるのではないかと考えている、今後詳細を決めていく中で、募集段階でのチェック機能について検討させていただくとの答弁がありました。

また、議員全員協議会の資料では、松前町の全国的知名度の向上とあるが、別の資料には義農精神を全国に発信するためと書いてある、意味が違うのではないかと質疑があり、義農精神の発信と松前町の知名度向上は両輪であると考えているとの答弁がありました。

委員からは、今回の1,500万円の予算は税金の無駄遣いである、今やるべき事業ではない、規模についても全国レベルでする必要はなく縮小すべきである、賞金も100万円も出す必要はない、義農公園の整備が実現してから完成記念としてやるべきではないか、自分の公約のために税金を無駄遣いしてはいけない、やるタイミングを考えてほしいとの意見がありました。

ほかの委員からは、タイミングや時期と言っているが、今コロナで暗いニュースが多いときだからこそやりたい、愛媛県も感染者数は少なくなっている、義農祭のときにやるこ

とも含めてタイミングとしてはベストだ、はんぎりも全国版のテレビで放映され、テレビコマーシャルでは「はだかむぎゅ」も松前が作ったと言ってくれている、タイミングとしては最高だ、義農作兵衛イコール麦、はだか麦は愛媛県が全国一位、こんなにうってつけのタイミングはない、町長の公約というが、公約は町長が自分のためにするのではない、町民に対しての公約であるとの意見がありました。

また、自分の身を犠牲にして、何百人もの村民の命が救えたのであればそれが本望であると言って、麦種一粒も食わずに亡くなった、その義農精神を大切にしてほしい、今これをやるのは、言い換えれば町民から麦種、税金を集めて、別に困ってもいない委託業者に税金を渡すということではないかとの意見もありました。

そのほかにも、クラウドファンディングとか財源を集めてはどうか、スポンサーを集めて財源確保することもできるのではないかなどの意見もありました。

次に、物件費の委託料が令和2年度より1億2,000万円ほど上がっているが、今後も上がるのかとの質疑があり、令和3年度については、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料の増があるためであるとの答弁がありました。

次に、財政調整基金について、2030年度末までに10億円にするという設定にしているにもかかわらず、毎年1億円ずつ減っている、目標達成に向けての初年度となる令和3年度も減る見込みだが、どのように考えているのかとの質疑があり、かなり厳しいスタートになっているという認識を強く持っている、歳入増と歳出減に向けての取組を着実に実施しなければならない、現在は当初予算時点で財政調整基金を崩さないと予算が組めない状況になっているため、まずその状況を解消したいと考えている、また過去3年間は実質単年度収支が赤字になっているため黒字を目指したい、大規模な建設事業は令和3年度で落ち着くと思っている、歳入増と歳出減に向けての取組を進めながら目標達成を目指したいと考えているとの答弁がありました。

委員からは、10億円という目標を立てたのであれば、それぞれの取組を計画的に実施するようにとの意見がありました。

続いて、産業建設部所管について、商工振興費の補助金約1,000万円の増額について質疑があり、東レ愛媛工場の研究施設増設に伴う奨励金が含まれているとの答弁がありました。

次に、工場等設置奨励事業について質疑があり、試験研究施設増設に伴い、令和2年度から東レ愛媛工場の固定資産税が増額となるため、町の利益になっているとの答弁がありました。

また、一般財源から奨励金として補助金を出しているのであれば、町内の在住者を優先的に雇用してもらえないのかとの質疑があり、奨励金の交付は、雇用吸収力や地域振興への寄与等を目的としている、試験研究施設では雇用12名のうち6名が町内在住者と聞いて

いる、今後機会を捉え、町の要望事項として声を届けていきたいとの答弁がありました。

次に、南黒田工業団地整備調査委託料について、鳥ノ木北団地の方の同意がない、全員が了承していないのになぜ先に企業誘致を進めるのかとの質疑があり、説明の中で洪水対策、渋滞緩和についてはきちんと話している、環境対策については企業が決まらなければ業務内容の説明ができない、企業アンケート調査の実施に当たっては、鳥ノ木北団地の方に丁寧に説明を行っていく、また伊予市が協力してくれるかどうかの見込みはあるのかとの質疑に対し、伊予市の都市整備課と連携して協議を行っている、職員間でも連携し事業を進めたいとの答弁がありました。

委員からは、地権者の大多数が賛成でも、1人、2人が反対すればできなくなる、ある程度全員に確約を取るなど、後で問題にならないよう手続をしてほしいとの意見がありました。

次に、住環境改善事業の予算計上について質疑があり、除却工事については前年度見込みで予算計上をしている、住民の方から相談があれば協議を行い解決するようにしているとの答弁がありました。

次に、ダングラ川護岸改修工事の費用について質疑があり、改修工事費用は令和3年度1,000万円、令和4年度1,000万円の合計2,000万円を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、一般町道等整備事業について、宗意箱住宅の建て替えのための進入路を計画しているとの認識でよいのかとの質疑があり、建て替えをするにしても今の状況では重機が入らない、道路がなければ有効利用が図れない、予備設計の中で必要な幅員を計画していきたいとの答弁がありました。

委員からは、通学路でもあり、歩道の確保をしてほしいとの意見がありました。

次に、筒井地区雨水対策事業の雨水貯留施設基本設計業務の事業内容について質疑があり、基本設計を専門業者に委託し、貯留量を検討し、面積、大きさの設計をしていきたいとの答弁がありました。

続いて、教育委員会所管について、GIGAスクール端末導入における教職員研修について質疑があり、今年度中に各学校の代表の先生に端末や、学習支援ソフト等の使い方の研修を行う予定である、令和3年度には、新型コロナウイルス感染症対策の交付金を活用し、学校から問題点や要望を把握して、研修を実施したいとの答弁がありました。

次に、中学校の指導用図書購入について質疑があり、教科書採択があり、令和3年度から教科書が変わるため、購入が必要になる、学校での授業は、現時点では紙の教科書を使用しており、デジタル化はまだ先になるとの答弁がありました。

次に、ホッケー場観客スタンド備品購入について質疑があり、約100名収容できるアルミ製ベンチの設置を考えているとの答弁がありました。また、日よけの屋根は設置しない

のかとの質疑があり、まずは観客スタンドのみを設置することにした、屋根の設置は今後の検討課題としているとの答弁がありました。

委員からは、熱中症防止のために日よけの屋根は必要と考える、また設備が不十分なことで利用されなくなってもいけないので、ぜひ検討してほしい、その際には、おしやれ予算を活用するなどして、すばらしいものを造ってほしいとの意見がありました。

次に、令和2年度の成人式が延期になったが、開催の計画はあるのかとの質疑があり、実行委員会等の意見によれば、晴れ着を着たいという要望が多いため、時期的には秋以降を考えているとの答弁がありました。

続いて、保健福祉部所管について、自立支援給付費の増加について質疑があり、例年、年度途中で状況を見ながら予算を補正していたが、扶助費も年々増加する傾向であるため、今回からは令和元年度と令和2年度の扶助費の上昇率等を勘案して当初予算に計上することにした、なお国費2分の1、県費4分の1の配分は変わっていないとの答弁がありました。

次に、浄化槽設置整備事業を前年に比べて2,000万円ほど減額したのはなぜかとの質疑があり、新築の場合の補助金を令和2年度で終了するためである、この補助金は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽に早く切り替えてもらう目的で本来はすべきもので、新築については平成14年に法律が変わり、合併浄化槽の設置義務がついたため、補助金を出さなくても合併浄化槽になるということや、松前町の財政を考えて補助金を終了することにしたとの答弁がありました。

委員からは、新築について補助金を終了することには反対であり、公共下水道整備構想計画区域でない地域には、これからも補助金を出さなければ不公平感が出てくる、北伊予、岡田地域は公共下水道ができないから合併浄化槽の設置に補助金を出していたはずである、このようなことをしたら、北伊予、岡田地域は人口も増えず、土地の価格も下がってしまう、またこういったことは段階的にするべきで唐突過ぎるとの意見がありました。

次に、健康プロジェクトについて質疑があり、令和2年度は新ふるさとづくり総合支援事業補助金を使って事業を行ったが、2年目はこの補助金が出ないため、令和3年度は全額一般財源で行うとの答弁がありました。

以上のような審査を行った結果、委員から、義農大賞に係る事業費750万8,000円に関する部分を削減し、浄化槽設置整備事業費に2,050万8,000円を増額する修正案が提出され、修正案について採決を行った結果、賛成少数で修正案を否決しました。

次に、原案について採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

なお、本日の報告以外にも種々の真剣な質疑応答がございました。それらについては、議会広報の紙面の範囲で掲載していただくよう広報委員会にお願いするものであります。

次に、議案第21号令和3年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を33億5,156万2,000円とするもので、前年度に比べ1,806万7,000円の減となっています。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税4億6,405万7,000円、県支出金25億1,045万2,000円、繰入金2億5,076万7,000円、繰越金1億2,200万円です。歳出予算の主なものは、保険給付費24億8,224万7,000円、国民健康保険事業費納付金7億7,561万4,000円です。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第22号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額を4億8,009万3,000円とするもので、前年度に比べ951万6,000円の増となっております。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料3億5,946万7,000円、繰入金1億2,034万2,000円です。歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億4,939万4,000円、総務費3,014万8,000円です。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第23号令和3年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を28億1,520万2,000円、介護サービス事業勘定を1,166万6,000円とするものです。

前年度に比べて、保険事業勘定は6,667万2,000円の増、介護サービス事業勘定は71万1,000円の増となっています。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第24号令和3年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億6,269万4,000円、収益的支出5億1,257万3,000円、資本的収入2億9,641万6,000円、資本的支出4億6,920万4,000円とするものです。

審査の過程において、上水道基幹施設運転管理委託について質疑があり、浄水場の維持管理は、昨年度公募型プロポーザル方式で5年間の長期継続契約を行った、施設の運転管理、水質管理のため高度な運転技術、専門的な知識が必要で、適正な管理が行える業者に委託しているとの答弁がありました。

また、5年間の長期契約とする際、年間費用を抑えるよう費用削減の交渉はできなかったのかとの質疑があり、プロポーザル方式は提案書の内容、金額を受け入れる形になるため、費用削減交渉は現実には難しいとの答弁がありました。

次に、報償費を支払っている検針員及び集金員について質疑があり、検針員18名、集金員3名であるとの答弁がありました。

次に、検針回数を月1回から2か月に1回とするなど、コストを下げる考えはないのか

との質疑に対し、今後の課題と考えているが、現在のところ漏水や水量確認の観点から毎月検針の予定は変わらないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第25号令和3年度松前町下水道事業会計予算、収益的収入5億5,432万2,000円、収益的支出4億8,093万1,000円、資本的収入3億4,028万4,000円、資本的支出5億5,556万4,000円とするものです。

審査の過程において、下水道の接続率について質疑があり、現在、下水道の整備は予定地域の約70%まで進んでいる、その接続率は約80%と考える、残りの20%に対しては接続義務ということで周知、お願いをしているが、新築など既に合併浄化槽を構えているところは接続に至っていないとの答弁であります。

次に、松前浄化センター運転管理委託について、有資格者がいるのかとの質疑があり、水道事業同様、毎日稼働している施設であり、運転管理のため高度な運転技術、適正な管理が行える有資格者を配置し、監視、管理を行っている、常駐1名、作業によっては1名増員し日常管理を行っているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上、議案第20号から議案第25号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第20号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論の申出がありましたので、討論を行います。

まず、原案に反対する反対者の発言を許します。

4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 私は、令和3年度一般会計予算に反対です。

一般会計予算の中にある義農大賞について、特に反対ですので、全体である一般会計予算に反対という立場です。

その義農大賞を反対する理由、大きく2つあります。

1つ目が、この義農大賞というものは、義農作兵衛さんに対する冒とくであるということです。御存じのとおり、義農作兵衛さんは我が身を犠牲にして何百人もの村人の命を救うことができるなら、それは私の本望であると言い、村人が食べるよう促してもかたくなに拒否をし、最後には麦種一粒も食べずに亡くなっていかれた。これが義農精神というも

のです。

作兵衛さんには悪いんですが、この義農大賞を例えてみると、町民から集めた税金を委託業者、受賞者、表彰に関係する関係者、特に困っていないその人たちに町民から集めた税金を渡そうということなんです。そして、町のPR、義農作兵衛、義農精神を広める、これは義農精神に反することではないでしょうか。

私は、人の名前を使って事業をする場合には、その人を最大限尊重しなければいけない、その人の生き方、意志を決して汚してはいけない、そういう事業にしなければいけないと思うんです。でも、この義農大賞では、作兵衛さんの生き方を否定するようなやり方、皆さんどうでしょうか、義農作兵衛さん、生き方を考えると、このことを知ると、そんなやり方でわしの名前を広めんでもいいよと、わしの名前を使って義農大賞1,500万円かけるなら、その金を町民のために使ってくれないか、私は泣きながら訴えると思います。非常に悲しいことです。

2つ目、この義農大賞以外にやることがあるのではないかとということです。

その一つの大きなところ、町長が最初の本会議に私の質問に答えましたが、その中に町民さえ知らない人がいる、ではまず最初に町民に義農作兵衛さんの名前、義農精神を広げる、これが1番ではないでしょうか。いろんな方と話ながら、その内容を少し考えてみました。

まず1つ、松前町のホームページに義農作兵衛さんのページがあります。ただ、なかなかそこにたどり着けません。ホームページ、トップページに松前町の偉人義農作兵衛とあれば、必ずクリックをしてそのページへ飛ぶというふうになれば、松前町に変わってきていろんな手続をしなければいけない、ホームページを見たらあると、必ず開いて義農作兵衛さん、松前町にこんなすばらしい人がいたのか、広まることができると思います。

2つ目、私、義農大賞の中でただ1つ否定していないものがあります。それが地域功労賞です。これを義農功労賞と名前を変えて、松前町でボランティア活動等に励んでいる人を義農祭で表彰する、その表彰の様子と義農作兵衛のちょっとしたエピソードを広報まさきに載せる、こういう方法もあるのではないのでしょうか。

3つ目、義農ボランティア支援事業というものを起こします。ボランティアするにも用具等でお金がかかります。ですから、そういったボランティアをする方へ用具等の補助をする。当然、広報まさきでお知らせしなければいけません。その人たちの申請とか報告書はできるだけ簡略し、多くの人が利用できるようにする、そして報告書には写真等を添付していただき、これもやはりそういったボランティア活動に励んでいる方を広報まさきに載せ、松前町でこんなにボランティアをしている人、義農精神に基づいて頑張っている人がいるんですよ、紹介してはどうでしょうか。即効性はありません。地道に地道にやっていたら、義農さんの名前、精神、ボランティア活動が広がってくるのではないでしょ

うか。

最後に、これは少しお金がかかりますが、義農公園の整備。義農顕彰館を建ててもいいと思います。ただ、整備するにはお金が要るので、義農大賞で使おうとしているお金を基金として毎年ためていく、プールしていく、そういう方法もあるんじゃないでしょうか。

ほかにもやり方があるっていう2つ目ですけれども、義農さん、あるいは1,500万円という金を考えてみると、ちょっと的からは外れるんですが、麦の生産、盛んですけれども、私が聞くところによると精麦所は松前町にはないと、私聞いております。ですから、生産から販売、加工販売まで、松前町の中で完結するように、これは事業ですから松前町が単独でできることはないでしょうが、そういった業者に補助を出す、松前町で完結する。作兵衛さんが残した麦種をこれから脈々と受け継いでいく、そういうふうにするやり方もあるんじゃないでしょうか。

以上のような理由から、私は反対です。

最後に、議員の皆さん、本当にこの事業を実施しても構わないんですか。私、全国から笑われると思います。ボランティアを募集して、それを評価して100万円を渡すと。どうでしょう。また、例えば人命救助をした人がいる一方で、近所にある地域の公園を毎日のように清掃をしている方、こういう2例が出てきたとするでしょう。全く関係ない松前町がその人たちを評価して、こちらが大賞だとやってもいいことですか、それ。その人たちは、人間として当然のことをしている、そう思っているはずです。その人たちを勝手に評価していいんですか。

また、真にボランティア活動に励んでいる方、この賞を知ったら私怒ると思います。私たちはそんなつもりでやっているんじゃないと、人のためにやっているんだ。恐らく、真にボランティア活動に励んでいる方は、応募、あまりないんじゃないでしょうか。逆に、賞金100万円だと、募集要項を見て、これをそろえたらいいんだな、で出して、もしかするとその人たちが大賞になるかもしれません。私自身はその可能性のほうが高いと思います。町民の税金、そういった形で使われてもいいんですか。

今は情報化社会で、SNSも発達しております。瞬く間にこういった情報は流れます。見つけた人が上げると、瞬く間に広まります。恐らく、よく言う人はいないと思います。どんな形であれ、松前町のPR、義農精神をPRしていいんですか。それでもいいっていう方は私止めません。どうぞ賛成をしてください。どうぞ、賛成して構いません。

ただ、私たち議員は町民の代表です。私から言うと、私を支持してくれた方の代表ではありません。議員になった以上、松前町民全体の代表です。この後、採決になると思いますが、議会の判断、どちらになっても構いませんが、町民の皆さんはどう判断されるでしょうか。そこをよく考えて、良識ある判断を。

○議長（加藤博徳） 次に、原案に賛成する賛成者の発言を許します。

12番岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 議案第20号令和3年度松前町一般会計予算について、委員長
の決定に賛成の立場で討論を行います。

今、新型コロナが蔓延し、なかなか終息のところまでいっておりません。なお、またこのワクチン接種の実施についても、最終的にはまだ定かではないと。オリンピックが始まる頃までには何とかなるんじゃないかというような予測も出ておりますが、そういうようなところでこの令和3年度の予算については、まず新型コロナに対する対応、これを第一に考えていくという必要もあります。そして、この予算案では、子育て支援とか雨水対策とか、いろいろと新しい分野での取組もなされております。その中に、義農作兵衛さんの顕彰をする義農大賞というものが出ております。これは、町長が長年の思いとして、実施したいというその思いが今回の義農大賞ということで出ておると思います。

私は、義農作兵衛翁を郷土の偉人であって、またその義農精神というものは、我々松前町の町民は引き継いでいく、あるいは引き継いでいかなければならないと考えております。ただ、義農神社云々とか、あるいは公園云々という、これは持ち主とかいろいろありますので、宗教上の問題もありますから、それは手がつけられないというところもありますけども、いわゆる義農精神等々については十分に我々としては継承していくと。そのために義農大賞ということを作成されましたが、この義農大賞というのは、その精神を引き継いでいくのと、もう一つは松前町そのものを売り込むということも兼ね備えておるのではないかと思います。

やはり、今の松前というあの漢字を書いて、北海道の松前という、「まつまえ」という読み方を県内の住民はほとんどないと思いますけども、四国3県の中には「まつまえ」町ですかと言われるような事例もございます。そういうことで、松前町というこの漢字がそのまま読んでいただけるように持っていくと。そのためには、何で売り出すかという、やはり松前町の偉人である義農作兵衛翁のお名前、あるいはその精神をお借りしてやるということも、これは大事なことではないかと思います。

そういうようなことで、私はこの義農大賞について、あるいは令和3年度の一般会計予算については賛成と、委員長の報告どおり可決すべきだと考えております。

ただ、ちょっとこれ話はそれますが、先週の土曜日に朝5時前のNHKの放送、終わりのほうでございましたが、愛媛県松前町とアナウンサーはちゃんと、それはそれなりにプロですから読んでくれました。その中に、図書館の近辺を散歩してるときに前から自転車
が来た、若い青年だったと。その方が擦れ違うときにちょっとよけたらありがとうございましたと言って一言礼を述べていったと。

ただ、その行為じゃなくて、もし我々議員としても全国的に松前の名を売るためには、義農精神そのもの、あるいは義農大賞だけではなくて、報道関係へも一筆、はがきは

63円ですか、それでどっかの時点で何らかの形で報道ということもあり得るので、やはりそういうようなことも考えていただいて、この令和3年度一般会計予算、これを議員各位が賛同をしていただくようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。どうもありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 次に、原案に反対する反対者の発言を許します。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私は、議案第20号令和3年度松前町一般会計予算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど曾我部議員が義農さんの関係で熱弁を振るわれたので、感心をしておるところでございますが、私は2点、今日も北伊予校区の区長さんも見えられとるということで、まず浄化槽設置整備事業、この件について私なりの意見を述べさせていただきます。

先般、委員会において浄化槽設置補助金新築分が終了しますということで、議題の中で理事者側から説明がありました。この2月号というのは、出すのであれば1月には印刷に出しておると思います。これを議会にも全然知らないことで、この件の予算が3月議会、今議会に提案されとるんです。これは誠に議会軽視と言うておかしくないと思います。これは後ほど議長から理事者側に訂正を求めると思います。

これは今までに、長年私も二十数年議員をしておりますが、こういう先走って議会に承認なしに、まだ承認をいただいてないのにこういうことを出すということ事態が、今までは私はあまり経験がございません。その点、町民課長はよく考えとっていただきたい。町長は、多分知らんと思うんです。課長サイドでこれを出したらいいという意味のものではない。議会に提案されとる以上は、こういう案件は議長なりに相談して出すべきであって、ましてや松前町においては区長会という大きな組織があります。区長会に事前に説明もなくしてこれを広報に出すということは、議会もそうであるが区長会に対して失礼なこと、大変失礼である。もっと1年間をかけて調整をすべき案件である、もっと町民のためにこの行政はあるわけですから、町民にも少し説明をする、その代表として区長会に説明するのが当たり前であって、今日区長さんも見えられとりますが、広報を見て初めて分かったという人もたくさんおると思う。そういうことで行政、これから成り立っていきません。これについては、町長も知らんことであると思うし、町長も憤りがあると思うので、この件についてはまた後で町長から訂正があると思うので。

そもそも、浄化槽というのは、私の経験と先輩からのお話を聞いた話ではありますが、二十数年前に下水道配備をするときに、この計画区域でない北伊予校区、岡田校区に対して補助金をつける、合併浄化槽を設置する許可を下ろす、それと同時に補助金体制ができたと思うんです。それは当然、下水道にお金がかかります。バランスを取って下水道配備しないところの浄化槽設置に対する補助金は、これは平等、お金の使い方にとっては松前

も北伊予も岡田も1つです。北伊予、岡田に補助金をつけるというのは、その当時の住田町長でしたか、そういうふうには歴史があるんです。それを今の行政は知っておるのかどうか知りませんが、歴史的にはそういうふうには私は聞いております。

それを、県の補助金がないからといって、この広報1枚で切ると、言葉は悪いですけど、補助金がないんだからもう切りますよというのは、そらあ間違っではないです。それでは、行政は誰のためにあるんですか。町民のためにあるんでしょ。町民が困ることを行政がしてはいけません。やはり、この浄化槽の補助金は復活すべきである。なぜこれだけ言えるかというたら、下水道は二十数年前から施設も含めたら120億円ほどお金を投資しとんです。皆さん、知ってますか、120億円です。松前町の1年間の予算よりたくさんです。まだこれから10年かかるんです、下水道を完備するまでに、計画しておるところを全部やろうと思うたら。あとまだ30億円かかるんです。

今年度予算でも、財政課から3億円の一般会計から繰り出しをしとる。皆さん、知っておりますか。3億円は知っとるけど、今までどれだけお金をつぎ込んだかというのは知らんと思うんです。120億円突っ込んだんです。突っ込んだというたら悪いですけど、それだけ費用が要とるんです。北伊予、岡田にこの1,000万円や2,000万円の補助金をなぜ切るんですか。血も涙もない。やっぱり、下水道とこの浄化槽の補助金というのはセット、もっと住民のことを考えていただきたい。

先ほど、曾我部議員が義農大賞について言われましたが、義農大賞に1,500万円、このお金、先ほど委員長報告の中では、下水用にしても財政が大変だからという話で、行政側から返事があったと。住民の税金の使い道、我々議員がそれを判断するんです。議会と行政は両輪ですから。その町長が提案した予算が無駄なお金でないか、有効なお金か、それを判断するんです。

私は、商売しよる人間として、私が親から引き継いだのは、商売人は信用ぞと。商売人が言う、要するに生き銭、死に銭です。やっぱり生き銭を使わないかん。行政も同じことです。やはり、今回この2つを合わせてみると、一方では町長の公約、これはトップダウンです。職員が上げた予算でも何でもなし、町長の思いで予算を1,500万円組んだわけです。自分の公約に税金を1,500万円使うんであれば、この補助金を切る意味がない。お金がないんじゃったら、それなりに余裕があるときに公約実現をしたらええ。お金がないのなら、もっと予算を少なくして公約を実現するのはいいと思います。

いろいろ言いましたけれど、批判するだけが議員じゃないので、最後に町長にお願いしときます。修正案で曾我部議員が、義農大賞の予算を合併浄化槽の補助金に回していただくことはできないかという、回す方向がいいんじゃないかという提案があったけれど、これは否決されました。6人の委員さんに、いわゆる言葉が過ぎるかもしれんけど、町長のイエスマンです。町長が言うたら、絶対に背けんという議員さんが6人おります。我々も

義農大賞、気持ちように賛成したいんです。

これで最後に町長にお願いしときますが、これ予算は可決すると思います。あえて私は言うんですが、可決した後、町長のお考えで義農大賞を1年待っていただきたい。その予算を補助金に回していただきたい。来年の4月に義農大賞の予算をもう一遍組んでいただきたい。全員が賛成して気持ちように義農大賞をしたらどうでしょうか。それは町長の英断です。それが町長の仕事です。松前町の町民がみんな喜んで、議員も全員が賛成して、義農祭のときに盛大にやるのは、私は賛成したい。しかし、こういう予算のつくり方というのは、大変問題があると思います。北伊予から出て二十数年議員をさせていただいておりますので、町長の英断を期待したいと思います。これは町長しかできんことです。町長ならできるんです。この予算に対する組替えはできるんです。みんなが気持ちように、先ほど曾我部さんも言いましたが、義農さんも喜ぶような形で全員が賛同して義農大賞の祭典をしましょうや。それは町長の決断によります。これだけをお願いしときます。もしこれが実現せんのであれば、私は6月で爆弾的な一般質問をします。脅しても何でもないんです。これは、私は町長に期待しとるという意味でございます。

以上で討論を終わりたいと思いますが、議員にお願いはするつもりもございません。先ほど曾我部議員が言ったように、町長の暴走を止めるのは議員の仕事です。町民は見とります。誰が賛成して反対したか。やはり、町長の英断を私はお願いしとる以上は、期待はしときます。でも、議員は立場が違うんです、町長とは。両輪です。そこをわきまえて判断をしていただきたい。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員の討論を終わります。

次に、原案に賛成する賛成者の発言を許します。

3番渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 私は、議案第20号令和3年度松前町一般会計予算について、賛成の立場で発言させていただきます。

令和3年度からは、補助対象を単独浄化槽又はくみ取り便槽からの転換設置に限ることとし、新築に係る設置は補助対象から外されています。新築に係る設置を補助対象から外す理由について、まず新築で浄化槽を設置する場合、浄化槽法及び建築基準法により、補助金の有無にかかわらず、合併処理浄化槽の設置が義務化されており、補助金の目的である合併処理浄化槽の設置の推進につながらないこと。それから、近隣では松山市も補助を行っていないこと。そして何よりも、国も単独浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に予算を重点化するとの方針に変わってきたこと。このことにより、新築に係る設置を補助対象から外すことはやむを得ないことだと思います。

次に、令和3年度予算案には、町民の生命と健康被害に大きく関わる新型コロナウイルス感染症

のワクチン接種に関する予算が計上されております。一日でも早いワクチン接種の実施により、新型コロナウイルス感染症が終息に向い、町民の皆様の不安が取り除かれることを望みます。

特に、新しく取り組むこととされている産後ケア、養育支援訪問、松前小学校放課後児童クラブの建設といった子育て支援の充実のほか、浸水被害の軽減を図るための新たな雨水貯留施設の整備など、住民福祉の向上や安全な暮らしを守るために重要な取組でもあり、早急に実施していただきたいと思っております。

また、新たに創設される義農大賞は、今まで受け継がれてきた松前町の全国に誇るべき義農精神を全国に発信し、後世に引き継ぐため効果的な発信力である取組だと私は思います。ずっと松前に住んでいて、やはり外から、他県から、日本中から、松前町にはすごい人がいたんだねと思われるようなすばらしい偉人がいた、そういうことを町民一人一人が誇りにして、そしてその人の心意気を後世に伝えていくことが私たちの務めではないかと思っております。

令和3年度予算案には、そのほかにも町民の皆様の暮らしに寄り添った様々な予算が計上されております。住民生活に支障を来さないよう、速やかに予算を執行すべきだと考えます。

以上のことから、議案第20号令和3年度松前町一般会計予算を委員長の報告どおり可決すべきだと考えています。議員の皆様のお賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（加藤博徳） 申出のあった討論は、以上です。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） それでは、討論を終わります。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議ありますので、議案第20号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤博徳） ありがとうございます。起立多数です。したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

議案第21号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第22号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第23号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第25号の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第26 議案第26号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第1号) (上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第26、議案第26号令和3年度松前町一般会計補正予算第1号を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○**予算決算常任委員長（影岡俊範議員）** 去る3月1日、本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第26号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第26号令和3年度松前町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ5,197万円を追加し、総額を114億8,142万9,000円とするものです。

この補正予算は、令和3年度当初予算編成後に国から新型コロナワクチン接種の実施に係る補助金の具体的な対象経費等が示されたため、ワクチン接種の集団接種を実施するために必要な接種会場設営等及び医師、看護師の委託料等を追加計上するものです。

審査の過程におきまして、委託料について、集団接種は何時間を想定しているのかとの質疑があり、医師会との調整は済んではいないが、3時間を想定しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○**議長（加藤博徳）** 委員長の報告を終わります。

議案第26号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長（加藤博徳）** 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長（加藤博徳）** 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（加藤博徳）** 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第27 議案第27号 松前町教育委員会教育長の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○**議長（加藤博徳）** 日程第27、議案第27号松前町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第27号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会教育長本馬毅氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となるため、後任教育長に足立一志氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものです。

参考として、本人の経歴を添付しておりますので、御一覧ください。

御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第27号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第27号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は同意することに決定をいたしました。

ただいま同意いたしました足立一志さんが挨拶に見えられておりますので、このまましばらくお待ちください。

○議長（加藤博徳） 足立一志さん、挨拶をお願いいたします。

○足立一志氏 失礼いたします。

ただいま御紹介をいただきました足立一志でございます。この度は、教育長の選任に關しまして皆様の御同意をいただき、ありがとうございます。責任の重さに大変身の引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、ふるさと松前町の町民の皆様に寄与できる教育行政を進めていくために精いっぱい頑張りたいと思っております。

皆様には、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（加藤博徳） 足立一志さんの挨拶を終わります。

~~~~~

日程第28 議案第28号 令和2年度松前町一般会計補正予算（第8号）（上程、提案

理由説明、質疑、討論、採決)

○議長（加藤博徳） 日程第28、議案第28号令和2年度松前町一般会計補正予算第8号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第28号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の追加議案書3ページをお開きください。

令和2年度松前町一般会計補正予算第8号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、総額を152億3,199万円とするものです。

この補正予算は、新型コロナワクチン接種の実施に当たり、国が構築した接種記録システムへのシステム対応が必要となり、現在使用しております総合行政システムを改修する必要が生じたため、システムの改修に係る委託料を追加計上するものです。

内容につきましては、早瀬子育て・健康課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（早瀬晴美） 議案第28号について、補足して説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

予算の追加議案書の17ページと、追加議案の参考資料1ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、12節委託料の補正額100万円の内容は、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、住民基本台帳及び予防接種台帳のデータを新型コロナウイルスワクチン接種記録システムのデータベースへ入力する必要があるため、総合行政システムを改修する委託料です。

続いて、歳入について御説明します。

予算の議案書の16ページをお願いします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助金の補正額100万円は、先ほど申し上げましたシステム改修委託料に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金となります。

次に、議案書の11ページと、参考資料の1ページの下段をお願いします。

繰越明許費になります。

先ほど歳出で申し上げましたシステム改修については、今年度中の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものです。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第28号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第28号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案どおり可決されました。

ただいま議会運営委員会委員長岡井馨一郎議員から委員会提出議案第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。委員会提出議案第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

**追加日程第1 委員会提出議案第2号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)**

○議長(加藤博徳) 追加日程第1、委員会提出議案第2号松前町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松前町議会議会運営委員長岡井馨一郎議員。

○議会運営委員長(岡井馨一郎議員) 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

令和3年3月17日。

松前町議会議長加藤博徳様。

提出者、松前町議会運営委員会委員長岡井馨一郎。

提案理由。

松前町の組織の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

また、附則において施行は令和3年4月1日からとするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

委員会提出議案第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

委員会提出議案第2号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、委員会提出議案第2号は原案どおり可決されました。

ここで、本年3月31日をもって退職される本馬毅教育長から挨拶の申出がありましたので、これを認めます。

本馬毅教育長。

○教育長（本馬 毅） 退任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

平成27年4月から、新教育委員会制度の教育長として2期6年間務めさせていただきました。その間、皆様方には御指導、御鞭撻を賜り、心よりお礼を申し上げます。

在任中、多くの教育課題に現場主義を大切にして取り組んできたつもりですが、力不足のため職責を十分果たせなかったのではと、現在自問自答しています。教育の町宣言の最終部分に、行政施策の基本を教育に置き、総力を結集して大松前町建設の理想の実現と責務の遂行に邁進するとあります。教育への投資は、未来への投資です。名実ともにすばらしい教育の町となることを切に願っています。

皆様方には御健康に留意され、今後とも松前町発展のために御活躍されますことをお祈り申し上げ、甚だ簡単でございますが、退任の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 本馬毅教育長の挨拶を終わります。

お諮りします。

各常任委員会が、委員会条例に規定する所管の事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、令和3年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

今議会においては、令和3年度当初予算をはじめ数多くの議案について御審議いただきました。議員各位には、終始熱心に御審議をいただき、提案した議案の全てについて可決をいただきました。誠にありがとうございました。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に十分配慮してまいります。

先月15日に、当町職員の官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害事件につきまして、松山地方裁判所において当町職員に対し有罪判決が言い渡されました。町民の皆様、町政に対する信頼を損なう結果となったことにつきまして、改めておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。この度の判決を真摯に受け止め、改めて職員の綱紀粛正を図るとともに、町民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。有罪とされた職員につきましては、控訴の状況を確認しながら、適正に処分を行いたいと考えています。

さて、新型コロナワクチン接種につきましては、当初、高齢者等へのワクチン接種は、4月から開始する予定でしたが、現在、国が示している高齢者向けワクチンの供給スケジュールによると、4月中の供給量が極めて限定的であり、松前町への供給時期は、4月26日以降になる見通しとなったことから、本町における高齢者等へのワクチン接種は5月以降に開始する予定となりました。

いまだ、国からのワクチン供給が不透明であるため、現段階で本町の具体的な計画をお示しすることができませんが、今後計画が固まった段階で、順次、町ホームページ、広報紙等により町民の皆様にお知らせしますので、いましばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関しましては、今月1日に、愛媛県の特別警戒期間が終了しました。今後は、社会経済活動の再生を図る必要があります。しかしながら、感染症を再拡大させないためには、当面の間、警戒レベルの維持が必要です。

町民の皆様にとりましては、これから年度替わりの時期となり、歓送迎会などの恒例行

事が多くなることと思います。参加される際には、引き続きマスクを着用するなど、基本的な感染回避行動を徹底するとともに、人数、時間などについても一定のルールを守り、楽しい時間を笑顔でお過ごしいただければと思います。

先日12日に全国で最も早い開花が対岸の広島県で発表され、15日には松山でも平年より早い開花となり、瀬戸内に春を知らせる花の便りが届きました。今年度はコロナ禍により様々な行事、イベント等が中止になるなど、本当に我慢の年でありましたが、来年度は夏祭りやたわわ祭など、松前ならではの行事を町民の皆さんと一緒に明るい笑顔で楽しむことができるよう、一日も早いコロナ禍の終息を願っています。

終わりに、議員各位におかれましては、今後も町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長の挨拶を終わります。

これにて令和3年松前町議会第1回定例会を閉会いたします。

午後1時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 西 村 元 一

松前町議会議員 渡 部 恵 美